

香川県豚熱・アフリカ豚熱防疫マニュアル

令和7年9月

香 川 県

香川県豚熱・アフリカ豚熱防疫マニュアル目次

第1章 豚熱・アフリカ豚熱	3
第2章 防疫対策の基本方針と組織体制	
第1 防疫対策の基本方針	4
第2 ワクチン等	6
第3 防疫対策本部	7
1 香川県豚熱・アフリカ豚熱対策本部の組織体制	1 2
2 県対策本部における各部局の分掌事務	1 3
3 県対策本部各班の主な業務	1 4
4 県対策本部【総括班】の組織体制及び分掌事務	1 5
5 現地対策本部の組織体制及び分掌事務	1 7
6 連絡体制	1 9
第3章 発生前の防疫対策	
第1 事前の防疫対策	2 1
第2 「迅速で徹底した防疫措置」を行うための事前準備	2 5
第4章 豚等での発生時の防疫対応	
第1 異常豚の発見の届出から防疫措置完了までのタイムテーブル	2 9
第2 異常豚の発見の届出から現地立入検査結果等の送付までの対応	3 5
1 家畜保健衛生所（発生地家保）の対応	3 5
2 病性鑑定室の対応	3 7
3 畜産課の対応	3 7
4 非発生地家保の対応	3 7
第3 現地調査結果等の送付から国による病性決定までの対応	3 8
1 現地対策本部立ち上げまでの発生地家保の対応	3 8
2 現地対策本部の設営	4 0
3 現地対策本部における対応	4 0
4 病性鑑定班の対応	4 3
5 県対策本部の対応	4 4
6 市町の対応	4 8
第4 患畜（疑似患畜）決定後の対応	5 0
1 県対策本部の対応	5 0
2 現地対策本部の対応	5 5
3 市町の対応	5 7
第5 発生農場等の防疫措置	5 8
第6 豚等での発生時における野生イノシシへの対応	6 2
第5章 詳細マニュアル	
① 移動制限区域の農家への周知	6 4

② 資材調達	6 8
③ 消毒ポイントの運営	7 2
④ 発生農場における防疫措置	8 2
⑤ 動員者のサポート	1 0 3
⑥ 感染経路究明のための疫学調査	1 0 7
⑦ 発生状況確認検査、清浄性確認検査、例外協議	1 1 2
⑧ 埋却	1 1 6
⑨ 農場清掃、消毒	1 2 6
⑩ 埋却地の管理	1 2 7
⑪ と畜場での発生時の対応	1 2 8
第6章 野生イノシシで感染が確認された場合の防疫対応	
第1 県の抗原検査陽性から国による病性決定までの対応	1 2 9
1 病性鑑定室の対応	1 2 9
2 畜産課の対応	1 2 9
3 家畜保健衛生所の対応	1 3 0
4 市町の対応	1 3 1
第2 陽性決定後の対応	1 3 2
1 畜産課の対応	1 3 2
2 家畜保健衛生所、畜産試験場の対応	1 3 5
3 市町の対応	1 3 6
第3 野生イノシシへの対応	1 3 6
第7章 県民の不安解消及び風評被害対策	
1 情報提供	1 3 8
2 相談窓口の設置	1 3 8
3 消費者及び食肉取引業者等への対応	1 3 8
第8章 制限の解除及び防疫対応の終了	
1 制限の解除	1 3 8
2 防疫対応の終了	1 3 8
様式 1～8	1 3 9
参考資料	
防疫従事者等健康管理基準（防疫作業従事者用）	1 5 4
防護服の着脱について（ウイルス拡散を防ぐために）	1 5 5
防疫作業時の注意事項等	1 6 3
家畜の取扱いについて	1 6 7
香川県豚熱・アフリカ豚熱対策本部設置要綱	1 7 0
香川県豚熱・アフリカ豚熱対策連絡会議設置要綱	1 7 2
豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針	(別冊)
アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針	(別冊)
C S F・A S F対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き	(別冊)

香川県豚熱・アフリカ豚熱防疫マニュアル

制定：令和２年３月５日

最終改正：令和７年９月２２日

第１章 豚熱・アフリカ豚熱

豚熱（Classical Swine Fever）は、豚熱ウイルスの感染による、アフリカ豚熱（African Swine Fever）は、アフリカ豚熱ウイルスの感染による豚及びイノシシの疾病である。

豚熱は、致死性が高いことから、ひとたび豚等（飼育されている豚及びイノシシをいう。以下同じ。）にまん延すれば、莫大な経済的被害が生じる。

また、アフリカ豚熱は、治療法や予防法がなく、その病原性の高さから、ひとたびまん延すれば、下記のとおり、大きな影響を及ぼすおそれがある。

- 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させる
- 県民への畜産物の安定供給を脅かす
- 地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与える
- 国際的にもアフリカ豚熱の非清浄国として信用を失うおそれがある

両疾病が県内で発生した場合には、まん延防止のため、関係部局が緊密な連携の下に、全庁をあげて対応措置を講じる必要があることから、本マニュアルにおいて、豚熱又はアフリカ豚熱のまん延防止等の対策を迅速かつ適切に実施するための本県における対応措置を定める。

第2章 防疫対策の基本方針と組織体制

第1 防疫対策の基本方針

[国の豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「豚熱指針」という。）及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「アフリカ豚熱指針」という。また、両指針を「防疫指針」という。）を要約]

- 1 豚熱及びアフリカ豚熱の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾患の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。
- 3 豚等の所有者は、豚等の伝染性疾患の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱及びアフリカ豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やイノシシ、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。
 - (1) 国は、都道府県等に対し必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。
 - (2) 県は、豚等の所有者等への情報提供と指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。
 - (3) 市町及び関係団体は、県の行う豚等の所有者等への指導や発生時に備えた準備に協力する。
- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に発生農場における迅速な患畜等のと殺、その死体等の処理及び消毒が非常に重要である。防疫措置を行うための経費については、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第58条から第60条の2までに基づき、国が全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上等の措置を講ずるよう努めることとしている。このことも

踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 国は、初動対応等を定めた防疫指針の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した県の具体的な防疫措置を関係省庁が協力し、支援する。また、法に基づく予算を迅速かつ確実に手当てする。
- (2) 県は、防疫指針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。
- (3) 市町及び関係団体は、県の行う具体的な防疫措置に協力する（県が市町又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

5 また、豚熱及びアフリカ豚熱の感染源となり感染拡大に大きな影響を及ぼす野生イノシシについては、的確に豚熱及びアフリカ豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生イノシシにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱対策に万全を期す。

- (1) 国は、野生イノシシにおける豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すとともに、これに即した県の具体的な防疫措置を支援する。
- (2) 県は、国が示す基本方針を参考に、県の実情を踏まえ、野生イノシシ対策を推進する。
- (3) 市町、関係団体及び関連事業者は、県が進める具体的な対策に協力する。

6 なお、国はあらかじめ定めた防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針を策定する。

第2 ワクチン等

1 豚熱

(1) 予防的ワクチン（豚熱指針第3－2参照）

防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速な殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。しかしながら、野生イノシシにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみでは豚等における感染の防止が困難と認められる場合には、農林水産省が都道府県知事による予防的ワクチン接種命令を認めることとしている。

本県では、令和3年8月27日付け香川県告示第348号により、香川県知事が予防的ワクチン接種命令を告示している。

なお、ワクチン接種区域において豚熱が発生した場合には、制限区域を設定しない（豚熱留意事項34）ため、本マニュアルでは、制限区域に係る事項（移動制限、消毒ポイントの設置、発生状況・清浄性確認検査、例外協議）は適用しない。ただし、消毒ポイントについては、必要に応じて設置する。

2 アフリカ豚熱

(1) ワクチン

アフリカ豚熱の発症の抑制に効果的なワクチンが開発されていないことから、ワクチンは使用しない。（アフ豚指針第14）

(2) 予防的殺処分（法第17条の2）

予防的殺処分は、アフリカ豚熱に感染していない健康な豚等を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や、同処分がまん延防止のための最も効果的であることが明らかである場合の措置として、農林水産省が実施を決定する。（アフ豚指針第13参照）

1) 指定地域の設定

農林水産省は、原則として発生農場又は陽性となった野生イノシシを確保した地点等を中心とした半径500mから3km以内の区域の中で指定地域を設定する。

2) 予防的殺処分の命令

指定地域の指定があった時は、知事は、当該指定地域内において豚等を所有する者に対し、期限を定め、当該豚等を殺すべき旨を命ずる。（法第17条の2第5項参照）

3) 予防的殺処分の実施

予防的殺処分は、発生農場等の防疫対応に準じて、評価及び殺処分を行う。この場合、評価は、当該豚等を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とする。

第3 防疫対策本部

香川県豚熱・アフリカ豚熱対策本部（以下「県対策本部」という。） 豚熱及びアフリカ豚熱に対する総合的な対策を講じるため、県対策本部を設置し、豚熱及びアフリカ豚熱の防疫対策、各種情報の収集及び提供、その他必要な事項に関しての業務を行う。

（1）目的

豚熱・アフリカ豚熱が発生した場合の本県経済に与える影響の甚大さを考慮し、豚熱・アフリカ豚熱の防疫、その他の対策に関して関係部局が連携して円滑に実施し、本県養豚産業の維持・発展及び安全・安心な県民生活の確保を図ることを目的に、県対策本部を設置する。

（2）組織

県対策本部は、知事を本部長とし関係部局の長で構成し、県対策本部の事務を補佐させるため関係課長等で構成する幹事会を設置する。

また、県対策本部を円滑に機能させるとともに、防疫方針の企画立案を行う【総括班】を設置し、さらにその下に所定の班・係を設置する。

県対策本部の組織体制図及び分掌事務、連絡体制等は次ページ以降のとおりとする。

- ・ 県豚熱・アフリカ豚熱対策本部の組織体制
- ・ 県対策本部における各部局の分掌事務
- ・ 県対策本部各班の主な業務
- ・ 県対策本部【総括班】の組織体制及び分掌事務
- ・ 現地対策本部の組織体制及び分掌事務
- ・ 連絡体制

（3）豚熱発生時の防疫対応

県対策本部は、豚熱の発生状況に応じ、次の5段階の防疫対応をとるものとする。なお、知事又は農政水産部長が必要と認める場合は、この限りではない。

レベル1：近隣国で発生があった場合

畜産課と家畜保健衛生所（以下「家保」という。）による防疫措置の強化により対応する。

レベル2：近隣県（四国内及び岡山県）以外の国内で発生があった場合

畜産課と家保による防疫措置の強化により対応する。

レベル3：近隣県で発生があった場合（レベル4の場合を除く）

畜産課と家保による防疫措置の強化により対応する。また、県対策連絡会議を開催し、情報の周知及び対策を確認する。

レベル4：近隣県の発生により、発生農場から半径 10 km圏内に本県が含まれる場合

県対策連絡会議を開催し、関係部局の連携の下、県民への情報提供等の総合的な対策をとることにより、豚熱の感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。

レベル5：県内の養豚場で発生した場合

県対策本部会議を開催し、関係部局の連携の下、迅速な初動防疫対応、県民への情報提供等の総合的な対策をとることにより、豚熱の感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。

豚熱発生時の防疫対応

段 階		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	野生イノシシ	
発生地域		近隣国 (韓国等)	国 内 (レベル3以外)	近隣県 (四国内、岡山県)	近隣県の発生により発生農場から 半径10kmに本県が含まれる場合	県内で発生した場合	近隣県の発生により確保地点から 半径10kmに本県が含まれる場合	県内で発生した場合
会 議	①県対策連絡会議の開催	—	—	○	○	—	(○)	(○)
	②県対策本部幹事会議の開催	—	—	—	(○)	(○)	—	—
	③県対策本部会議の開催	—	—	—	—	○	—	—
防 疫 対 策	①FAX等による情報提供 異常豚の早期通報の徹底の指導 消毒の徹底等の指導	—	○	○	○	○	○	○
	②電話等による豚等の異常確認	—	○	○	○	○	○	○
	③立入検査による豚等の異常確認	—	—	—	—	—	—	—
	④消毒薬の配布	—	—	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	⑤制限区域の設定	—	—	—	—	—	—	—
	⑥消毒ポイントの設置	—	—	—	—	(○)	—	—
	⑦畜産関係イベントへの指導	防疫対策の徹底指導	防疫対策の徹底指導	開催自粛要請	開催自粛要請	開催自粛要請	開催自粛要請	開催自粛要請
	⑧野生イノシシへの対応	浸潤状況調査	浸潤状況調査	浸潤状況調査	半径10km圏内の感染確認検査	半径10km圏内の感染確認検査	半径10km圏内の感染確認検査	半径10km圏内の感染確認検査

- ・(○) は必要に応じて実施する。
- ・本県は豚熱ワクチン接種区域のため、制限区域は設定しない。(豚熱指針留意事項 34)
- ・制限区域を設定しないため、原則として消毒ポイントは設置しないが、県内の養豚場で発生した場合には、必要に応じて設置する。
- ・制限区域を設定しないため、立入検査による豚等の異常確認は実施しない。

(4) アフリカ豚熱発生時の防疫対応

県対策本部は、アフリカ豚熱の発生状況に応じ、次の5段階の防疫対応をとるものとする。
なお、知事又は農政水産部長が必要と認める場合は、この限りではない。

レベル1：近隣国で発生があった場合

畜産課と家保による防疫措置の強化により対応する。

レベル2：近隣県（四国内及び岡山県）以外の国内で発生があった場合

畜産課と家保による防疫措置の強化により対応する。また、必要に応じて、県対策連絡会議を開催し、情報の周知及び対策を確認する。

レベル3：近隣県で発生があった場合（レベル4の場合を除く）

畜産課と家保による防疫措置の強化により対応する。また、県対策連絡会議を開催し、情報の周知及び対策を確認する。

レベル4：近隣県の発生により、制限区域（半径10 km）に本県が含まれる場合

県対策連絡会議を開催し、関係部局の連携の下、県民への情報提供等の総合的な対策をとることにより、豚熱の感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。

レベル5：県内の養豚場で発生した場合

県対策本部会議を開催し、関係部局の連携の下、迅速な初動防疫対応、県民への情報提供等の総合的な対策をとることにより、豚熱の感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。

アフリカ豚熱発生時の防疫対応

段 階		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	野生イノシシ	
発生地域		近隣国 (韓国等)	国 内 (レベル3以外)	近隣県 (四国内、岡山県)	近隣県の発生により制限区域 (10km)に本県が含まれる場合	県内で発生した場合	近隣県の発生により移動制限区域 (10km)に本県が含まれる場合	県内で発生した場合
会 議	①県対策連絡会議の開催	—	(○)	○	○	—	(○)	(○)
	②県対策本部幹事会議の開催	—	—	—	(○)	(○)	—	(○)
	③県対策本部会議の開催	—	—	—	—	○	—	(○)
防 疫 対 策	①FAX等による情報提供 異常豚の早期通報の徹底の指導 消毒の徹底等の指導	—	○	○	○	○	○	○
	②電話等による豚等の異常確認	—	○	○	○ 制限区域内農場の報告徴求	○ 制限区域内農場の報告徴求	○ 移動制限区域内農場の報告徴求	○ 移動制限区域内農場の報告徴求
	③立入検査による豚等の異常確認	—	—	—	○ 移動制限区域内の農場	○ 移動制限区域内の農場	○ 移動制限区域内の農場	○ 移動制限区域内の農場
	④消毒薬の配布	—	—	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	⑤制限区域の設定	—	—	—	○	○	○	○
	⑥消毒ポイントの設置	—	—	—	○	○	○	○
	⑦畜産関係イベントへの指導	防疫対策の徹底指導	防疫対策の徹底指導	開催自粛要請	開催自粛要請 制限区域内は開催停止	開催自粛要請 制限区域内は開催停止	開催自粛要請 移動制限区域内は開催停止	開催自粛要請 移動制限区域内は開催停止
	⑧野生イノシシへの対応	浸潤状況調査	浸潤状況調査	浸潤状況調査	移動制限区域内の感染確認検査	移動制限区域内の感染確認検査	移動制限区域内の感染確認検査	移動制限区域内の感染確認検査

- ・ (○) は必要に応じて実施する。
- ・ 飼養豚等でのアフリカ豚熱発生時は、半径 3 k mを移動制限区域に設定し、半径 10km を搬出制限区域に設定する。
- ・ 野生イノシシでのアフリカ豚熱発生時は、半径 10km を移動制限区域として設定する。

1 香川県豚熱・アフリカ豚熱対策本部の組織体制

県対策本部																																									
本部長	知事																																								
副本部長	副知事																																								
	審議監																																								
	政策部長	交流推進部長																																							
	総務部長	農政水産部長																																							
	危機管理総局長	土木部長																																							
	環境森林部長	教育長																																							
	健康福祉部長	警察本部本部長																																							
	商工労働部長	知事公室長																																							
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">総括班</td> </tr> <tr> <td colspan="3">農政水産部長</td> </tr> <tr> <td colspan="3">農政水産部次長</td> </tr> <tr> <td colspan="3">農政課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">畜産課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">土地改良課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">人事課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">広聴広報課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">危機管理課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">環境管理課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">保健福祉総務課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">土木監理課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">警察本部警備課</td> </tr> </table>			総括班			農政水産部長			農政水産部次長			農政課			畜産課			土地改良課			人事課			広聴広報課			危機管理課			環境管理課			保健福祉総務課			土木監理課			警察本部警備課		
総括班																																									
農政水産部長																																									
農政水産部次長																																									
農政課																																									
畜産課																																									
土地改良課																																									
人事課																																									
広聴広報課																																									
危機管理課																																									
環境管理課																																									
保健福祉総務課																																									
土木監理課																																									
警察本部警備課																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">幹事会</td> </tr> <tr> <td>幹事長</td> <td colspan="2">農政水産部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">幹事</td> <td>環境森林部次長</td> <td>保健福祉総務課長</td> </tr> <tr> <td>農政水産部次長</td> <td>生活衛生課長</td> </tr> <tr> <td>政策課長</td> <td>子ども政策課長</td> </tr> <tr> <td>予算課長</td> <td>産業政策課長</td> </tr> <tr> <td>総務学事課長</td> <td>経営支援課長</td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td>交流推進課長</td> </tr> <tr> <td>人事課長</td> <td>農政課長</td> </tr> <tr> <td>職員課長</td> <td>農業経営課長</td> </tr> <tr> <td>広聴広報課長</td> <td>畜産課長</td> </tr> <tr> <td>危機管理課長</td> <td>土地改良課長</td> </tr> <tr> <td>くらし安全安心課長</td> <td>土木監理課長</td> </tr> <tr> <td>環境政策課長</td> <td>教育委員会総務課長</td> </tr> <tr> <td>環境管理課長</td> <td>教育委員会高校教育課長</td> </tr> <tr> <td>みどり保全課長</td> <td>教育委員会保健体育課長</td> </tr> <tr> <td>循環型社会推進課長</td> <td>警察本部警備課長</td> </tr> </table>			幹事会			幹事長	農政水産部長		幹事	環境森林部次長	保健福祉総務課長	農政水産部次長	生活衛生課長	政策課長	子ども政策課長	予算課長	産業政策課長	総務学事課長	経営支援課長	税務課長	交流推進課長	人事課長	農政課長	職員課長	農業経営課長	広聴広報課長	畜産課長	危機管理課長	土地改良課長	くらし安全安心課長	土木監理課長	環境政策課長	教育委員会総務課長	環境管理課長	教育委員会高校教育課長	みどり保全課長	教育委員会保健体育課長	循環型社会推進課長	警察本部警備課長		
幹事会																																									
幹事長	農政水産部長																																								
幹事	環境森林部次長	保健福祉総務課長																																							
	農政水産部次長	生活衛生課長																																							
	政策課長	子ども政策課長																																							
	予算課長	産業政策課長																																							
	総務学事課長	経営支援課長																																							
	税務課長	交流推進課長																																							
	人事課長	農政課長																																							
	職員課長	農業経営課長																																							
	広聴広報課長	畜産課長																																							
	危機管理課長	土地改良課長																																							
	くらし安全安心課長	土木監理課長																																							
	環境政策課長	教育委員会総務課長																																							
	環境管理課長	教育委員会高校教育課長																																							
	みどり保全課長	教育委員会保健体育課長																																							
	循環型社会推進課長	警察本部警備課長																																							

2 県対策本部における各部局の分掌事務

組織部名 (対策本部構成員等)	担当課名	分掌事務
政策部 (政策部長)	政策課 予算課	政策部内の連絡調整に関する事
		防疫対策に係る政策・予算に関する事
総務部 (総務部長)	総務学事課	総務部内の連絡調整に関する事
		公用車の確保に関する事
		私立学校の幼児生徒の指導に関する事
	税務課 (県税事務所)	県税の納税に関する事
	人事課	要員の確保に関する事
知事公室 (知事公室長)	職員課 (健康管理室)	防疫作業従事者の健康管理に関する事
		広聴広報課
危機管理総局 (危機管理総局長)	危機管理課	広聴、広報活動及び報道機関に関する事
		危機管理総局内の連絡調整に関する事
	危機管理課	危機管理に関する事
環境森林部 (環境森林部長)	くらし安全安心課	消費者相談に関する事
	環境政策課	環境森林部内の連絡調整に関する事
	環境管理課	飲用水、水環境の保全に関する事
	みどり保全課	野生イノシシに関する事
健康福祉部 (健康福祉部長)	循環型社会推進課	廃棄物の処理に関する事
	保健福祉総務課 (保健福祉事務所)	健康福祉部内の連絡調整に関する事
		県民の健康の保持及び増進に関する事
	生活衛生課	食の安全、動物愛護に関する事
子ども政策推進局 (子ども政策推進局長)	子ども政策課	保育所等の児童の指導に関する事
商工労働部 (商工労働部長)	産業政策課	商工労働部内の連絡調整に関する事
	経営支援課	関連事業者の経営安定に関する事
交流推進部 (交流推進部長)	交流推進課	交流推進部内の連絡調整に関する事
農政水産部 (農政水産部長)	農政課	農政水産部内の連絡調整に関する事
		対策本部の企画調整に関する事
	農業経営課 (普及センター)	畜産農家の経営安定等に関する事
	畜産課 (家畜保健衛生所)	家畜防疫及び関連対策に関する事
土木部 (土木部長)	土地改良課 (土地改良事務所)	埋却時の土木関係に関する事。
		土木部内の連絡調整に関する事
教育委員会 (教育長)	土木監理課 (土木事務所)	消毒ポイントの設置と初期対応に関する事
		教育委員会総務課 高校教育課 保健体育課
警察本部 (本部長)	公立学校(園)の児童生徒等の指導に関する事	警備課
		立入制限、通行遮断、消毒ポイントの支援に関する事 犯罪の捜査、治安に関する事

3 県対策本部各班の主な業務

班 名		幹事課名	主な業務
健康管理班		職員課 (健康管理室)	・防疫作業従事者等の健康管理に関すること ・職員の精神保健活動を含む健康相談
健康相談班		保健福祉総務課 (保健福祉事務所)	・県民からの健康相談、問い合わせへの対応 ・着衣会場、脱衣テント等の設置
埋却支援班		土地改良課 (土地改良事務所)	・埋却時の土木工事の指導助言、要員調整
消毒ポイント班		土木監理課 (土木事務所)	・消毒ポイントの設置と初動期の消毒作業の実施
自衛隊連携班		危機管理課	・自衛隊の派遣要請 等
公安班		警察本部警備課	・立入制限、通行遮断、消毒ポイントの支援 ・犯罪の捜査、治安に関すること
廃棄物処理班		循環型社会推進課	・廃棄となる汚染物品の埋却処分が困難な場合の焼却処理施設の確保、連絡調整等
水質検査班		環境管理課	・埋却場所周辺等の公共用水域及び飲用井戸の水質検査
野生イノシシ班		みどり保全課	・野生イノシシに関すること ・狩猟者への情報提供 等
県民生活班		くらし安全安心課	・消費者からの相談、問い合わせへの対応等 ・消費者に対する情報発信の対応等（CSF・ASFに関する情報提供等（風評被害を含む））
食の安全班		生活衛生課	・ペットの病気に関する相談窓口（HP） ・食品に関する相談窓口（HP）
経営対策班		経営支援課	・関連事業者の経営・融資に関する相談窓口（HP） ・中小企業制度融資による支援等
		農業経営課 (普及センター)	・畜産農家の経営に関する相談窓口（HP） ・畜産農家の経営に対する資金等による支援 ・ジビエ加工処理施設への情報提供
学校対策班	公立	教育委員会総務課 高校教育課 保健体育課	・各公立学校（園）への情報提供及び情報収集 ・児童生徒等及び保護者の不安解消のための説明、指導 ・農業高校への対応
	私学	総務学事課	・各私立学校への情報提供及び情報収集 ・幼児生徒及び保護者の不安解消のための説明、指導
	保育所	子ども政策課	・各保育所等への情報提供及び情報収集 ・児童及び保護者の不安解消のための説明、指導等
税務班		税務課 (県税事務所)	・県税の納税に関すること

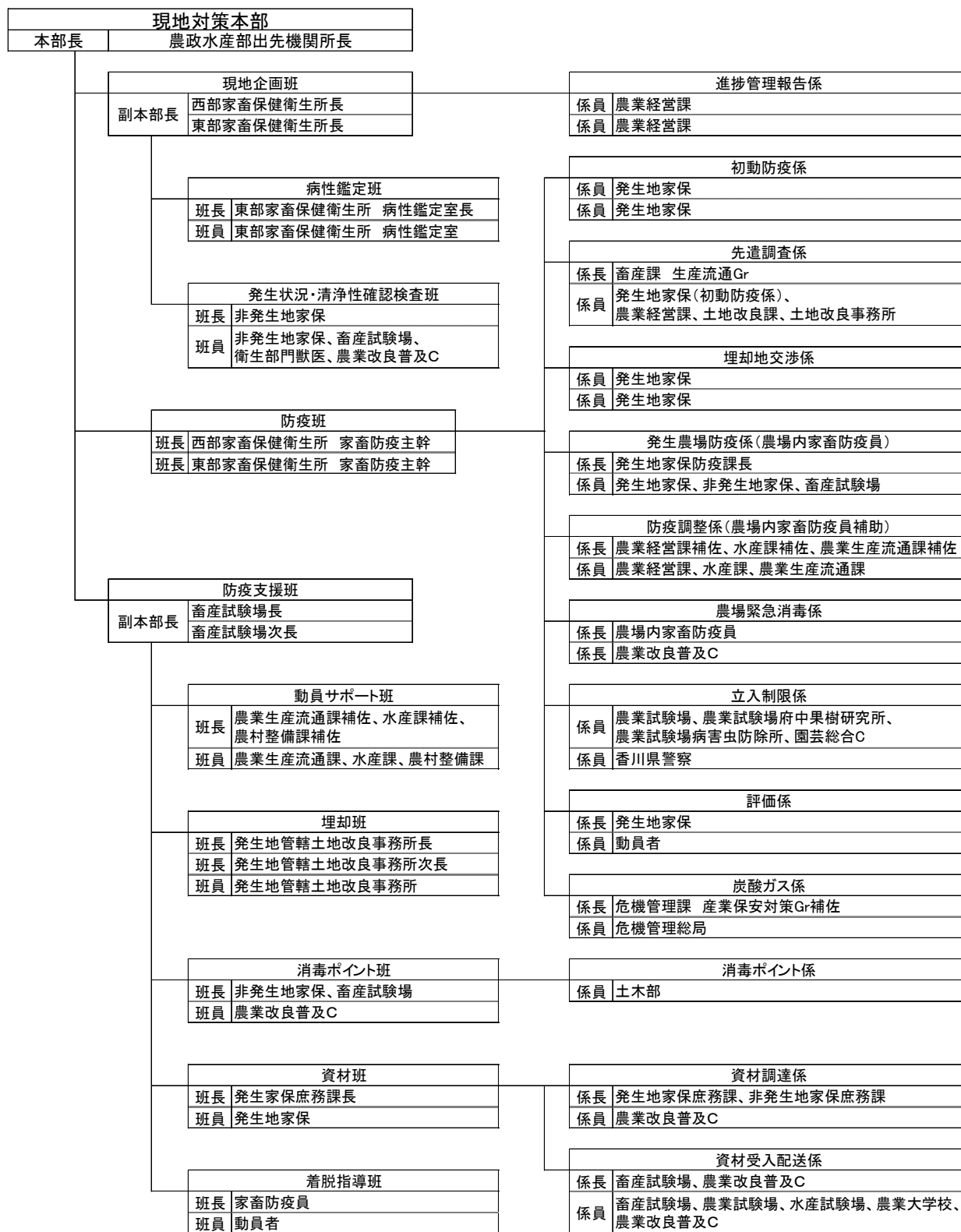
4 県対策本部【総括班】の組織体制

県対策本部総括班			
総務班		連絡調整・庶務係	
班長	農政課長	係長	農政課 総務・地籍Gr補佐
副班長	農政水産部政策主幹	係長	農政課 総務・地籍Gr
		係員	農政課
報道・取材対応班		報道・取材対応係	
班長	広聴広報課長	係長	農政課 企画Gr補佐
班長	広聴広報課 総務・報道・広聴Gr補佐	係員	畜産課 生産流通Gr
班長	広聴広報課 総務・報道・広聴Gr	係員	畜産課 総務経営Gr
現地对策本部調整・進捗管理班		防疫係	
班長	畜産課 衛生環境Gr補佐	係長	畜産課 衛生環境Gr補佐
班員	畜産課 生産流通Gr	係員	畜産課 衛生環境Gr
班員	畜産課 衛生環境Gr	例外協議運用係	
防疫対策班		係長	畜産課 衛生環境Gr
班長	畜産課長	係員	畜産課 総務・経営Gr
班長	畜産課副課長	疫学究明係	
班長	畜産課家畜防疫主幹	係員	畜産課 衛生環境Gr
自衛隊連携班		移動制限・消毒ポイント係	
班長	危機管理課長	係員	畜産課 衛生環境Gr
班長	危機管理課副課長	畜産団体等調整係	
班員	危機管理課 危機管理Gr	係員	畜産課 生産流通Gr
産廃協会連携班		係員	畜産課 生産流通Gr
班長	畜産課 生産流通Gr補佐		
班員	畜産課 生産流通Gr		
動員班			
班長	人事課長		
班長	人事課 人事Gr補佐		
班員	人事課 人事Gr		
バス班			
班長	農政課 組合検査指導Gr補佐		
班員	農政課		
埋却支援班			
班長	土地改良課長		
班長	土地改良課副課長		
班員	土地改良課計画・調査指導Gr		
会計班			
班長	畜産課 総務・経営Gr		
班長	畜産課 総務・経営Gr		
消毒ポイント班			
班長	土木監理課長		
班長	土木監理課 総務Gr補佐		
健康相談班			
班長	保健福祉総務課長		
班長	保健福祉総務課 地域保健Gr補佐		
班員	保健福祉総務課 地域保健Gr		
公安班			
班長	警察本部 警備課長		
班員	警察本部 警備課		
水質検査班			
班長	環境管理課長		
班員	環境管理課 土壌・水環境Gr		

県対策本部【総括班】の分掌事務

班・係名		所掌事務	担当課
総務班		県対策本部の全体管理	農政課長 農政水産部政策主幹
	連絡調整・庶務係	県対策本部会議の調整・進行、各部局との連絡調整 部局別動員要請数の算定及び動員班との連絡調整 市町畜産主務課(発生地を除く)、中国四国農政局、 四国地方整備局への連絡	農政課総務・地籍Gr補佐 農政課総務・地籍Gr 農政課
報道・取材対応班		マスコミ対応、取材対応	広聴広報課長 広聴広報課総務・報道・広聴Gr補佐
	報道・取材対応係	マスコミ提供のための情報収集・資料作成、 畜産課ホームページ管理	農政課企画Gr補佐 畜産課生産流通Gr 畜産課総務・経営Gr
現地对策本部調整・進捗管理班		現地对策本部からの情報収集・連絡調整、 防疫措置の進捗管理	畜産課衛生環境Gr補佐 畜産課生産流通Gr 畜産課衛生環境Gr
防疫対策班		防疫作業の総合調整 現地对策本部防疫班との連絡調整	畜産課長 畜産課副課長 畜産課家畜防疫主幹
	防疫係	防疫方針等の国(農水省動物衛生課)との連絡調整	畜産課衛生環境Gr補佐 畜産課衛生環境Gr
	例外協議運用係	国との例外協議 移動制限区域の農家への周知	畜産課衛生環境Gr 畜産課総務・経営Gr
	疫学究明係	疫学関連農場の調査	畜産課衛生環境Gr
	移動制限・消毒ポイント係	移動制限区域の設定、消毒ポイントの選定	畜産課衛生環境Gr
	畜産団体等調整係	関係団体との連絡調整、関係団体職員の動員調整 農家への情報提供	畜産課生産流通Gr
自衛隊連携班		自衛隊派遣要請、自衛隊リエゾンとの連絡調整	危機管理課
産廃協会連携班		香川県産業廃棄物協会への要請及び派遣人員・機材 等の連絡調整	畜産課生産流通Gr補佐 畜産課生産流通Gr
動員班		防疫従事者の動員調整(各部局への動員依頼) 要員に係る職員手当、旅費等に係る周知	人事課
バス班		動員輸送用バスの調達、運行管理	農政課組合検査指導Gr補佐 農政課
埋却支援班		現地对策本部埋却班の要員調整	土地改良課
会計班		業務委託等の契約事務	畜産課総務・経営Gr
消毒ポイント班		土木部内における消毒ポイント要員の調整	土木監理課
健康相談班		健康福祉部内における動員の調整(着衣会場設営等)	保健福祉総務課
公安班		立入制限、通行遮断、消毒ポイントの支援	警察本部警備課
水質検査班		発生農場・埋却場所周辺の公共用水域及び 飲用井戸の水質検査	環境管理課

5 現地対策本部の組織体制

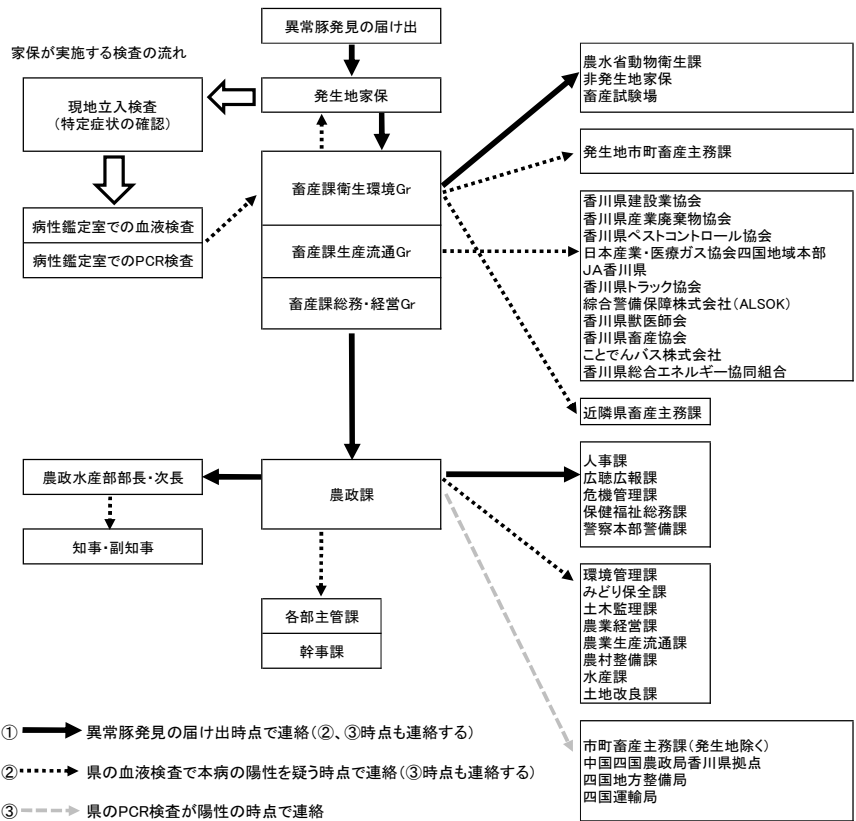


現地対策本部の分掌事務

班・係名	所掌事務	活動場所	担当課
現地対策本部長	現地対策本部の総括	現地対策本部	農政水産部出先機関の長
現地企画班	現地における防疫方針の立案、防疫作業の進捗管理	現地対策本部	東西家保所長
病性鑑定班	病性鑑定	東部家保	東部家保病性鑑定室
発生状況・ 清浄性確認検査班	発生状況検査、豚の出荷監視検査、清浄性確認検査 疫学関連農場等の立入検査 制限区域内農場における死亡豚の報告徴求	周辺農場	非発生地家保 畜産試験場 衛生部門獣医師
	上記検査のため家畜防疫員を各農場まで送迎(公用車の運転)	周辺農場	農業改良普及C(畜産担当)
進捗管理報告係	農場・埋却地との進捗管理連絡、県対策本部への定期報告	現地対策本部	農業経営課
防疫班	防疫作業の総括及び具体的な指示	発生農場	東西家保家畜防疫主幹
初動防疫係	異常豚等の採血、病性鑑定材料の採材 疫学関連農場の聞き取り調査、防疫施設の設置確認	発生農場	発生地家保
先遣調査係	発生農場の防疫措置に必要な農場内及び農場周辺の事前調査 埋却候補地の事前調査 先遣調査に基づく防疫作業工程表の作成	発生農場	畜産課 発生地家保 農業経営課 土地改良課 土地改良事務所
埋却地交渉係	埋却地の選定、地権者との交渉、周辺住民等への説明 埋却地における防疫措置の指揮監督	埋却地	発生地家保
発生農場防疫係 (農場内家畜防疫員)	防疫計画に基づく防疫措置の指揮監督 防疫調整係への作業指示	発生農場	発生地家保 非発生地家保 畜産試験場
防疫調整係 (農場内家畜防疫員補助)	防疫作業従事者への作業指示 現地企画班・進捗管理報告係へ防疫作業の進捗報告 農場内での資材管理、農場退出時の動員者の消毒	発生農場	農業経営課 農業生産流通課 水産課
農場緊急消毒係	殺処分開始までの発生農場緊急消毒の実施 防疫資材の農場内への受入及び豚舎周辺への配置	発生農場	農業改良普及C
立入制限係	発生農場への通行制限、農場出入り口での車両消毒	発生農場周辺	農業試験場 園芸総合C 府中果樹研究所 病害虫防除所 香川県警察
評価係	処分豚・汚染物品の評価 報道提供用の写真・動画撮影	発生農場	発生地家保
炭酸ガス係	炭酸ガスボンベの管理(業者からの受け取り、豚舎へ搬送等) 使用済みガスボンベの消毒及び業者への引き渡し	発生農場	危機管理課 くらし安全安心課
防疫支援班	防疫支援各班の総括	現地対策本部	畜産試験場長 畜産試験場次長
動員サポート班	動員者の受付、動員者への作業内容の説明、動員者の作業割振 動員者輸送バスの運行管理、動員者の誘導(農場⇄受付会場)	動員者受付会場	農業生産流通課 農村整備課 水産課
埋却班	埋却清の面積算定及び掘削、殺処分豚・汚染物品の埋却 埋却地における着脱衣テントの設置及び運営 汚染物品運搬車両の消毒(埋却地が農場外の場合) 現地企画班・進捗管理報告係へ埋却作業の進捗報告	埋却地	土地改良事務所
消毒ポイント班	消毒ポイント用資材(消毒液・発電機燃料等)の補充	現地対策本部	畜産試験場 非発生地家保 農業改良普及C
消毒ポイント係	消毒ポイントの設置及び運営	消毒ポイント	土木部
資材班	防疫資材の調達・運搬・在庫管理の総括	現地対策本部	発生地家保庶務課長 発生地家保
資材調達係	防疫資機材の発注、納品確認、支払事務	現地対策本部	発生地家保庶務課 非発生地家保庶務課 農業改良普及C
資材受入配送係	防疫資機材の受入、納品確認、在庫管理、配送指示	現地対策本部	畜産試験場 農業改良普及C
	防疫資材の農場等への配送、在庫管理	家保備蓄倉庫 発生農場 現地対策本部	畜産試験場 農業試験場 農業大学校 水産試験場
	発生直後における資材の配送(家保備蓄倉庫からの搬出)	家保備蓄倉庫 発生農場 現地対策本部	農業試験場 農業改良普及C
着脱指導班	防護服着脱指導、体調不良者対応	着衣会場 現地脱衣テント	家畜防疫員 動員者

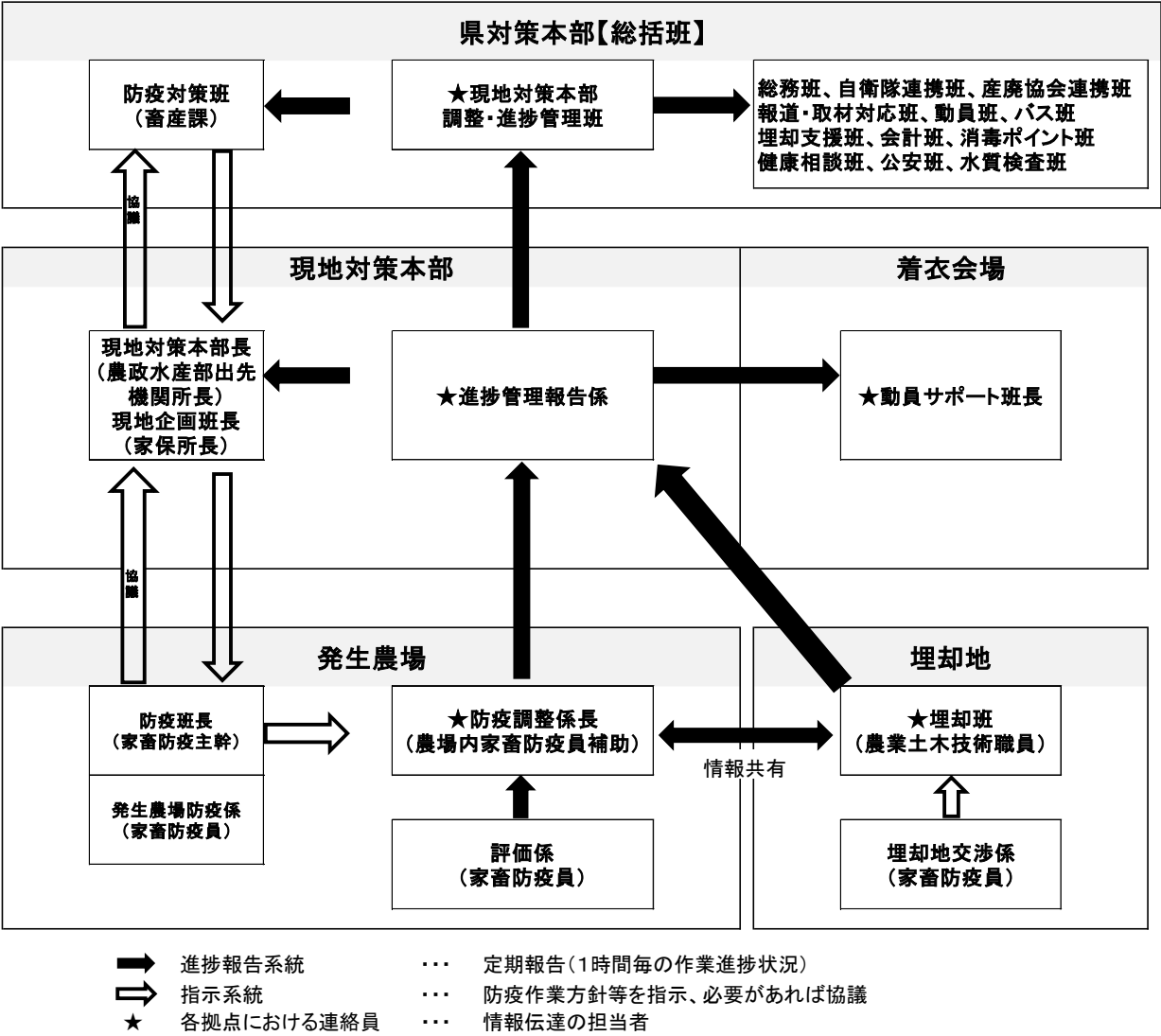
6 連絡体制

異常豚発見の届け出時の連絡体制
県の血液検査で本病の陽性を疑う時及び県のPCR検査で陽性の場合の連絡体制



異常豚発見の届け出から殺処分開始までの主要な動き		各課が業務を開始するタイミング
1 日 目	10:00 異常豚発見の届け出 農林水産省動物衛生課へ第1報 人事課、広聴広報課、危機管理課、保健福祉総務課、農政課、警察本部警備課へ第1報 非発生地家保、畜産試験場へ第1報	
	12:00 初動防疫係による農場立入検査開始	
	16:00 病性鑑定室へ検体持ち込み	
	17:00 病性鑑定室による白血球数検査結果の判明 (1万個/μl未満で陽性を疑う)	幹事課、農政水産部各課へ検査結果の連絡 動物衛生課、発生市町、関係団体へ検査結果の連絡 バス会社へ事前連絡 (農政課) 自衛隊リエゾン派遣要請の検討 (危機管理課) 知事、副知事へ検査結果の連絡 (農政課) 部局別動員要請数の提出 (農政課→人事課)
2 日 目	0:00 病性鑑定室による検査結果の判明 (陽性)	
	4:30 動衛研へ検体送付	
	8:30 農場の先遣調査へ出発 現地対策本部及び着衣会場の設営開始	畜産課、農業経営課、土地改良課、土地改良事務所、保健福祉総務課 農政水産部内の現地対策本部要員
	11:00 国への検体持ち込み (検査結果判明は8時間後)	
	12:00 農場の先遣調査から帰庁、防疫作業工程表の作成	畜産課、農業経営課、土地改良課、土地改良事務所
	15:00 事務局会議の開催 (発生農場の概要・防疫作業工程表の共有)	【出席者】 各部主管課、農政水産部内各課、人事課、広聴広報課、 環境管理課、みどり保全課、警察本部警備課
	19:00 国の検査結果判明 (陽性)	
	20:00 プレスリリース (患畜確定)	
	20:30 県対策本部会議開催	
	21:00 殺処分開始	記者レクチャー対応 (畜産課、広聴広報課) 消毒ポイント稼働開始 (土木部) 立入制限措置開始 (農業試験場・園芸総合C・病害虫防除所・県警) 自衛隊への災害派遣要請 (危機管理課)

防疫作業中の情報伝達系統



第3章 発生前の防疫対策

第1 事前の防疫対策

1 県の対応

平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、これまでに東北地方から九州地方にかけて豚等の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生イノシシにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、国は令和元年10月15日に豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を変更し、予防的ワクチン接種の規定を追記した。本県においても、令和3年9月より予防的ワクチンの接種を開始している。県内の野生イノシシでは、令和5年1月以降、豚熱の感染を確認しており、豚等の飼養農場における豚熱の発生予防対策が重要となっている。

また、アフリカ豚熱は、アフリカ大陸だけでなく、ロシア、イタリア、東欧地域においても発生が拡大しており、平成30年8月には中国においてもアジアで初めて発生が確認された。その後、モンゴル、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、韓国等へ発生が拡大していることに加え、国際的な人及び物の往来が急速に増加している状況を踏まえると、今後、我が国にアフリカ豚熱が侵入するリスクが非常に高い。

このため、常に豚熱・アフリカ豚熱ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者と行政機関及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

県は、一般県民も含めて、水際対策に対する理解と協力、豚熱・アフリカ豚熱の発生防止に関する知識の普及・啓発、さらに、農場における「飼養衛生管理基準」の遵守指導を行い、豚熱・アフリカ豚熱の発生防止に努めるものとする。

(1) 海外及び国内での発生情報の伝達

海外及び国内における豚熱・アフリカ豚熱の発生情報については、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）から発出された文書を、畜産課から各市町、関係団体等へFAX等により迅速に伝達するとともに、家保から県内の農家に対して、国内外における豚熱・アフリカ豚熱の発生情報の発信を行う。

(2) 農家指導、研修会の開催

家畜の所有者の飼養衛生管理基準の遵守状況について、家保は、原則年1回以上農家巡回を行い、その把握に努める。なお、管理基準が遵守されていない農場については、指導、勧告、命令等を前提とした家保の立入指導を行う。

また、豚熱など特定家畜伝染病に関する研修会を、全ての豚等の所有者を対象に定期的に実施する。

(3) 野生イノシシの調査

県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生イノシシの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、野生イノシシから適切な数の検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

(4) 早期発見・早期通報体制

県は、豚等の所有者に対して、日頃から豚熱・アフリカ豚熱の特性や侵入の危険性について周知するとともに、毎日、豚等の健康状態を観察し、早期発見に努めるよう指導する。

また、法第13条の2に規定する農林水産大臣が指定する症状（以下「特定症状」という。）若しくは豚熱・アフリカ豚熱を疑う症状を認めた場合は、速やかに最寄りの家保に通報するよう指導する。

（５）関係機関等との連携

発生及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、国、県各部局、警察本部、市町、県獣医師会、養豚団体等の関係機関等は、日頃から情報の共有に努めるとともに、発生時の防疫措置の内容や実施時期、役割分担を確認する。また、県は発生防止及び発生時において、全面的な支援体制を構築するため、関係団体・業界等と協力が得られるよう、日頃から連携を推進する。

２ 市町の対応

市町は、発生防止のため県が行う水際対策や豚等の所有者への情報伝達、研修会の開催について、県と一体となって取り組む。

３ 家畜の所有者の対応

豚等の所有者は、豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの侵入を防止するため、「飼養衛生管理基準」に基づき、農場出入口での消毒を徹底するとともに、平時での農場に出入りのあった人、物品等に関する記録の保管、農林水産省や県のホームページ等による発生情報の収集など、日頃から危機意識を持って衛生管理に努める。

飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法施行規則第21条において規定)の主な内容を以下に示す。

（１）衛生管理区域の設定

農場を徹底した衛生管理が必要な衛生管理区域とそれ以外の区域に区分し、両区域の境界が分かるようにすること。

（２）衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

① 衛生管理区域への必要のない者の立入の制限

衛生管理区域の出入口付近及び飼養管理関連施設に看板を設置し、必要のない者の立入を制限する。

② 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒

衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせること。

③ 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒

衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者の手指の洗浄、消毒及び靴の消毒をさせること。

④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置

衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、畜舎ごとの専用の衣服及び靴を設置し、確実に着用させること。

（３）野生動物等からの病原体の感染防止

① 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排

せつ物等が混入しないようにすること。

② 水道水等の飲用に適した水以外を給与する場合には消毒すること。

③ 野鳥等の野生動物の畜舎・飼料保管庫・堆肥舎・死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット(網目の大きさが2 cm以下)等の設備を設置するとともに、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なく修繕すること。

④ 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕するとともに、ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うこと。



網目2 cm以下の防鳥ネット・金網設置

(4) 衛生管理区域の衛生状態の確保

① 畜舎その他衛生管理区域内にある施設、器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

② 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で豚等を飼養しないこと。

(5) 豚等の健康観察と異状が確認された場合の対処

毎日の健康観察を行うとともに、特定症状を呈していることを発見した場合は、直ちに家保に通報すること。また、その際、農場から家畜及びその死体、畜産物、排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。

(6) 埋却等の準備

埋却処理に必要となる適切な土地を事前に確保しておくこと。

(7) 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保管すること。

① 衛生管理区域に立ち入った者の氏名、住所又は所属、立入年月日及び立入目的、消毒実施の有無

② 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元農場の名称及び導入年月日

③ 出荷又は移動を行った家畜の種類及び頭数、健康状態、出荷又は移動先の名称及び年月日等

(8) 大規模所有者に対する追加措置

① 従業員が特定症状を発見した場合の家保への通報ルールを作成し、全従業員に周知すること。

② 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること。

③ 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画を策定すること。



関係者以外立ち入り禁止看板の設置



車両消毒装置

なお、以下に家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準に係る条文の一部を抜粋する。防疫の観点から家畜の所有者が負うべき義務として、厳しい遵守事項が定められている。

(飼養衛生管理基準)

第12条の3 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理((中略)土地の確保その他の措置を含む)の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準(以下「飼養衛生管理基準」という。)を定めなければならない。

3 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

(定期の報告)

第12条の4 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養にかかる衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務)

第13条の2 家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見したときは、(中略)その所有者は、農林水産省令で定める手続きに従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所有地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(手当金)

第58条 国は、次に掲げる動物又は物品の所有者(中略)に対し、それぞれ当該各号に定める額(中略)を手当金として交付する。ただし、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

2 国は、次に掲げる家畜又は物品の所有者に対し、前項の手当金のほか、それぞれ当該各号に定める額を特別手当金として交付する。ただし、(中略)家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところによりこの項本文の規定により交付すべき特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した特別手当金の全額若しくは一部を返還させるものとする。

第2 「迅速で徹底した防疫措置」を行うための事前の準備

1 防疫措置における関係機関の役割分担

豚熱・アフリカ豚熱の発生時において、県は豚等の所有者に代わり、発生農場における飼養家畜の殺処分や汚染物品の埋却、農場消毒を実施するとともに、移動制限区域の設定や消毒ポイントの設置等の防疫措置を行う。

また、市町は、現地対策本部と連携し、県が行う防疫措置への支援と地域住民対策を、農協等の関係団体は、県及び現地対策本部と連携し、防疫措置への支援を行う。

なお、具体的な役割分担については、次のとおりとする。

2 県の役割

(1) 防疫従事者の確保

1) 家畜防疫員（獣医師）の確保

防疫指針に基づく24時間以内の殺処分の完了及び発生状況確認検査、制限の対象外とするための検査を円滑に進めるために、県は、初動における家畜防疫員（獣医師）の確保に努めるとともに、国や他の都道府県からの派遣や協力体制について確認する。

また、国から派遣される獣医師を含む緊急支援チームとの連携について確認する。

2) 防疫作業従事者の確保

農政水産部、畜産・農業関係団体のみではなく、農政水産部以外の県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であると見込まれる場合には、自衛隊の派遣要請について、事前に国と調整する。

(2) 防疫資材の確保、備蓄

① 各家保

平時から一定の飼養規模での発生を想定し、迅速な防疫作業に対応できるよう必要な資材を備蓄するとともに、防疫資材在庫管理一覧表を作成し、在庫管理を行う。その際、使用期限のある資材については、使用期限ごとに管理し、定期的に更新できる体制を整えておく。

また、想定規模を超える発生によって資材が不足する場合や備蓄には不向きな資材を速やかに確保するため、資材調達先リスト（71 ページ）を作成するとともに、定期的に取り扱業者及び担当者の緊急連絡先（携帯番号）の更新を行っておく。

なお、消毒薬など発生後に注文が殺到し、調達が困難となることが予想される資材（長期保管が可能なものに限る）については、用途、使用期限等を考慮し、随時備蓄に努めるとともに、国の備蓄資材や緊急時の拠出体制等について、国と情報を共有しておく。

また、備蓄する防疫資材等の定期確認時や、数量の増減、種類の追加、更新等があった場合には、管理状況一覧表を送信するなどして畜産課へ随時報告する。

市町、関係団体、家畜の所有者、関係業者に対しては、消毒薬等の資材等の備蓄に対し助言、指導を行う。

② 畜産課

家保が行う資材等の確保、備蓄に必要な予算措置を講じ、使用期限のある資材等の更新に努めるとともに、取扱業者と連携し、緊急時の優先供給等に関する調整に努める。

(3) 重機の確保

発生農場内で使用する重機等は、香川県建設業協会との防疫協定に基づき確保する。

また、オペレーターの手配を県対策本部防疫対策班畜産団体等調整係から依頼する。

バックホウ、ダンプトラック、ホイールローダー、トレーラー、フォークリフト、クレーン車、バルーンライト、鉄板

(4) 埋却候補地の選定

豚熱・アフリカ豚熱発生時の埋却地の確保は、原則として家畜の所有者の責務である。このため、平時から農場周辺で埋却地に適した自己所有地の有無を確認する等、埋却地の選定を行っておくことが重要である。

また、汚染物品ごとの処分方法（埋却、発酵消毒）を決定しておくとともに、万一の場合に備え、埋却以外の処分方法（焼却又は化製処理）についても検討しておく。

【埋却候補地の選定条件】

ア 農場敷地内及び農場近辺を原則とすること

イ 人家、飲料の水源地、河川及び道路に近接しないこと

ウ 最低3m程度の深さの掘削が可能であること

エ 埋却後3年間は掘削しないこと

オ 機械、資材の搬入が容易であること

カ 周辺住民及び地権者の理解と協力が得られること

(5) 消毒ポイント候補地の選定

畜産課及び家保は、平時から消毒ポイントについて、道路管理者等の関係機関と協議の上、候補地を選定しリストを作成するとともに、その候補地を防疫マップシステムに登録する。

(6) 防疫マップの更新

豚熱・アフリカ豚熱発生時のまん延防止と迅速な防疫措置及びその被害を最小限に抑えるために、県内全農場の所在場所、飼養形態・規模等を常に把握しておく必要がある。このため、平時からこれらの情報を防疫マップに保管し、新たな情報の入力など定期的にデータの更新を図る。この際家保は、農場巡回や種々の農家調査等を利用して、データ更新を行う。

3 市町の役割

市町は、本病発生時に県と連携して以下の役割を担うため、平時からその体制を整えておく。

- (1) 埋却地の調整・決定及び周辺住民への説明
- (2) 農場周辺の通行遮断の実施
- (3) 埋却地の選定に対する農家への助言・指導、市町有地のリストアップ
- (4) 発生状況確認検査等、種々の検査時の農場への案内（同行）、車両確保
- (5) 給水等に係る消毒ポイント運営支援
- (6) 地域住民に対する豚熱及びアフリカ豚熱の発生の周知及び防疫対応に対する協力要請等
- (7) テント、机、椅子等資材の提供
- (8) 着衣会場、県現地対策本部及び一次集合場所等の場所提供

- (9) 県現地対策本部へ連絡調整員の派遣

4 関係団体の役割

養豚関係団体は、市町の役割を補佐することとし、具体的には下記のような作業を受け持つ。

- (1) 団体関係者へ本病発生の周知及び防疫対応に対する協力要請、まん延防止対策の実施
- (2) 県及び市町が実施する防疫措置への支援及び人員の確保

5 隣県等との情報の共有

県境を越えた迅速かつ的確な防疫対策を実施するためには、隣県等との情報の共有が非常に重要である。このため、徳島、愛媛、高知、岡山の4県に情報提供する。

- (1) 情報提供のタイミング

原則として、病性鑑定において、ウイルスの感染の有無について検査（豚熱は、豚熱抗原検査（ウイルス分離検査及び遺伝子検出検査）、アフリカ豚熱は、アフリカ豚熱抗原検査（遺伝子検出検査））を行い、検査結果が陽性となった時点で、直ちに各県の家畜衛生担当者に情報提供を行う。

- (2) 情報提供の内容

症状、死亡頭数、発生疑い農場の概要（住所、家畜の種類、飼養形態）、国の検査結果判明予定時間。

- (3) 情報提供の方法

各県家畜衛生主任者に電話等で連絡する。

- (4) その他

県境付近での消毒ポイントの設置や運営等について機能的に行えるよう情報の共有を図る。

6 県境における防疫対応

県対策本部は、隣県で豚熱・アフリカ豚熱が発生した場合、発生県から本県に進入する車両の消毒を行うため、必要に応じて、県境付近に消毒ポイントの設置を検討する。

この際、確実に消毒を実施するため、関係市町の協力も得ながら、必要に応じて道路の封鎖や通行規制を行うことにより、通行者の協力のもと、消毒ポイントへの誘導を行う。

7 防疫演習等の実施

平時から、発生時の対応等について関係機関等を交えて机上で訓練しておくことは、非常に重要であり、国が定期的に主催する全国一斉机上演習を実施することで防疫措置の検証を行う。

- (1) 国が全国一斉に行う机上演習

農林水産省動物衛生課が発生農場を想定し、全国一斉に実施するもので、畜産課が中心となり、県関係機関、市町、団体等と連携し、実践に即した防疫演習を実施する。具体的には、制限区域を設定し、制限区域内農場数の確定や、防疫措置に従事する人員、資機材の必要数算定とその確保状況を確認する。なお、実施に当たって資料の作成に要した時間、内容等を動物衛生課が検証する。

- (2) 県が行う防疫演習

豚熱・アフリカ豚熱発生時に、円滑な防疫措置が実施できるよう市町、関係機関と連携し、実施時期を定めて原則毎年1回、防疫措置について実動を踏まえて実施する。

第4章 豚等での発生時の防疫対応

第1 異常豚の発見の届出から防疫措置完了までのタイムテーブル（肥育豚1,000～2,000頭規模の場合）

1日目	畜産課等	発生地家保	非発生地家保	市町
10:00	家保から異常豚発見の届出を受理 ①農政水産部長、次長、農政課へ連絡 ②人事課、広聴広報課、危機管理課、保健福祉総務課、土地改良課、警察本部警備課へ連絡、③非発生地家保、畜産試験場へ連絡 ④国（動物衛生課）へ報告	農家から異常豚発見の届出を受理（死亡頭数増加の状況等の聞き取り）→畜産課へ報告 初動防疫係を編成し出発 埋却候補地の確認・調整 病性鑑定室へ検査準備の依頼	畜産課から情報受理	
12:00	立入検査開始の連絡を受理 臨床検査の進捗状況を聞き取り 消毒ポイント候補地の選定 異常豚を含む群の状態を撮影した写真を、必要に応じて動物衛生課へ送付 特定症状を確認した場合は、動物衛生課へ報告	農場への立入検査開始 異常豚及び同居豚の体温測定及び臨床検査の実施 異常豚を含む群の状態を撮影し、データを畜産課へ送付 特定症状を確認した場合は、畜産課へ連絡 検体採取	畜産課から情報受理	
16:00		検体を病性鑑定室へ搬入	病性鑑定室で各種検査の開始	
17:00	血液検査結果を以下に連絡 ①知事、副知事 ②農政水産部長、次長 ③幹事課及び農政水産部内各課 ④発生市町、関係団体、民間業者、⑤国 建設業協会本部に第1報を入れる 部局別動員要請数の提出（農政→人事）	血液検査結果の受理 緊急消毒機材、立入制限機材の搬送 （家保所長）は、建設業協会支部へ埋却地の立会等を依頼し、作業内容を説明	血液検査結果判明 （白血球数1万個／ μ 1未満） で陽性を強く疑う	血液検査結果の受理 一次集合場所及び着衣会場の選定
24:00	県遺伝子検出検査結果（陽性）の受理 国及び関係各所へ遺伝子検出検査結果を報告	県遺伝子検出検査結果（陽性）の受理	県遺伝子検出検査結果の判明	県遺伝子検出検査結果（陽性）の受理

	県対策本部		現地対策本部		市町対策本部
2 日目	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	市町
4:30				動衛研へ検体送付	
8:30	執務室の確保 公用車の確保 公用携帯電話の確保 市町(発生地以外)、農政局、整備局、運輸局へ連絡	【防疫対策班】 疫学調査の実施 国と公表に係る協議 県外獣医師の派遣依頼 【産廃協会連携班】 産廃協会と作業内容、動員数、機材等を調整 【動員班】 各部局主管課へ動員名簿の提出を依頼 【バス班】 バスの配車依頼	先遣調査係の派遣(農場調査) 発生農場防疫係の派遣 通行制限・遮断の準備 埋却地の確認及び調整 道路使用許可手続きの準備 【農場緊急消毒係】 農場内の緊急消毒を実施 農場内への資材搬入作業 【埋却地交渉係】 埋却地が未確定の場合は、農場主等が地権者と交渉	【資材班】 建設業協会支部に大型資機材の手配、ガス協会に炭酸ガスの手配、市町にテント等の手配 備蓄倉庫から資材を搬出 【動員サポート班】 現地対策本部・着衣会場の設営作業 【埋却班】 建設業協会支部と現地立会埋却溝試掘開始 【健康相談班】 着衣会場の設営作業	机、椅子、テント等の物品の手配 着衣会場の設営作業 埋却地の確認・調整 埋却地が未確定の場合は、地権者と交渉
11:00		【防疫対策班】 動衛研へ検体持ち込み			
12:00	事務局会議開催のための資料作成 県対策本部会議開催のための資料作成	【防疫対策班】 防疫作業工程表の作成 【動員班】 動員名簿をとりまとめ、総務班、バス班、防疫支援班長に送付	【先遣調査係】 農場調査から帰庁 防疫作業工程表の作成	【資材班】 先遣調査の結果に基づき、不足する資機材を調達 農場及び着衣会場へ資材を随時搬送 【埋却班】埋却溝掘削開始	
15:00	事務局会議の開催	事務局会議の開催	事務局会議の決定事項を共有	事務局会議の決定事項を共有	事務局会議共有
16:00				【消毒ポイント班】	

				消毒ポイント設営開始	
	県対策本部		現地対策本部		市町対策本部
2 日目	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	市町
18:00		【バス班】 (4 班) バス受付			
18:30		(4 班) 県庁バス出発			
19:00	遺伝子検出検査（陽性）を関係先へ連絡 ①知事、副知事 ②部長、次長 ③幹事課、各部局主管課、農政水産部内各課 各種告示手続き	【防疫対策班】 国の遺伝子検出検査結果（陽性）を受理 家保、畜試、発生市町、関係団体、民間業者、四国 3 県及び岡山県に連絡 国と公表時間を決定	国の遺伝子検出検査結果（陽性）の受理	国の遺伝子検出検査結果（陽性）の受理	国の遺伝子検出検査結果（陽性）の受理
19:30	知事への報告			【動員サポート班】 (4 班) 着衣会場へ到着	
20:00		プレスリリース (患畜確定)			
20:30	対策本部会議の開催	対策本部会議の開催			
21:00	殺処分開始（4 班）	【防疫対策班】 記者レクチャー対応	防疫措置開始	【消毒ポイント班】 消毒ポイント稼働	殺処分開始（4 班）
22:00		【バス班】 (5 班) 県庁バス受付	【進捗管理報告係】 1 時間毎の殺処分数の報告 (以下、1 時間毎繰り返し)		
22:30		(5 班) 県庁バス出発			

23:30				【動員サポート班】 (5班) 着衣会場へ到着	
	県対策本部		現地対策本部		市町対策本部
3日目	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	市町
1:00	殺処分開始(5班)	殺処分開始(5班)	殺処分開始(5班)	殺処分開始(5班)	殺処分開始(5班)
2:00		【バス班】 (6班) 県庁バス受付			
2:30		【バス班】 (6班) 県庁バス出発			
3:30				【動員サポート班】 (6班) 着衣会場へ到着	
5:00	殺処分開始(6班)	殺処分開始(6班)	殺処分開始(6班)	殺処分開始(6班)	殺処分開始(6班)
6:00		【バス班】 (1班) 県庁バス受付			
6:30		【バス班】 (1班) 県庁バス出発			
7:00			汚染物品の処理・埋却作業に必要な調整	【動員サポート班】 (産廃協会) 着衣会場へ到着	
7:30				【動員サポート班】 (1班) 着衣会場へ到着	
8:30				【埋却班】掘削作業と並行して 死体の搬出・埋却作業開始	
9:00	殺処分開始(1班)	殺処分開始(1班)	殺処分開始(1班)	殺処分開始(1班)	殺処分開始(1班)
2班～3班まで4時間交代で繰り返し(原則として、死体の搬出・埋却作業は日中のみ実施し、夜間は休止)					
16:00				【埋却班】埋却溝の掘削完了	

21:00	殺処分完了	殺処分完了 (プレスリリース)	翌日の作業工程確認 (死体の搬出・埋却)	翌日の作業工程確認 (死体の搬出・埋却)	殺処分完了
	県対策本部		現地対策本部		市町対策本部
4日目	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	市町
7:00			産廃協会と作業工程について 打ち合わせ	【動員サポート班】 (産廃協会) 着衣会場へ到着	
8:30	死体の搬出・埋却作業 の再開	死体の搬出・埋却作業 の再開	死体の搬出・埋却作業の再開	【埋却班】 死体の搬出・埋却作業の再開	
15:00		【産廃協会連携班】 翌日の動員数を協議			
18:00	死体の搬出・埋却作業 の中断（夜間は休止）	死体の搬出・埋却作業 の中断（夜間は休止）	死体の搬出・埋却作業の中断 (夜間は休止)	死体の搬出・埋却作業の中断 (夜間は休止)	
19:00			翌日の作業工程確認 (死体の搬出・埋却)	翌日の作業工程確認 (死体の搬出・埋却)	
(原則として、死体の搬出・埋却作業は日中のみ実施し、夜間は休止)					
5日目					
7:00			産廃協会と作業工程について 打ち合わせ	【動員サポート班】 (産廃協会) 着衣会場へ到着	
8:30	死体の搬出・埋却作業 の再開	死体の搬出・埋却作業 の再開	死体の搬出・埋却作業の再開	【埋却班】 死体の搬出・埋却作業の再開	
15:00		【産廃協会連携班】 翌日の動員数を協議			
17:00	埋却溝への投入完了	埋却溝への投入完了	埋却溝への投入完了	埋却溝への投入完了	
18:00			翌日の作業工程確認 (農場の消毒・清掃)	翌日の作業工程確認 (埋却溝の埋め戻し)	

(農場の消毒・清掃及び埋却溝の埋め戻し作業は、翌朝から開始し、夜間は休止)					
	県対策本部		現地対策本部		市町対策本部
6 日目	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	市町
7:00			産廃協会、ペストコントロール協会等と、作業工程について打ち合わせ	【動員サポート班】 産廃協会、ペストコントロール協会が着衣会場へ到着	
8:30	糞等の発酵消毒開始	糞等の発酵消毒開始	糞等の発酵消毒開始	糞等の発酵消毒開始 【埋却班】 埋却溝の埋め戻し開始	
13:00	農場消毒開始	農場消毒開始	農場消毒開始	農場消毒開始	
15:00				【埋却班】 埋却溝の埋め戻し完了	
17:00	防疫措置完了 プレスリリース (防疫措置の完了)	防疫措置完了	防疫措置完了	防疫措置完了	防疫措置完了

第2 異常豚の発見の届出から現地立入検査結果等の送付までの対応

1 家畜保健衛生所（発生地家保）の対応

豚等の所有者、獣医師から、異常豚を発見した旨の届出を受けた家畜保健衛生所（以下「発生地家保」という。）は、以下の対応を行う。（浸潤状況を確認するための調査で異常豚が発見された場合は、豚熱指針第4の6・アフリカ豚熱指針第4の6に基づき対応する。家畜市場又はと畜場から届出を受けた場合には、豚熱留意事項38・アフリカ豚熱留意事項15に基づき対応する。）

（1）発生地家保の対応

- 1) 異常豚の届出を受けた状況から、豚熱又はアフリカ豚熱を否定できない場合は、届出者等に対し、農場からの移動自粛等の必要な指導を行う。なお、立入検査等により異常豚が発見された場合も同様とする。（豚熱指針第4の1、豚熱留意事項38・アフリカ豚熱指針第4の1、アフリカ豚熱留意事項15）
 - ① 豚等以外の動物を含む全ての動物について、農場からの移動を自粛すること。
 - ② 農場の排水は、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、可能な限り流出しないようにすること。
 - ③ 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
 - ④ 農場外に物を搬出ししないこと。所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用していた衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
 - ⑤ 異常豚及び当該異常豚の精液等の生産物、排せつ物、敷料等は他の豚や人等と接触することがないようにすること。
- 2) 異常豚の届出を受けた際の報告（様式1）を畜産課に電話及びFAX等で報告し、電話で随時追加報告する。
- 3) 東部家保病性鑑定室に病性鑑定の準備を依頼する。
- 4) 当該農場に初動防疫係（家畜防疫員）を派遣する。
- 5) 既存の防疫計画書の確認等、情報の整理を開始する。
- 6) 評価人の推薦準備

家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ1名以上を選定する。
- 7) 初動防疫係から、「特定症状」を確認した旨の報告を受けた発生地家保は、畜産課に報告する。
- 8) 初動防疫係から送信された異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（様式2参照）、及び異常豚を含む群の状況について撮影した写真等を、畜産課に随時報告する。

＊「特定症状」（家伝法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状）

- ① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。
- ② 同一の畜房内（1畜房につき1頭を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね1週間程度）に増加していること。
 - （1）摂氏40度以上の発熱、元氣消失、食欲減退
 - （2）便秘、下痢
 - （3）結膜炎（目やに）
 - （4）歩行困難、後軀麻痺、けいれん
 - （5）削瘦、被毛粗剛、發育不良（いわゆる「ひね豚」）
 - （6）流死産等の異常産の発生
 - （7）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね1週間程度）に複数の繁殖又は肥育豚等が突然死亡すること。
- ④ 血液検査により、同一の畜房内（1畜房につき1頭を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個/ μ 1未満）又は好中球の左方移動が確認されること。

ただし、②～④において、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかかな場合及び家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他非常災害等豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかかな場合はこの限りでない。

（2）当該農場での初動防疫係の対応（豚熱指針第4の2・アフ豚指針第4の2）

- 1）初動防疫係は、当該農場に到着した後、車両を農場の衛生管理区域外に置き、防護服等を着用して農場内に入る。
- 2）農場の平時の状況、常在疾病の有無等を踏まえたうえで農場全体を観察する。その上で、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行い、「特定症状」を確認した場合には、直ちに発生地家保に電話で報告する。その際、異常豚を含む豚等の群の状態についてデジタルカメラで撮影する。
- 3）初動防疫係は、臨床検査が終了次第、異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（様式2参照）及び撮影した写真を発生地家保へ送信する。

（3）備蓄資材の確認

- 1）当該農場の既存の防疫計画書に基づき、必要資材機材の数量を確認し、以下を確認する。
 - ① 家保の備蓄品一覧
 - ② 市町の備蓄品一覧
 - ③ 班別配送リスト
 - ④ 資材取扱業者・単価契約リスト

2 病性鑑定室の対応

現地家保から異常豚の届出があった旨の連絡を受け、病性鑑定の準備を開始する。

3 畜産課の対応

畜産課は、発生地家保から異常豚の届出を受けた際の報告（様式1）の受理後、動物衛生課に報告するとともに、直ちに防疫対応の準備を開始する。（豚熱指針第4の1・アフリカ豚指針第4の1参照）

- （1）発生地家保以外の家畜保健衛生所（以下「非発生地家保」という。）と畜産試験場へ連絡し、家畜防疫員の確保、備蓄資材の点検、消毒ポイント設置等の防疫対応の準備を指示する。
- （2）庁内の関係部署（人事課、広報広報課、危機管理課、保健福祉総務課、農政課、土地改良課、警察本部警備課）へ、異常豚の届け出があった旨を連絡する。
- （3）発生地家保、非発生地家保と協議して、疫学調査に係る情報収集を開始する。
- （4）国マップシステムにより制限区域を設定し、制限区域内の農場及び畜産関係施設を抽出するとともに、消毒ポイントの候補位置の一覧表を作成し、両家保に確認依頼する。（様式7）
- （5）病性鑑定班が行う遺伝子検出検査等の結果判明時間、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（海外病研究施設（東京都小平市）。以下「動物衛生研究部門」という。）が行う遺伝子検出検査の結果判明時間、県対策本部会議開始時間、防疫措置開始時間等のスケジュールを検討する。
- （6）発生地家保から推薦候補者の報告を受けた場合に備え、評価人の任命を準備する。
- （7）必要な例外協議等の手続きの準備を行う。
- （8）発生地家保があらかじめ作成している既存の防疫計画書を確認する。

（9）病性鑑定班が行う白血球数検査の結果が、1万個／ μ 1未満の場合は、豚熱の陽性を強く疑うため、以下の対応を行う。

- 1）県対策本部幹事課、農政水産部内各課へ検査結果を連絡する。
- 2）動物衛生課、発生市町、関係団体等へ検査結果を連絡する。
- 3）JA香川県、香川県建設業協会、香川県産業廃棄物協会、香川県ペストコントロール協会、日本産業・医療ガス協会四国地域本部、香川県トラック協会、総合警備保障（株）、香川県畜産協会、ことでんバス株式会社、香川県総合エネルギー協同組合へ検査結果を連絡し、患畜（疑似患畜）決定に備え、防疫措置への協力を依頼する。
- 4）自衛隊への派遣要請の事前準備として、危機管理課に、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等、必要事項を連絡し、自衛隊リエゾンの派遣を検討する。
- 5）知事・副知事へ検査結果を報告する。

4 非発生地家保の対応

非発生地家保は、畜産課から異常豚の届出の連絡を受けた後、家畜防疫員の確保、備蓄資材の点検、制限区域内の農場等の確認、消毒ポイント設置等の防疫対応の準備を開始する。

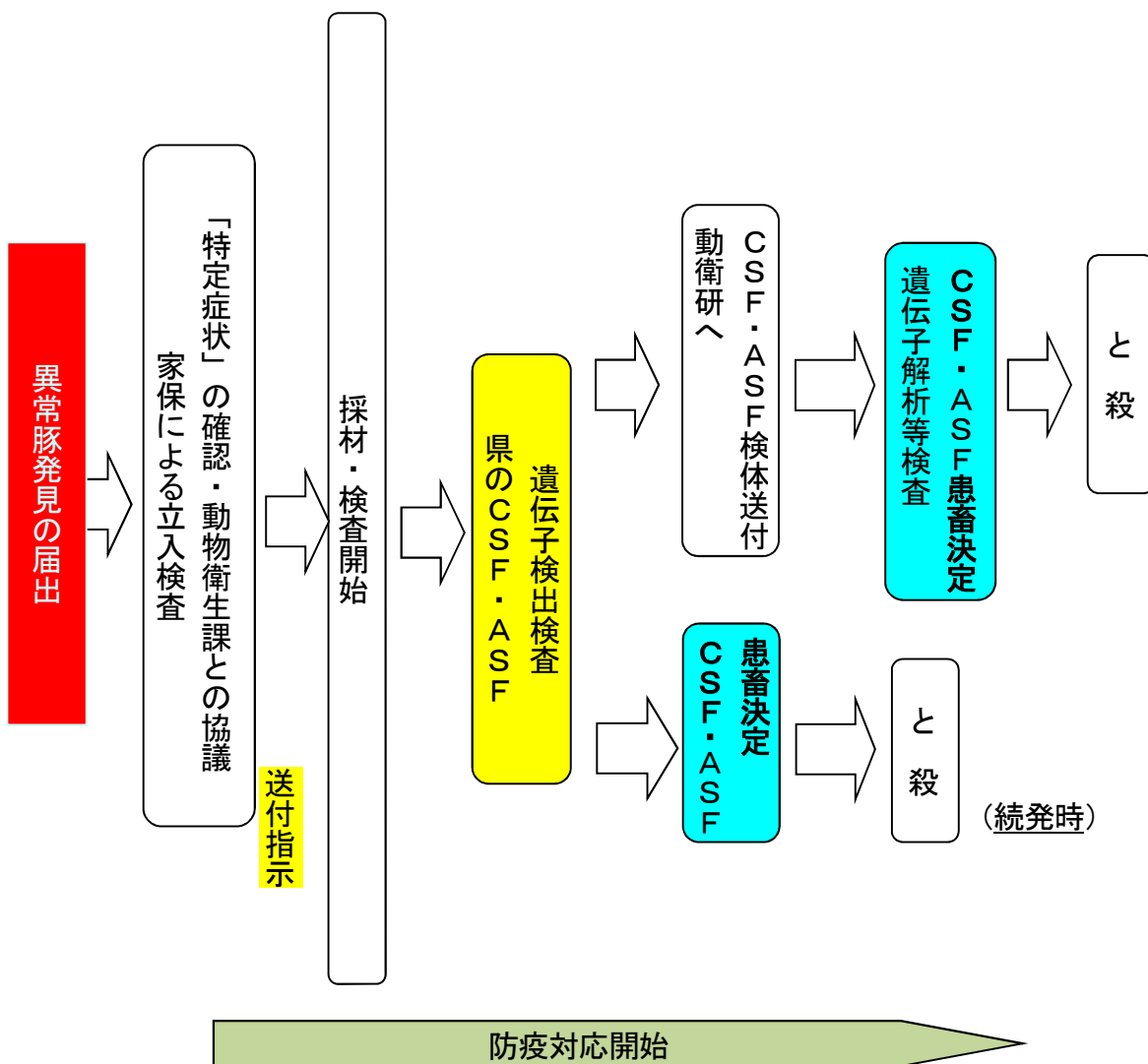
第3 現地調査結果等の送付から国による病性決定までの対応

県対策本部は、患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、農場外への病原体拡散防止措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を、72時間以内に埋却を完了させる必要がある。

(豚熱留意事項62・アフリカ豚熱留意事項35)

そのため、原則として、県の遺伝子検出検査の結果が陽性となった時点で防疫対応を開始する。ただし、県の豚熱の検査結果より前に豚熱が強く疑われる場合は、その時点から防疫対応を開始する。

なお、豚熱又はアフリカ豚熱が連続している場合は、異常家畜の届出から疑似患畜決定までの時間が短いため、より迅速な対応が必要となることに留意する。



1 現地对策本部立ち上げまでの発生地家保の対応

- (1) 病性鑑定材料の採材と異常豚の死体等の搬送を、初動防疫係に指示するとともに、当該農場に緊急消毒機材、立入制限機材の搬送を行う。
- (2) 疫学関係情報及び防疫計画書（素案）の報告

以下について、作成出来次第、県対策本部防疫対策班に報告する。

① 異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（様式2）

② 様式2関連調査

ア 人・車両の出入り状況（豚熱：過去28日間、アフリカ豚熱：過去22日間）（様式4－1）

イ 家畜、生産物等の出荷（導入）状況（豚熱：過去28日間、アフリカ豚熱：過去22日間）（様式4－2）

ウ 給与飼料の情報（様式4－3）

③ 農場従事者等名簿記入用紙（様式4－4）

④ 既存の防疫計画書の確認、修正により作成した防疫計画書（素案）

※埋却処理や一般廃棄物処理施設での焼却処理等の地元調整が必要な事項については、原則として地元調整の結果を踏まえて対応すること。

（3）患畜（豚熱指針第5の2の（2）の③～⑥、アフリカ豚熱指針第5の2の（2）の④～⑦）と判定された場合は、直ちに家畜防疫員を派遣し、移動自粛、立入制限等の発生農場に準じた措置を行う。

（4）当該農場の所在地を管轄する市町へ状況を連絡し、防疫対応の協議のため係員の参集を依頼する。

（5）防疫措置を行う要員（以下「防疫作業従事者」という。）の着衣会場及び一次集合場所を当該市町と協議し、防疫対策班に報告する。

（6）消毒ポイントの設置場所等を、防疫対策班と協議し選定する。

（7）と殺指示書（様式5）の案を作成する。

（8）豚等の移動の制限等（豚熱指針第4の3の（1）の③～⑥・アフリカ豚熱指針第4の4の（1）の①～④）

発生地家保は、防疫対策班からの指示を受け、初動防疫係に以下の①～③を指示する。

① 法32条第1項の規定に基づき、当該農場の生きた豚等、採取された精液及び受精卵等、豚等の死体、排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動を制限する。

② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

（9）まん延防止のための通行の制限又は遮断の準備

法第15条に基づき農場周辺への通行を制限又は遮断する準備をするため、当該市町、警察署と制限の場所等を協議し、通行を制限又は遮断する位置を決定する。

通行遮断は、疑似患畜決定後から実施し、72時間を超えることが想定される場合は、警察署や道路管理者等と協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるようあらかじめ調整する。

（10）通行の制限又は遮断の手続・掲示（令第5条）の方法

① 県警及び制限及び遮断されるべき場所を管轄する警察署長に通報し、協力を依頼する。

② 関係住民への説明は当該市町に依頼する。

③ 道路管理者に連絡し、協力を依頼する。

（11）立入制限及び消毒に必要な資材を準備し、農場に届ける。

（12）発生農場防疫係の派遣

防疫計画書（素案）の情報を共有し、作業手順、殺処分方法、役割等の確認を行なった上で、防疫作業従事者に配布する資料、必要な台帳等を準備し、緊急消毒や防疫措置の準備のため農場へ向かう。

(13) 評価人の推薦

家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ1名以上の計3名以上を、推薦候補者として防疫対策班へ報告する。

(14) 道路使用許可申請等の事務手続き準備

防疫施設設置のため、必要がある場合は、道路使用許可申請等の手続きを行う。

(15) 建設業協会支部への説明

発生地家保所長は、埋却溝の掘削等の協力を依頼するため、建設業協会支部へ作業内容を説明する。

2 現地対策本部の設営

県対策本部防疫対策班から、着衣会場が決定した旨の連絡があれば、着衣会場及び現地対策本部を設営する。設営作業は、現地対策本部を構成する各所属と協力して進め、各班・各係の役割分担を確認する。

3 現地対策本部における対応

(1) 防疫班初動防疫係

当該農場の家畜の所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明の上、直ちに次の措置を講じる。

1) 異常豚等の採血及び病性鑑定用材料の搬送

① 発生地家保からの指示を受け、異常豚及び同居豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取する。死亡豚又は豚熱・アフリカ豚熱の感染が疑われる豚の臓器等とともに、病性鑑定室に搬送する。（検体の搬送は、後発の発生農場防疫係に依頼する。）

② 採材する場合には、豚熱留意事項40・アフリカ豚熱留意事項18に留意の上、農場内で採材する。また、採材する臓器は、病性鑑定（類症鑑別を含む）に必要な検体（扁桃、脾臓及び腎臓を必ず含める。）とする。その際、解剖写真・剖検所見について記録し、病性鑑定班及び防疫対策班へ報告する。

2) 農場所有者への指導（豚熱指針第4の3・アフリカ豚指針第4の4）

農林水産省が病性等の判定を行うまでの間、当該農場を監視下に置くとともに、豚熱又はアフリカ豚熱の発生に備え、農場所有者に対し、以下の①～⑥を指導するとともに、豚等の移動の制限を実施する。

① 生きた豚等、採取された精液及び受精卵等、豚等の死体、排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動の制限

② 当該農場への関係者以外の人、車両の立入りの制限

③ やむなく車両等が農場内に入る場合、出入りに際しての徹底した消毒

- ④ 従業員の農場外の家畜等の飼育場所への立入りの制限
- ⑤ 飼料会社等に連絡し、来場しないよう要請
- ⑥ 農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具の消毒

3) 状況調査（疫学調査・防疫計画）

初動防疫係は、以下の①～④について調査し、家保所長に報告する。

- ① 異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（様式2）
- ② 様式2 関連調査（様式4－1～3）
- ③ 農場従事者等名簿記入用紙（様式4－4）
- ④ 既存の防疫計画書の確認、修正（豚熱指針第4の4・アフリカ豚指針第4の5）

（2）防疫班先遣調査係

防疫班先遣調査係は、防疫措置に必要な資機材、脱衣テントの設置場所、埋却地等の情報を収集するとともに、収集した情報を県対策本部に持ち帰り、防疫作業の工程表を作成する。

農場に向けて出発するタイミングは、動物衛生課との協議により実施する豚熱指針第4の5の（1）に基づく検査（遺伝子検出検査）、もしくは、アフリカ豚指針第4の3の（1）（遺伝子検出検査）が陽性となった時点とする。ただし、検査結果の判明が夜間の場合は、農場調査が困難であることから、農政水産部長と協議の上、出発時刻を決定する。

（3）防疫班埋却地交渉係

- ① 埋却する場合は、市町及び県対策本部水質検査班、埋却班と協議内容を確認し、現地調査（水源、飲用井戸、地下水、土質、地理条件、面積）を市町に依頼する。
- ② 埋却地の候補が決定すれば、市町と共同で地元住民に対する現地説明会を開催し、理解を得る。埋却地が決まるまで引き続き調整を行う。
- ③ 埋却地の選定状況及び地元住民に対する現地説明会の開催状況は、現地対策本部進捗管理報告係へ報告し、県対策本部及び現地対策本部各班で共有する。

（4）防疫班発生農場防疫係

- ① 準備の整った防疫班発生農場防疫係は、農場で初動防疫係と合流し、緊急消毒及び防疫措置の準備を行う。
- ② 初動防疫係が採材した検体を、病性鑑定室に搬送する。
- ③ 防疫計画書（素案）に基づき、農場汚染ゾーンの出入口に消毒設備を置き、ロープ等で確実にゾーン分けを実施し、クリーンゾーンを確保するとともに、脱衣テント、投光器、動力噴霧器等の設置を指示する。
- ④ 発生農場防疫係長（発生地家保防疫課長）は、緊急消毒前に殺処分前検査及び環境材料の採材、疫学情報の調査を行う（詳細マニュアル⑥）。

（5）防疫班農場緊急消毒係

- ① 防疫班農場緊急消毒係は、ウイルスの拡散を防止するため、農場敷地内の豚舎、飼料倉庫、関連施設等の外部の消毒を実施する。

- ② 農場の汚染ゾーン出入口付近に消毒設備を設置し、当該農場から出る人・物品・車両等を噴霧消毒する。
- ③ 消毒作業の完了後は、農場出入口付近で待機し、資材班資材受入配送係が配送した資材を農場内の各豚舎へ配置する。

(6) 防疫班立入制限係

防疫班立入制限係は、家保が市町等と協議の上決定した通行制限場所で、立入制限を開始する。農場出入口とした1カ所を残し、他の出入口を閉ざす措置をし、部外者の立入りを制限する表示を行い、各制限場所で監視を行う。

(7) 発生状況・清浄性確認検査班

【豚熱の場合】

本県は豚熱ワクチン接種区域であるため、制限区域は設定しない（豚熱留意事項34）ので、発生状況確認検査等は実施しない。

【アフリカ豚熱の場合】

1) 発生状況・清浄性確認検査班は、発生状況確認検査及び例外協議のための検査の準備を行う。

- ① 緊急度の高い順に農場名簿を整理し、巡回計画を作成（事前採材の例外協議後、農家に連絡して採材を開始する。）
- ② ウイルス浸潤状況確認のための検査及び制限の対象外とするために必要な検査、確認の準備を行う。

2) 必要に応じて、疫学関連農場への立入検査を実施（アフ豚指針第12の1）

- ① 県対策本部防疫対策班からの指示があれば、リスト（様式6-1）をもとに、※疫学関連候補農場に立入し、発生農場との関連の有無や関連の程度を調査するとともに、臨床症状の確認（必要に応じて検体の採材）を行う。（様式6-2）

※注：発生農場と何らかの関連は認められたが、その農場で飼養する豚等が、疫学関連家畜であるか否か判断される前の段階の農場

- ② 動物衛生課との協議の結果、疫学関連家畜となった場合は、県対策本部防疫対策班からの指示を受け、法第32条第1項の規定に基づき、移動を制限する。
- ③ 調査で得られた疫学情報は必要に応じて県対策本部防疫対策班疫学究明係へ報告する。

(8) 消毒ポイント班

消毒ポイント班長は、以下の手順により県土木事務所、市町と協力して消毒ポイントの設置、運営、機材の手配に係る調整を行う。

- ① 建設業協会現地支部に大型機材の手配を依頼
- ② 土木事務所毎に資材配送計画を作成し、家保あるいは消毒ポイント等への集合場所及び集合時間を土木監理課、市町に連絡
- ③ 関係市町に、要員要請、資材提供を依頼
- ④ 香川県ペストコントロール協会等へ業務委託を依頼
- ⑤ 県対策本部の指示により、消毒ポイント稼働開始

- ⑥ 消毒ポイントの設置にあたって、道路使用許可は管轄警察署、道路占用許可は道路管理者等に申請する。
- ⑦ 高速道路等を利用する車両について、各インターチェンジにおける消毒マットの設置等による車両消毒を実施する必要がある場合は、高速道路等の道路管理者に施設の利用を依頼する。

(9) 資材班資材調達係

- ① 当該農場に、防疫計画書（素案）に基づき、立入制限ポイント、脱衣テント、ユニットハウス、簡易トイレ、資材置場、投光器、動力噴霧器等の防疫施設の設置及び農場・埋却地で必要な重機の準備を行う。
 - ・建設業協会現地支部に、不足する簡易トイレ、投光器等の器材の手配と、農場への配送を依頼
 - ・市町にテント等の必要資材の配送を依頼
 - ・フォークリフト及びオペレーターの手配を県対策本部防疫対策班畜産団体等調整係に依頼
- ② 防疫計画書（素案）により、不足する資材を調達する。
- ③ 資材の取扱業者に在庫確認と夜間の連絡先を確認する。
- ④ 各種書類（注文請書、物品購入伺、受払台帳等）を準備する。

(10) 資材班資材受入配送係

- ① 防疫計画書（素案）に基づき、配送計画を立て、備蓄資材の梱包、トラック及び公用車の調整等搬送準備を行う。
 - ・発生直後は東西家保が管理する備蓄倉庫からの資材の搬出が必要なため、資材班長は備蓄資材の保管状況に応じて、係員の集合場所を指示する。
 - ・段ボール等に梱包する場合は、内容物、配送先（発生農場、着衣会場）を箱の外に明記し、現場での受け取り、配置に困らないよう配慮する。
- ② 東西家保の備蓄資材の配送計画を立て、輸送を開始する。発生農場での荷下ろしは原則クリーンゾーンで行い、汚染ゾーンへの搬入及び各豚舎への配置作業は、農場内で作業を行っている農場緊急消毒係に依頼する。

(11) 着脱指導班

- ① 着衣会場及び現地脱衣テントにおいて、着脱指導及び体調不良者対応のための資材準備を行う。

4 病性鑑定班の対応

(1) 検査（豚熱指針第4の5・アフ豚指針第4の3）

- 1) 病性鑑定班は、血液及び豚の臓器等の到着後、直ちに、病性鑑定を実施する。
- 2) 豚熱ウイルスの感染の有無について次の検査を行う。（豚熱指針第4の5）
 - ① 血液検査（白血球測定及び好中球の核の左方移動の確認）

- ② 豚熱抗原検査（ウイルス分離検査及び遺伝子検出検査。ただし、国が特に必要と認めた場合には、蛍光抗体法を実施する。）
- ③ 豚熱血清抗体検査（エライザ法）
- ④ 豚熱血清抗体検査（中和試験。ただし、③で陽性であった場合に限る。）
- 3）アフリカ豚熱ウイルスの感染の有無について次の検査を行う。（アフリカ豚指針第4の3）
アフリカ豚熱抗原検査（遺伝子検出検査）
- 4）類症鑑別に必要な他の疾病に関する検査を必要に応じて行う。

（2）結果の報告

- 1）群全体の状況として、40℃以上の発熱に加え、1万個／ μ l未満の白血球減少が認められる場合は、直ちに、防疫対策班に連絡する。
- 2）病性鑑定班は、それぞれの結果を随時、防疫対策班へ報告する。

（3）検体の送付

豚熱・アフリカ豚熱検体の送付（豚熱留意事項44、48、アフリカ豚熱留意事項19）

防疫対策班からの指示を受け、豚熱及びアフリカ豚熱の診断に必要な検体を梱包し、防疫対策班から派遣された職員に渡し、動物衛生研究部門に送付する。病性鑑定依頼書（様式3）を作成し、電子メールにより提出する。

【豚熱の場合】

分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体

【アフリカ豚熱の場合】

扁桃、脾臓、腎臓、血清、抗凝固剤加血液

＊検体を搬送する場合（JR）

4：35 高松発 → 10：11 国分寺着

5 県対策本部の対応

（1）発生の報告と県対策本部

畜産課は、病性鑑定班から、ウイルスの感染の有無について検査（豚熱は、豚熱抗原検査（ウイルス分離検査及び遺伝子検出検査）、アフリカ豚熱は、アフリカ豚熱抗原検査（遺伝子検出検査））結果が陽性となった報告を受け、農政水産部長（県対策本部幹事長）に報告及び農政課等に防疫対応の開始を連絡後、防疫対策班を組織して防疫対応を開始する。

県対策本部幹事長は、知事（県対策本部長）に、検査陽性と防疫対応を開始した旨を報告する。

（2）防疫対策班の対応

1）発生地家保、非発生地家保、畜産試験場に連絡

発生状況、検体送付の指示の状況を連絡し、防疫対応及び現地対策本部防疫支援班が所掌する業務（消毒ポイントの調整、資材配送等）の開始を指示する。

2）動物衛生課への報告・協議

- ① 動物衛生課あて、異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（様式2）を報告するとと

もに、報道機関への公表について協議する。

- ② 動物衛生課と協議の上、直ちに法第 32 条第 1 項の規定に基づき、当該農場の生きた家畜等の移動の制限を発生地家保へ指示する。
- ③ 動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜の範囲を決定する。決定に必要な調査を、3)により発生状況・清浄性確認検査班に指示する。(豚熱指針第 12 の 1 の (2)・アフ豚指針第 12 の 1 の (2))
- ④ 患畜(疑似患畜)判定時に備えた準備として、以下のア～オについて措置を講じ、その内容について速やかに(遅くとも病性鑑定班による検査結果が全て出る前まで)動物衛生課に報告する。(豚熱指針第 4 の 4・アフ豚指針第 4 の 5)
 - ア 当該農場における畜舎等の配置の把握
 - イ 周辺農場における豚等の飼養状況の整理(様式 7)
 - ウ 豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保(国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む)
 - エ 患畜(疑似患畜)の死体の埋却地の確保
 - オ 消毒ポイントの設置場所の選定移動制限・消毒ポイント係が決定する。
- ⑤ 4)の内、要員計画(案)の作成後、必要に応じて県外家畜防疫員、家畜防疫官、関係機関等の派遣要請を行う。

3) 疫学調査、その他の情報収集等

- ① 異常豚が所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)(様式 2)等を基に、「疫学関連家畜」の調査を発生状況・清浄性確認検査班に指示。
 - ・初動防疫係からの情報(様式 2、様式 4-1、2、3、4)を基に、発生農場(疫学的関連のある農場も含む)の疫学情報を整理し、必要により電話又は F A X 等で管理者、所有者等から聞き取りを補完的に実施する。
 - ・得られた情報に基づき関連業者等へ聞き取り調査を実施し、疫学関連家畜飼養農場のリストアップを行い、発生状況・清浄性確認検査班に調査を指示する。
 - ・調査の結果、疫学関連家畜飼養農場が制限区域外に存在することが判明した場合には、直ちに当該農場へ移動の自粛を連絡する。
- ② 当該農場が豚等を出荷していると畜場等の取引状況の把握。
- ③ 想定される制限区域内の豚等飼養農場から豚等を出荷していると畜場等への出荷状況の把握。

4) 防疫計画書(案)の作成

家保が作成した防疫計画書(素案)を検討し、県対策本部会議に提出する防疫計画書(案)を作成する。防疫計画書(案)の作成にあたっては、先遣調査係が農場及び農場周辺で収集した情報に基づき、防疫措置完了までの工程表を作成する。

5) 関係機関等への連絡・要請

- ① 当該農場の所在地を管轄する市町等へ連絡し、防疫対応への支援を要請。防疫作業従事者の着衣会場及び一次集合場所を当該市町と協議し決定する。(病性鑑定班による白血球数検査の結果が 1 万個/ μ 1 未満で、豚熱の陽性を疑う場合は直ちに連絡する。)
- ② 防疫対策班は、制限区域のかかる隣県に連絡・協議する。

ア 異常豚の発生状況の情報提供

イ 公表の協議

ウ 消毒ポイント設置協議

③ 四国3県及び岡山県に連絡

④ J A香川県、香川県建設業協会、香川県産業廃棄物協会、香川県ペストコントロール協会、日本産業・医療ガス協会四国地域本部、香川県トラック協会、総合警備保障（株）、獣医師会、香川県畜産協会、ことでんバス株式会社、香川県総合エネルギー協同組合等の関係団体及び民間業者に連絡し、患畜（疑似患畜）決定に備え、業務委託も含め防疫対応の応援を依頼。

⑤ 養豚関係団体に連絡し、防疫対応を要請。

6) 埋却地の調整

家畜の所有者の埋却地等の確保が十分でない場合は、利用可能な公有地の活用等を検討する。

7) 焼却処理施設との調整

① 焼却する場合は、市町や行政事務組合に一般焼却処理施設の使用を求める。

② 一般焼却処理施設が複数必要な場合は廃棄物処理班に調整を依頼する。

③ 処理を急ぐ場合は、産業廃棄物処理施設を活用することも検討する。

④ 各焼却処理施設等の求めに応じ、廃棄物処理班と共同で地元住民に対する説明を行い、理解を得る。

8) 消毒ポイント設置に当たっての対応

① 消毒ポイントを設置するまでの間、飼料工場及び各施設並びに農場での消毒を徹底して実施するよう飼料関係業者（運送業者含む。以下同じ。）、家畜運搬業者等に周知する。

② 消毒ポイントの設置後、飼料運搬車両等の畜産関連車両を消毒するために、飼料関係業者等に、消毒ポイントの設置場所、運営時間等について周知する。

9) 病性鑑定班が行う遺伝子検出検査等の結果判明時間を聞き取り、県対策本部会議開始時間、防疫措置開始時間等のスケジュールの検討、決定

10) 病性鑑定班からの報告を受け、病性鑑定の検査結果を随時、動物衛生課に連絡

11) 県の行う病性鑑定で陽性となった場合の対応

① 豚熱もしくはアフリカ豚熱の抗原検査で陽性になった場合もしくは豚熱防疫指針第4の8の(1)によりアフリカ豚熱の診断を行うことになった場合は、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、診断に必要な検体を動物衛生研究部門に送付する準備を病性鑑定班に指示するとともに、検体輸送に必要な人員を確保し、送付する。(豚熱指針第4の5の(2))

② 豚熱もしくはアフリカ豚熱の疑い事例の公表について、動物衛生課と協議する。(豚熱指針第6の3・アフリカ豚指針第6の3)

(3) 総務班の対応

1) 連絡調整・庶務係は、県対策本部事務室の準備

① 事務室等を確保(19F農政水産部会議室)し、電話、FAXの引き込みを財産経営課に依頼

② 防疫対応に必要な公用車の確保を総務学事課に依頼

③ 公用携帯電話の確保を危機管理課に依頼

2) 庁内への連絡

総務班は、防疫対策班から病性鑑定班が実施する遺伝子検出検査等が陽性の報告を受け、下記の連絡を行う。なお、必要に応じて随時進捗状況の連絡を行う。

- ① 県対策本部幹事課及び農政水産部内各課へ疑い事例の情報を連絡するとともに、分掌事務の開始を依頼する。
- ② 自衛隊への派遣要請準備として、自衛隊連携班に発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等必要事項を連絡する。

3) 動員調整

- ① 総務班は、防疫計画書(案)に基づき防疫措置に必要な動員規模及び部局別の動員要請人数を算定し、動員班へ報告する。殺処分は獣医師3人、県職員25人体制の1班を基本とし、豚の飼養頭数が1,000頭を超える場合は、国・県外獣医師の派遣を要請することで、2班体制（県獣医師3人、国・県外獣医師3人、県職員50人）とする。
- ② 動員班は、総務班から提出された部局別動員要請人数に基づき、各部主管課へ動員名簿の提出を依頼する。動員名簿の作成にあたっては、県庁から着衣会場までのバス利用の有無も併せて確認する。
- ③ 動員班は、各部主管課から提出された動員名簿をとりまとめ、総務班、バス班及び現地对策本部防疫支援班長（畜産試験場長・次長）へ送付する。

4) 関係機関等への連絡・要請（病性鑑定室による検査結果が陽性の場合）

- ① 総務班は、発生地を除く市町へ発生状況等を連絡し、防疫対応への支援を要請する。
- ② 国関係機関（農林水産省動物衛生課を除く）への連絡
中国四国農政局香川県拠点、四国地方整備局、四国運輸局に連絡し、患畜（疑似患畜）決定に備え、防疫対応の支援を要請

5) 県対策本部事務局会議の開催（病性鑑定室による検査結果が陽性の場合に開催する）

県対策本部総務班は、防疫対策班と協力の下、事務局会議を開催し、庁内の情報共有を図る。

- ① 発生農場の概要と防疫作業の工程
- ② 着衣会場の場所等
- ③ 動員者の輸送方法と一次集合場所
- ④ 各課の役割分担の確認
- ⑤ 本部会議及び報道対応の情報共有

県対策本部事務局会議メンバー
農政水産部各課、各部主管課、
人事課、広聴広報課、環境管理課、
みどり保全課、警察本部警備課、秘書課
※その他の幹事課へは、主管課を通じて連絡する。

6) 県対策本部会議の準備（患畜（疑似患畜）が確定した場合に開催する）

香川県豚熱・アフリカ豚熱対策本部設置要綱に基づき、県対策本部会議の開催準備を進める。対策本部会議の開催後は速やかに防疫措置を開始する。また、必要に応じて、同幹事会を開催する。

（4）健康管理班

職員課（健康管理室）は、総務班から病性鑑定班が実施する検査が陽性となった連絡を受けた後、防疫作業従事者の安全確保対策の対応を開始する。

6 市町の対応

市町は、県対策本部及び現地対策本部と連携し、県が行う防疫措置への支援と地域住民対策を開始する。

(1) 当該農場の所在地を管轄する市町の対応

1) 市町豚熱・アフリカ豚熱対策本部の設置

県から、豚熱又はアフリカ豚熱の疑い事例発生の受け、市町豚熱・アフリカ豚熱対策本部を設置する。

2) 着衣会場等の会場の提供、設営、運営

- ① 着衣会場、現地対策本部事務所及び一次集合場所を提供する。
- ② 要員を派遣する。
- ③ 現地対策本部に協力し、会場の運営を補佐する。

3) 通行制限（遮断）場所の設営

- ① 発生地家保、管轄警察署と協議し決定した通行制限（遮断）場所で、制限に必要な資材の準備と設営を行う。
- ② 現地対策本部防疫班埋却地交渉係と共同で、発生農場周辺の地元住民に対して説明を行い、正確な情報の提供と、防疫措置への支援と協力を要請する。また、必要に応じて、住民説明会を開催する。

4) 防疫施設設置に関する協力

- ① 資材置き場及びテント等の設置場所を確認し、テント等資材の提供と設営を行う。
- ② 市道等を利用する場合は、必要な手続きを行う。

5) 埋却地の選定

- ① 現地対策本部埋却班、防疫班埋却地交渉係、及び県対策本部水質検査班と協議し、現地調査（水源、飲用井戸、地下水、土質、地理条件、面積）を実施する。
- ② 埋却地の候補が決定すれば、現地対策本部防疫班埋却地交渉係と協力し、地元住民に対する現地説明会を開催し、理解を得る。

6) 評価人の選出

畜産の知識が豊富な職員を評価人候補者として選出し、発生地家保へ報告する。

7) 自衛隊の受入れ準備

派遣隊員の待機場所、駐車場及び野営地を提供する。

8) 消毒ポイント設置場所の提供、設営、運営への協力

- ① 消毒ポイントの設営に協力し、設置場所やテント等資材を提供し、設置要員の派遣や、消毒用水の給水及び燃料補給を支援する。
- ② 軽微な資材の調達、設備の補修、修繕を行う。

9) 現地対策本部が行う発生状況確認検査、疫学調査等の対象農家への同行準備

対象となる農場・施設への道案内や、必要な車の手配及び調査に協力する。

10) 風評被害の防止の準備

- ① HP 等の周知、ポスター等の配布。
- ② 学校給食（市町教育委員会）や公的施設等での適切な取り扱いの周知。

11) 地域住民対応

住民に対する本病の疑い事例発生の周知及び防疫措置に対する協力の呼びかけ等を行う。

12) 防疫作業への協力（要員派遣）

農場防疫作業等への協力準備

（２）制限区域内に含まれる若しくは消毒ポイントの設置が想定される市町の対応

制限区域内に含まれる若しくは消毒ポイントの設置が想定される市町は、上記（１）の８）～１２）の対応を行う。

（３）その他の市町の対応

その他の市町は、上記（１）の１０）、１１）、１２）、必要に応じて９）の対応を行う。

本県は豚熱ワクチン接種区域のため、豚熱が発生した場合には、制限区域を設定しない（豚熱留意事項 34）ため、制限区域に係る事項（移動制限、消毒ポイントの設置、発生状況・清浄性確認検査、例外協議）等は適用しない。ただし、消毒ポイントについては、必要に応じて設置する。

第4 患畜（疑似患畜）決定後の対応

1 県対策本部の対応

(1) 防疫対策班

農林水産省において病性を判定し、動物衛生課より患畜（疑似患畜）であると判定する旨の通知（法第13条の2第5項）を受けた場合、以下について直ちに実施する。

1) 現地対策本部防疫班長及び防疫支援班長に防疫計画書に基づく防疫対応を指示

2) 関係者への報告、連絡等

① 総務班へ報告し、県対策本部各班に対応の開始を要請する。

② 患畜（疑似患畜）であると判定された旨及び発生農場の所在地について、下記のア、イ、ウに連絡を行う。（豚熱指針第6の1・アフ豚指針第6の1）

情報を提供する際は又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報の目的外使用や、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。

特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う（豚熱指針第6の1の(4)・アフ豚指針第6の1の(4)）。

ア 近隣県（ただし、制限区域を含む県へは、詳細な位置情報を提供する。）

イ 発生農場から半径3km以内の農場

ウ その他県が必要と認める者

3) 養豚農場、獣医師会、生産者団体、その他関係団体等への情報提供を行う。

4) 【アフリカ豚熱の場合】移動・搬出制限区域設定（アフ豚指針第9）

本病のまん延を防止するため必要に応じて、生きた豚等、その死体又は家畜伝染病の病原体を拡散させるおそれがある物品の区域内での移動、搬出を法第32条に基づき制限する。

5) 評価人の任命等の手続き

6) 【アフリカ豚熱の場合】制限区域内の豚等所有者への対応（アフ豚指針第9の1）

制限区域の設定を行った場合、以下の項目について対応する。

① 当該区域内の豚等所有者に対し、発生農場の所在地について連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

② 健康観察の徹底と異常の報告、法第52条の報告徴求を指導する。報告徴求業務は、現地対策本部発生状況・清浄性確認検査班が行う。

7) 消毒ポイントの公表及び飼料運搬車両等を運行する業者等、養豚関係業者に通知

8) 【アフリカ豚熱の場合】家畜集合施設の開催等の制限

① 動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。（アフ豚指針第10の1）

ア と畜場における豚等のと畜

イ 家畜市場等の豚等を集合させる催物

ウ 豚等の放牧

② 動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

9) 【アフリカ豚熱の場合】移動・搬出制限の対象外としての例外協議のための資料等を作成し、協議の結果を農家等に通知する。

10) 県外派遣要員の受入れ

国が派遣する調整職員、疫学専門家、緊急支援チーム、疫学調査チーム、他県の家畜防疫員に情報提供を行う。

11) 野生イノシシへの対応

動物衛生課と協議の上、野生イノシシへの対応について、野生イノシシ班及び市町に協力を依頼し、発生農場の周囲の地域において、野生イノシシの感染確認検査を実施する。（豚熱指針第12の6・アフ豚指針第12の6参照）

（2）総務班

1) 県対策本部会議の開催

① 防疫対策班から患畜（疑似患畜）であるとの報告を受け、県対策本部長、本部員、幹事課にその結果を報告し、県対策本部各班に対応の開始を要請する。

② 患畜（疑似患畜）であると判定された旨及び発生農場の所在地について、県内市町等に連絡を行う。

2) 県対策本部各班との連絡調整

3) 県職員の要員計画、調整等

4) 各種告示 ※豚熱の場合は、②、③の業務は行わない。

① 豚熱又はアフリカ豚熱の発生の告示（法第13条）

② 家畜等の移動の制限の告示（法第32条及び細則第7条）

③ 家畜集合施設の開催等の制限の告示（法第33条及び細則第7条）

④ 放牧等の制限の告示（法第34条及び細則第7条）

（3）報道・取材対応班

1) 報道・取材対応班（広聴広報課）の役割

① 記者発表を行うための調整、取材活動の調整、報道発表資料の確認

② 患畜（疑似患畜）の確認について公表（プレスリリース）

患畜（疑似患畜）の確認についての公表は、国と県が同時に行う。

③ 報道機関への情報提供

報道発表資料の作成は、報道・取材対応係が行う。

2) 報道・取材対応係の役割

防疫作業の進捗状況、風評被害防止対策等の広報活動等

各班の対応状況の報告を受け、防疫対策班と協力して、随時報道機関に情報提供を実施する。

（4）現地対策本部調整・進捗管理班

現地対策本部の情報収集、連絡調整

（5）自衛隊連携班

1) 自衛隊への派遣要請

2) 自衛隊リエゾンとの連絡調整

(6) 産廃協会連携班

- 1) 香川県産業廃棄物協会への支援要請
- 2) 防疫計画書（案）に基づき、支援要員の規模や必要機材の調整

(7) 動員班

- 1) 総務班が作成した部局別動員要請人数に基づき、各部主管課へ動員名簿の提出を依頼する。
動員名簿の作成にあたっては、県庁から着衣会場までのバス利用の有無も併せて確認する。
- 2) 各部主管課から提出された動員名簿をとりまとめ、総務班、バス班及び現地対策本部防疫支援班長へ送付する。

(8) バス班

- 1) 防疫計画書（案）に基づき、防疫作業従事者の移動用バスの配車
バスは以下の3系統を手配する。
 - ① 県庁⇄着衣会場
 - ② 一時集合場所⇄着衣会場
 - ③ 着衣会場⇄農場
- 2) 県庁⇄着衣会場バスの乗車場所において、乗車予定者の点呼を行う。以下の方法により、防疫措置の開始から終了まで継続する。
 - ① 総務班より、防疫作業従事者及び着脱指導班の要員名簿を入手し、バス利用の有無を把握する。
 - ② バス乗車場所において、名簿をもとに乗車予定者の点呼を行う。
 - ③ 発車予定時刻に乗車していない者がいれば電話連絡を行い、確認が取れ次第バスを発車させる。
 - ④ 発車後は、点呼結果を現地対策本部動員サポート班に速やかに情報提供する。

(9) 埋却支援班

現地対策本部埋却班（土地改良事務所）の要員調整

(10) 会計班

防疫措置に必要な契約事務

- ① 埋却溝の工事等の委託契約
- ② 豚等の死体、飼料等汚染物品の運搬業務委託
- ③ トラック、重機等のレンタル及びガソリン、灯油、軽油、炭酸ガスの供給業者との委託契約
- ④ 動員輸送用バス運行に係る委託契約
- ⑤ 消毒ポイント運営に係る委託契約
- ⑥ 立入制限に係る委託業務

(11) 消毒ポイント班（土木監理課）

現地対策本部消毒ポイント係（土木部）の要員調整

(12) 健康管理班

- 1) 防疫作業従事者等の健康管理・安全確保に関すること
- 2) 職員の精神保健活動を含めた健康相談

(13) 健康相談班

- 1) 県民の健康の保持及び増進に関すること
- 2) 健康福祉部内の動員の調整（着衣会場の設営等）

(14) 公安班

- 1) 立入制限の支援
- 2) 通行の制限又は遮断措置（法第 15 条）の支援
- 3) 消毒ポイント運営の支援

(15) 水質検査班

飲用水及び水環境の保全

埋却地周辺の公共用水域及び飲用井戸の水質検査

(16) 廃棄物処理班

- 1) 廃棄物処理施設の確保と調整

廃棄となる汚染物品の埋却処分が困難な場合の焼却処理施設の確保と連絡調整等

(17) 野生イノシシ班

- 1) 猟友会等の関係者への情報提供
- 2) 野生イノシシへの対応への協力依頼（豚熱留意事項 84、100・アフリカ豚熱留意事項 58、72）

(18) 県民生活班

- 1) 消費者からの相談窓口の設置
- 2) 問い合わせへの対応
- 3) 消費者に対する情報発信の対応等（豚熱・アフリカ豚熱に関する情報提供（風評被害含む））

(19) 食の安全班

- 1) 食の安全に関すること
食品に関する相談窓口
- 2) 動物愛護に関すること
ペットの相談窓口

(20) 経営対策班

- 1) 畜産農家・関連業者の経営に関する相談窓口の設置
- 2) 畜産農家の経営に対する資金等による支援等
- 3) 中小企業制度融資による支援等

(21) 学校対策班

- 1) 各学校への情報提供と情報収集
- 2) 幼児児童生徒及び保護者の不安解消のための説明指導
- 3) 作成済み学校対策マニュアルによる農業高校への対応

(22) 税務班

発生農場等急激な影響を受けた経営体等の納税に関する相談窓口

2 現地対策本部の対応

(1) 現地企画班

1) 現地における防疫方針の立案及び防疫作業の進捗管理を行う。また、通行の制限又は遮断が必要な場合は、以下のとおり対応する。

- ① 通行の制限又は遮断の手続、掲示等の方法について（令第5条）の住民説明等
- ② 制限及び遮断されるべき場所を県警及び管轄する警察署長に通報し、協力を得る。
- ③ 関係住民への説明を市町に依頼する。
- ④ 市町を通じ、発生農場周辺の地元住民、自治会へ情報を提供するとともに、苦情・要望等に対応する。

2) 進捗管理報告係

農場及び埋却地から作業の進捗報告を受け、県対策本部へ定期報告を行う。

(2) 防疫班

県対策本部防疫対策班から患畜（疑似患畜）であるとの報告を受け、以下の対応を行う。

- 1) 患畜（疑似患畜）は、発生農場内で、原則として患畜（疑似患畜）であると判定された後、病原体拡散防止措置が完了してから目安として24時間以内に殺処分を完了する。（豚熱指針第7の1の（4）、アフリカ豚指針第7の1の（4））
- 2) 患畜（疑似患畜）の死体については、原則として、患畜（疑似患畜）であると判定された後、病原体拡散防止措置が完了してから目安として72時間以内に、発生農場若しくはその周辺において埋却する。（豚熱指針第7の2の（2）、アフリカ豚指針第7の2（2））
- 3) 防疫計画書に基づく防疫措置の開始を各班長及び各係長に指示する。

(3) 動員サポート班

防疫作業従事者がスムーズに作業を進められるよう、着衣会場において、以下の業務を行う。

- 1) 受付
- 2) 防疫作業の事前説明
- 3) 着衣会場を発着するバスの運行管理
- 4) 農場出入口までの誘導
- 5) 着衣会場（施設）の管理
- 6) 防疫作業従事者の体調不良、けが等の対応は防疫支援班長に依頼する。

(4) 埋却班

- 1) 埋却溝工事、汚染物品等の運搬等の契約を締結後、工事を開始する。
- 2) 埋却溝工事の進捗状況の確認を行い、埋却処理の計画を調整する。

(5) 資材班

1) 資材調達係

- ① 防疫計画書に基づき、必要資材機材の数量の調整を行い、不足する資材を直ちに調達する。

- ② 各班からの必要資材の購入依頼をとりまとめ、随時見積もりを行うとともに発注する。
資材の発注、納品が分かるように台帳（注文請け書）を整備し、注文請け書を基に物品購入台を作成する。

- ③ 発注した資材の納品確認及び支払事務を行う。

2) 資材受入配送係

- ① 納入された資材は納品を確認した後、指定の場所へ配送する。
② 着衣会場内の資材の在庫管理を継続して行う。

(6) 消毒ポイント班

消毒ポイント班は、班長の指示により、県対策本部で決定した防疫計画書に基づき、土木監理課、土木事務所、市町と協力し、消毒ポイントの業務を開始する。

- 1) 消毒ポイント班は、速やかに、土木事務所、民間団体とともに市町、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを運営する。
- 2) 畜産関係車両や防疫作業車両については、農場出入りの度に運転手及び車両内部を含め厳重な消毒を徹底するとともに、必要に応じて、一般車両の消毒も実施する。（豚熱指針第 11・アフリカ豚指針第 11 参照）

(7) 【アフリカ豚熱の場合】発生状況・清浄性確認検査班

- 1) 制限区域内の全ての豚等の所有者を対象に、健康観察を徹底するよう指導するとともに、イノシシ等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。また、報告を受ける。（アフリカ豚指針第 9 の 1 の（6）参照）
- 2) 制限の対象外とするため、以下の出荷や移動のための検査、確認等を実施する。（豚熱指針第 9 の 5・アフリカ豚指針第 9 の 5 参照）
- ① 移動制限区域内の豚等のと畜場へのお荷
 - ② 搬出制限区域内の豚等のと畜場へのお荷
 - ③ 制限区域外の豚等のと畜場へのお荷
 - ④ 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動
 - ⑤ 制限区域外の豚等の死体等の処分のための移動
 - ⑥ 移動制限区域外の家畜等の通過
- 3) 移動制限区域内のと畜場の再開のための確認を行う。（アフリカ豚指針第 10 の 3）
- 4) 制限区域内の農場のウイルス浸潤状況の確認のため以下の検査を実施する。（アフリカ豚指針第 12 の 2）
- ① 発生状況確認検査
 - ② 清浄性確認検査
- 5) 必要に応じて立入検査を行い、移動制限区域内を中心に飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。（アフリカ豚指針第 12 の 5）

3 市町の対応

県対策本部から患畜（疑似患畜）であると判定された旨及び発生農場の所在地の連絡を受け、以下の対応を行う。

（１）発生農場の所在地を管轄する市町の対応

- １）発生農場周辺の地元住民、自治会へ情報を提供するとともに、苦情・要望等に対応する。
- ２）防疫作業への協力（要員派遣）
 - ・農場防疫作業への要員の派遣等
- ３）消毒ポイント運営への協力の継続
 - ・要員の派遣、見まわり、給水・燃料の補給等の運営支援
- ４）発生状況確認検査、清浄性確認検査、疫学調査等の対象農家への同行
 - ・道案内、車の手配、聞き取り事項の記録
- ５）風評被害の防止
- ６）住民に対する本病の情報の提供及び防疫措置に対する協力呼びかけ
 - ・各種相談窓口の開設等

（２）制限区域内に含まれる又は消毒ポイントの設置市町の対応

制限区域内に含まれる又は消毒ポイントの設置市町は、上記（１）の２）～６）の対応を行う。

（３）その他の市町の対応

その他の市町は、上記（１）の５）、６）の対応を行う。

本県は豚熱ワクチン接種区域のため、豚熱が発生した場合には、制限区域を設定しない（豚熱留意事項 34）ため、制限区域に係る事項（移動制限、消毒ポイントの設置、発生状況・清浄性確認検査、例外協議）等は適用しない。ただし、消毒ポイントについては、必要に応じて設置する。

第5 発生農場等の防疫措置

発生農場の防疫措置は、本マニュアル及び防疫計画書に基づき実施する。防疫作業従事者の作業概要は、詳細マニュアル④発生農場における防疫措置に記載する。

現地における防疫作業全体の進行管理は、現地対策本部現地企画班長（家保所長）が行い、防疫措置上の問題や課題の解消に努める。

現地企画班長は必要に応じて、現地対策本部各班長及び各係長による班長会議を開催し、各班の防疫措置状況報告、問題点の整理と解決、翌日防疫措置予定、要員計画の変更等の報告、県対策本部からの情報伝達等を行い、防疫措置の進捗状況の把握及び情報の共有を図る。

また、7月から9月の間で熱中症指数計の暑さ指数（WBGT）28度以上となることが予想される場合は、昼間の殺処分作業（9時から17時）を中止し夜間のみで行う。（埋却作業は継続）

（1）防疫措置の開始

1）家畜の所有者への説明

家畜防疫員は、家畜の所有者に対し以下について説明した後、と殺指示書を交付し、作業に着手する。

ア 豚熱又はアフリカ豚熱の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の3の規定により行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申し立てをすることができないことについて遺漏なく説明する。

イ と殺の義務（法第16条）

ウ 死体の焼却等の義務（法第21条）

エ 汚染物品の焼却等の義務（法第23条）

オ 畜舎等の消毒の義務（法第25条）

カ 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、ア～オについて、所有者への指示に代えて自らこれを実施することができる。

2）防疫作業の指示系統

- ① 農場内における作業全体の指揮命令は発生農場防疫係（家畜防疫員）が行う。
- ② 防疫作業従事者への具体的な指示は、家畜防疫員を補助する防疫調整係が行う。
- ③ 農場内での資材の運搬や消毒等の作業は、防疫作業従事者が行う。
- ④ 防疫作業の進捗管理は、防疫調整係がとりまとめ、現地対策本部へ報告する。

（2）立入制限

立入制限係は、患畜（疑似患畜）と決定された後、警察や道路管理者、地方公共団体と協力して、発生農場への人、車両の往来を制限する。通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。（豚熱指針第8・アフリカ豚指針第8）

- ① 防疫作業従事者数及び資材数量の確保状況を確認し、器材を点検する。
- ② 発生農場及びウイルスに汚染された場所への進入道路にロープを張り、通行規制の理由等を掲示し、人、車両の往来を制限する。
- ③ やむなく車両等が農場内を出入りする場合、及び要員等の農場退出の際には、十分な消毒を実施する。

(3) 農場の消毒作業

ウイルスの不活化、発生農場外への拡散防止のために消毒を行う。

1) 農場緊急消毒係は、初動防疫係と協力して、農場の緊急消毒を実施する。

- ① 速やかに発生農場の外縁部及び豚舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により農場外への病原体拡散防止措置を行う。(豚熱指針第7の1(3)・アフ豚指針第7の1の(3))
- ② 必要に応じて、農場周辺の道路に消毒薬を散布する。(散水車を用いて周辺道路を消毒する際は、市町に協力を求める。)

2) 防疫作業前後の消毒を行う。

- ① 殺処分した豚や汚染物品等の消毒を行う。
- ② 農場から退出する人や、搬出する物品、資材、車両等の消毒を行う。
- ③ と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、粘着シートの設置や、殺鼠剤の散布等を行う。アフリカ豚熱の場合は、併せて、ハエ等の駆除及びアフリカ豚熱ウイルスを伝搬する可能性がある吸血昆虫(ダニ等)の散逸を防ぐために、畜舎内を中心に、殺虫剤を散布する。(豚熱指針第7の5・アフ豚指針第7の5参照)

(4) 豚等及び汚染物品の評価業務

1) 評価

評価係は、豚舎別に、豚の用途(繁殖豚、肥育豚)、品種、日齢等を考慮した評価計算表を作成し、評価する。算定方法は豚熱指針別紙3・アフ豚指針別紙2により行う。

- ① 防疫対策班から評価人名簿をもらう。
- ② 患畜(疑似患畜)、汚染物品(飼料、堆肥、精液等)の数量計測及び評価を行う。
- ③ 殺処分に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、殺処分の対象となる代表的な個体について、体格が分かるように写真を撮影する。

2) 記録

発生豚の畜舎内における位置(場所)及び頭数等の情報の記録、発症豚の写真撮影並びに防疫作業の写真及び動画撮影を行う。

- ① 防疫作業上、記録業務が困難な場合は、防疫作業従事者に協力を依頼する。
- ② 発生農場における患畜(疑似患畜)の殺処分時までに、発症豚の病変部位、発症豚がいる場所等を鮮明に撮影する。
- ③ 報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像や動画を提供すること等により、豚熱指針第6の3の(5)・アフ豚指針第6の3の(5)の事項について協力を求める。

(5) 殺処分(豚熱指針第7の1・アフ豚指針第7の1)

患畜(疑似患畜)の殺処分は、原則として患畜(疑似患畜)であると判定された後、農場外への病原体拡散防止措置が完了してから、目安として24時間以内に完了する。

殺処分は、防疫作業従事者の安全を確保することに留意して行う。

- ① 豚の死体、飼料及び精液・受精卵等は埋却を、糞は発酵消毒を処分方法の原則とするため、殺処分後の死体の搬出等がスムーズに行えるよう考慮して作業を進める。
- ② 必要があれば、発生農場及び農場の外周部をブルーシートで遮蔽すること等により、外部から見えないようにする。
- ③ 患畜（疑似患畜）の殺処分は、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、家畜の所有者、要員等の心情にも十分配慮する。

（６）汚染物品の処理（豚熱指針第７の３、アフリカ豚指針第７の３）

汚染物品は、処理を行うまでの間、野生イノシシを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

- ① 糞は、豚舎内又は堆肥舎内に残置し消毒による処理とする。
- ② 飼料は、飼料タンクから回収し、埋却処分する。但し、飼料の回収作業は、殺処分終了までとし、残りは飼料タンク内での３か月間の封じ込め（消毒）とする。この場合、タンク内の飼料については、手当金の対象外となることを農場所有者に説明しておく。
- ③ スラリー、尿及び汚水は、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを 0.5% 添加し、30 分以上攪拌する。（豚熱留意事項 65 の３、アフリカ豚留意事項 38 の３）発生農場の浄化処理施設を稼働させながら排せつ物の処理を行う場合、殺処分が完了するまでの間、暖気槽に達する前の汚水ピット等において塩素消毒する。塩素消毒後は、塩素を中和する。屋外にある暖気槽等の施設は、遺伝子検出検査で陰性が確認されるまでの期間、ブルーシート等で暖気槽等の開口部を被覆する。（豚熱留意事項 66、アフリカ豚留意事項 39）

（７）埋却

患畜（疑似患畜）と決定された後、直ちに埋却地の検討（試掘調査）及び運搬ルートのご検討を行う。原則として農場内又は農場周辺において埋却する。

- ① 埋却地を選定する。
- ② 埋却地の確認及び運搬ルートの検討及び試掘調査を行う。
- ③ 埋却溝の掘削工事は建設業協会に依頼する。
- ④ 必要があれば、埋却溝の外周部をシート等で遮蔽し、病原体の拡散を防止する。
- ⑤ 埋却終了後、発掘禁止期間等を記載した立て看板を設置する。

【死体を農場から移動させる場合】

農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、防疫対策班は、動物衛生課と協議の上、次の措置を講じるよう発生農場防疫係に指示する。

- ① 当該死体を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ④ 防疫対策班は、原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定し、動物衛生課と協議する。協議済みルートを通行するように指示する。
- ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員の他、家畜防疫員の指示を受けた県職員等が同行する。（豚熱留意事項 63・アフリカ豚熱留意事項 36）
- ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑨ 移動経過を記録し、保管する。

（８）発生の原因究明（豚熱指針第 15・アフリカ豚熱指針第 16）

現地対策本部発生農場防疫係は、感染経路究明に必要な情報の収集及び整理並びに国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。

第6 豚等での発生時における野生イノシシへの対応

(1) 野生イノシシにおける感染確認検査（豚熱指針第12の6・アフ豚指針第12の6）

豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周辺の地域において、野生イノシシの感染確認検査を実施する。防疫対策班は、関係機関、猟友会等の関係団体の協力を得て実施している平常時の野生イノシシの豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの浸潤状況調査（法第5条3項、豚熱指針第3-1の4、アフ豚指針第3の3）を、必要に応じて強化することとし、野生イノシシ班に協力を要請する。

【豚熱の場合】（豚熱指針留意事項84）

防疫対策班は、動物衛生課と協議の上、発生農場から半径10km以内の区域において、死亡した野生いのしし又は猟友会等の協力を得て捕獲された野生いのししについて、防疫指針第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けてから少なくとも当該発生農場の防疫措置の完了後28日が経過するまでの間、原則として、遺伝子検出検査を実施する。特に半径3km以内の区域については採材を積極的に実施する。また、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施する。なお、リアルタイムRT-PCR検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、動物衛生課と必要な検査等の対応について協議する。このため、野生イノシシ班と連携し、猟友会等の関係者に対して、当該区域において死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、畜産課に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。

【アフリカ豚熱の場合】（アフ豚留意事項58）

防疫対策班は、動物衛生課と協議の上、アフ豚指針第9の1の(1)の制限区域内において、野生イノシシの死体及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生イノシシについて、少なくとも当該制限区域が設定されている間は、原則として、遺伝子検出検査を実施し、必要に応じて、動物衛生研究部門に検体を送付し、血清抗体検査を実施する。

このため、野生イノシシ班と連携し、当該区域において、死亡した野生イノシシを発見した場合又は野生イノシシが捕獲された場合には、防疫対策班に連絡することについて猟友会等の関係者への協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生イノシシからの検体の採材に協力するよう依頼する。

また、当該野生イノシシ及び当該野生イノシシの排せつ物等について、原則として、当該検査に用いる検体を採材した上で、当該検査の判定結果を待たずに、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒を行う。

(2) 調査等に係る留意事項

1) 調査を行うものの遵守事項（豚熱指針第3-1の6・アフ豚指針第3の5）

- ① 野生イノシシの検体の採材時には、原則として防護服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。
- ② 入山時に使用した靴は洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。
- ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

2) 確認事項（豚熱留意事項10・アフ豚留意事項9）

検査する場合は、確保された正確な場所（緯度、経度含む。）、性別、大きさ、推定年齢、確保時の野生イノシシの状況等について、聴取りを行う。

3) 用具（豚熱留意事項 11・アフリカ豚熱留意事項 10）

採材する場合に携行する用具は、「CSF・ASF 対策としての野生いのしし狩猟等に関する防疫措置の手引き」（令和 2 年 3 月環境省・農林水産省公表。以下「手引き」という。）を参考にする。

4) 検体及び方法等（豚熱留意事項 12・アフリカ豚熱留意事項 11）

原則として、捕獲イノシシの場合は血液、死亡イノシシの場合は、血液（採取できた場合に限る。）、扁桃、脾臓、腎臓又は耳介を用いて下記の検査を行う。なお、実施にあたっては、実験室内における交差汚染防止対策を徹底すること。

① 豚熱：遺伝子検出検査。可能な限り血清抗体検査。

② アフリカ豚熱：遺伝子検出検査。

5) 関係者への指導（豚熱留意事項 13・アフリカ豚熱留意事項 12）

野生イノシシを確保した者等が直接野生イノシシの検査場所に搬入する場合等にあつては、車両から汚染物が漏出しない措置や確保した場所の消毒を徹底すること等について、手引きを参考に指導する。

第5章 詳細マニュアル① 移動制限区域の農家への周知

【構成員】 例外協議運用係（畜産課）

【アフリカ豚熱の場合】

本県は豚熱ワクチン接種区域のため、豚熱が発生した場合には、制限区域を設定しない（豚熱留意事項 34）ため、制限区域に係る事項（移動制限、消毒ポイントの設置、発生状況・清浄性確認検査、例外協議）等は適用しない。ただし、消毒ポイントについては、必要に応じて設置する。

（１）患畜（疑似患畜）決定後の連絡業務

- ① 農家及び関連施設リストに基づく下記事業者へ連絡及び早期発見、早期通報、飼養衛生管理基準の遵守徹底、異常の有無の確認を行う。なお、連絡手段は、電話、メール、FAX等とする。
 - ア 全ての県内農場
 - イ 想定される移動制限区域内のと畜場、想定される制限区域内の家畜市場
 - ウ 愛玩家畜の所有者
- ② 県内農場、移動制限区域内のと畜場に消毒ポイントの設置と消毒ポイントの通過によるまん延防止対策への協力を連絡する。
- ③ 患畜（疑似患畜）が確認された農場から半径3km以内の農場及び県が必要と認める者に対して、当該農場の住所について情報提供する。
- ④ 情報を提供する場合又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供がアフリカ豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- ⑤ 制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、FAX、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。
- ⑥ 制限区域内の家畜の所有者に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、特定症状（家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づく、農林水産大臣が指定する症状）を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。
- ⑦ 制限区域内の農場（豚については、全農場）にあっては、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数を移動又は搬出制限の解除日まで報告するよう求める。
- ⑧ 対象と考えられる農家に移動・搬出制限の対象外とするための例外協議の資料等の作成を案内する。
- ⑨ 移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止するよう連絡する。
 - ア と畜場におけると畜
 - イ 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
 - ウ 放牧

- ⑩ 搬出制限区域内における品評会等の家畜を集合させる催物の開催等を停止するよう連絡する。
- ア 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
- ⑪ 県内農場、愛玩家畜飼養者等への情報提供を行う。

(2) 制限区域が解除時の連絡業務

県内農場、制限区域内の関連施設等に制限解除等について連絡する。

制限の対象

制限		※豚熱	アフリカ豚熱	
			豚等で発生の場合	野生イノシシで陽性確認の場合
区域	移動制限	半径3km	半径3km	確認地点から半径10km
	搬出制限	半径10km	半径10km	—
移動制限及び搬出制限の対象	制限区域	(1) 生きた豚等	(1) 生きた豚等	(1) 生きた豚等
		(2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵(病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)	(2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵(病性等判定日から遡って15日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)	(2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵(病性等判定日から遡って15日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)
		(3) 豚等の死体	(3) 豚等の死体	(3) 豚等の死体
		(4) 豚等の排せつ物等	(4) 豚等の排せつ物等	(4) 豚等の排せつ物等
		(5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具(農場以外からの移動を除く。)	(5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具(農場以外からの移動を除く。)	(5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具(農場以外からの移動を除く。)
催物等	移動制限区域	(1) と畜場におけると畜(△)	(1) と畜場におけると畜(△)	(1) と畜場におけると畜(△)
		(2) 家畜市場等の豚等を集合させる催物	(2) 家畜市場等の豚等を集合させる催物	(2) 家畜市場等の豚等を集合させる催物
		(3) 放牧	(3) 放牧	(3) 放牧
	搬出制限区域	(1) 家畜市場等の豚等を集合させる催物	(1) 家畜市場等の豚等を集合させる催物	—
参考		豚熱防疫指針第3章第9、第10	アフリカ豚熱防疫指針第3章第1節第9、第10	アフリカ豚熱防疫指針第3章第2節第21、第22

△: 条件付きで再開可能

※香川県はワクチン接種区域であるため、豚熱発生時には制限区域を設定しない。

連絡内容

		移動制限区域内の農場・と畜場等	搬出制限区域内の農場・と畜場等	制限区域外の農場・と畜場者
疑い事例確認時	農場	・異常の有無確認 ・現在の飼養頭数の確認 ・家畜等の農場外への移動自粛要請 ・放牧自粛要請 ・と場出荷の確認 ・検査日程を後で連絡する旨 ・消毒ポイントの通過によるまん延防止対策への協力	・異常の有無確認 ・現在の飼養頭数の確認 ・家畜等の想定される搬出制限区域外への移動自粛要請 ・と場出荷の確認 ・消毒ポイントの通過によるまん延防止対策への協力	・異常の有無確認 ・現在の飼養頭数の確認 ・家畜等の想定される制限区域内への移動自粛要請 ・と場出荷の確認 ・消毒ポイントの通過によるまん延防止対策への協力
		半径 1 km以内	外縁部及び豚舎周囲への消石灰散布	
	と畜場	・新たな家畜の受入れ自粛	—	—
	市場	・家畜を集合させる催物の自粛	・家畜を集合させる催物の自粛	—
患者（疑似患者）決定時	農場	・制限区域の設定と家畜等の移動禁止 ・毎日の死亡頭数等の報告徴求 ・放牧停止 ・検査スケジュール	・制限区域の設定と家畜等の搬出制限区域外への移動禁止 ・毎日の死亡頭数等の報告徴求	・制限区域の設定と家畜等の区域内への移動、通過等の協議が必要であること ・毎日の死亡頭数等の報告徴求（豚のみ全農場）
		半径 1 km以内	外縁部及び豚舎周囲への消石灰散布	
	と畜場	・業務の停止と再開要件確認	—	—
	市場	・開催を停止	・開催を停止	—
アフリカ豚熱野生イノシシ感染確認時	農場	・制限区域の設定と家畜等の移動禁止 ・毎日の死亡頭数等の報告徴求 ・放牧停止 ・検査スケジュール（初回確認） ・制限の対象外の検査等スケジュール	—	・制限区域の設定と家畜等の区域内への移動、通過等の協議が必要であること ・毎日の死亡頭数等の報告徴求（豚のみ全農場）
		半径 1 km以内	外縁部及び豚舎周囲への消石灰散布	
	と畜場	・業務の停止と再開要件確認	—	—
	市場	・開催を停止	—	—

連絡内容（患者（疑似患者）決定時）

●移動制限区域内の農場

- ・農場の住所又は感染イノシシ確認地点（情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病等のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。）
- ・移動制限区域となり、放牧の停止、現在の異常の有無の確認と毎日の異常の有無、死亡数の報告が必要であること

●搬出制限区域内の農場

- ・搬出制限区域となり、現在の異常の有無の確認と毎日の異常の有無、死亡数の報告が必要であること

- 県内のその他の農場、愛玩家畜の飼養者
 - ・現在の異常の有無の確認、制限区域が設定されたこと
 - 移動制限区域内のと畜場
 - ・と畜の停止と、再開の要件等について
 - 制限区域内の家畜市場等
 - ・家畜を集合させる催物の開催を停止
- 送付文書例：プレスリリース資料、お知らせ文書等（メール、FAX）

連絡内容（搬出制限解除）

●制限区域内の農場

現在の検査結果が夜に出ますので、異常がなければ、〇〇日午前〇時をもって搬出制限区域が解除の予定です。

その場合、生きた家畜や、家畜の死体等が搬出制限区域外に出せるようになります。

（搬出制限区域の農家のみ）

移動制限区域は残りますので、生きた家畜などを積んで通らないようにしてください。通る場合は、国との協議が必要となります。

●その他の農場

現在の検査結果が夜に出ますので、異常がなければ、〇〇日午前〇時をもって搬出制限区域が解除の予定です。

移動制限区域は残りますので、生きた家畜などを積んで通らないようにしてください。通る場合は、国との協議が必要となります。

●移動制限区域内の再開後のと畜場

現在の検査結果が夜に出ますので、異常がなければ、〇〇日午前〇時をもって搬出制限区域が解除され、一部の消毒ポイントが廃止される予定です。

移動制限区域及び一部の消毒ポイントは残りますので、近隣を通過する場合は、消毒ポイントを経由してください。

連絡内容（移動制限解除）

●移動制限区域内の農場

新たな発生がなければ、〇〇日午前〇時をもって移動制限区域が解除の予定です。

その場合、生きた家畜、死体などの移動、放牧ができるようになります。

●その他の農場・移動制限区域内のと畜場、制限区域内の家畜市場

新たな発生がなければ、〇〇日午前〇時をもって移動制限区域が解除され、全ての消毒ポイントが廃止される予定です。

詳細マニュアル② 資材調達

【構成員】下表参照

(1) 異常家畜等の届出から現地立入検査結果の送付までの対応

防疫措置に必要な資材等の手配に関する事務を行う。

① 発生地家保は、当該農場の既存の防疫計画書に基づき、必要資材機材の数量を確認し、以下のア～エを確認する。

ア 家保の備蓄品一覧

イ 市町の備蓄品一覧

ウ 班別配送リスト

エ 資材取扱業者・単価契約リスト

(2) 現地立入検査結果等の送付から国による病性決定までの対応

① 現地対策本部資材班長は、発生農場の防疫計画書（素案）に基づき、防疫措置に必要な重機等の手配を建設業協会現地支部へ依頼するとともに、埋却作業に必要な工事の執行準備を行う。

② テント、机、椅子の手配と発生農場への運搬を、市町に依頼する。

③ フォークリフト及びオペレーターの手配を、県対策本部防疫対策班畜産団体等調整係を通じて、JA等に依頼する。

④ 現地対策本部資材班は、発生農場の防疫計画書（素案）に基づき、各家保が保管する備蓄資材の配送計画を立てる。

⑤ 現地対策本部資材班長は、資材受入配送係（関係出先機関の係員）に、トラック及び公用車等による参集を要請し、集合場所、時間の打合わせを行う。
輸送車が不足する場合は、県対策本部防疫対策班畜産団体等調整係へ一般社団法人香川県トラック協会への手配を依頼する。

⑥ 資材受入配送係は、配送計画に基づき備蓄資材の梱包等搬送準備を行う。
段ボール箱等に梱包する場合は、内容物、配送先を箱の外に明記し、現場での受取、配置に困らないよう配慮する。（発生農場、着衣会場）

⑦ 資材受入配送係は、配送計画に基づき、各家保の備蓄資材の搬送を開始する。家保での備蓄資材の出納管理（受渡し）は、各家保の庶務課が行う。
農場へ搬送した資材の荷下ろしは、クリーンゾーンの資材置き場で行うこととし、資材受入配送係は汚染ゾーンには立ち入らない。農場内への搬入及び各豚舎への搬送は、消毒作業のために農場入りしている農場緊急消毒係が行う。
農場内で荷物を受け取る農場緊急消毒係は、原則として資材を資材受入配送係から、接することなく消毒ゾーンで受け取り、農場内の各豚舎に運ぶ。やむを得ず、クリーンゾーンに出る場合は、十分に消毒し、汚染しないよう留意すること。

⑧ 資材調達係は、防疫計画書（素案）及び各係からの必要資材の購入依頼（係別配送リスト）に基づき、各家保の備蓄資材の数量から、不足資材リストを作成し、必要量を発注し調達する。今後必要となる数量を把握し、十分余裕を持って発注するようにする。また、店頭で購入できるものは直ぐに購入し、搬送する。

- ⑨ 事前に防疫資材別（一部単価契約済み）に、取扱業者と担当者及び電話番号、FAX番号、営業時間等の一覧表を作成しておき、在庫確認及び夜間の連絡先を確認する。（急ぐものは発注等を営業時間内に行うこと。）
- ⑩ 資材調達係長は、発注済み資材の種類、量、納品の有無が分かるように台帳（注文請書）を整備しておき、納品確認、支払事務を行う。

（３）患畜（疑似患畜）決定後の対応

- ① 資材の需要予測を立て、計画的に発注業務を進める。
- ② 各係からの不足資材の購入依頼を取りまとめ、発注する。
- ③ 資材の梱包材等の不要物は、排出場所毎に１か所に集めておき、市町又は産業廃棄物処理施設で処理する。

人員配置の目安

班・係	所属	人数	主 な 業 務 内 容
資材班	発生地家保 発生地家保庶務課長	常時 １人	班長：各係の総括
資材調達係	発生地家保庶務課 非発生地家保庶務課	常時 ２人	係長：資材の発注、納品確認、支払事務
	農業改良普及Ｃ		係員：資材の発注、在庫管理
資材受入 配送係	畜産試験場 農業改良普及Ｃ	常時 ２人	係長：納品確認、在庫管理、配送指示
	畜産試験場	常時 ２人	係員：トラックによる配送
	農業試験場		
	農業大学校		
	水産試験場		
	農業試験場 農業改良普及Ｃ	３人 ７人	発生直後における資材の配送 （家保備蓄倉庫からの搬出）

* 資材の調達は、原則として発注から支払までを現地対策本部で一括して行う。

* 不足資材が生じないよう、家保職員が中心となって需要予測を立て発注を進める。

* 殺処分用の炭酸ガスは特に不足しないよう留意すること。

（業者が保有する炭酸ガスボンベの本数には限りがあるため、空になったボンベは業者に回収を依頼し、再度充填してもらう必要がある。）

* 消毒ポイントへの配送は、消毒ポイント係が行う。

防疫措置に必要な資材等一覧

防疫作業資材（農場）	生活資材（着衣会場）	埋却地
☐ 動力噴霧器 ☐ 動噴用タンク ☐ 動噴用ホース（ノズル） ☐ 消石灰 ☐ 消毒剤（パコマ等） ☐ フレコンバッグ（1 t 用） ☐ ブルーシート（10m×10m） ☐ ブルーシート（5.4m×9m） ☐ 一輪車 ☐ 角スコップ ☐ 竹ぼうき・ぼうき ☐ ガソリン携行缶 ☐ 軽油携行缶 ☐ 灯油用ポンプ ☐ ラッカースプレー ☐ カッター・はさみ ☐ マジック ☐ ポリ袋（0.1 mm 90ℓ） ☐ ポリ袋（0.03 mm 90ℓ） ☐ 結束バンド（30 cm） ☐ ポリバケツ（90ℓ）ふた付 ☐ 台車、コンパネ ☐ 密閉容器（45ℓ・60ℓ） ☐ 封入用木槌 ☐ ロープ、トラロープ ☐ パレット ☐ はしご・脚立 ☐ 時計 ☐ 炭酸ガスボンベ ☐ ボンベキャリー ☐ スノーホーン ☐ レンチ・スパナ ☐ トランシーバー ☐ 延長コード・コードリール ☐ 発電機・投光器 ☐ ユニットハウス ☐ 仮設トイレ ☐ 電殺機・針・シリンジ	☐ 防護服 ☐ ゴム手袋（薄手・厚手） ☐ キャップ ☐ ゴーグル ☐ くもり止め ☐ N95 マスク ☐ 耐油長靴（各サイズ） ☐ 移動用サンダル ☐ タオル ☐ ヘルメット ☐ 布テープ ☐ ビニールテープ（赤） ☐ おむつ ☐ 手指消毒アルコール ☐ うがい薬 ☐ 紙コップ ☐ トイレットペーパー ☐ ティッシュペーパー ☐ ポリ袋（0.03 mm 90ℓ） ☐ カイロ ☐ カッター・はさみ ☐ マジック ☐ 懐中電灯・電池 ☐ 飲料水 ☐ ストーブ ☐ 灯油 ☐ 発電機・投光器 ☐ フレコンバッグ（1 t 用）	☐ 動力噴霧器 ☐ 動噴用タンク ☐ 動噴用ホース（ノズル） ☐ 消石灰 ☐ 消毒剤（パコマ等） ☐ ブルーシート（10m×10m、10m×20m） ☐ ポリ袋（0.03 mm 90ℓ） ☐ フレコンバッグ（1 t 用） ☐ ガソリン携行缶 ☐ 軽油携行缶 ☐ 灯油用ポンプ ☐ 発電機・投光器 ☐ 木杭（60 cm）・角杭・鉄杭 ☐ 埋却用木槌 ☐ ロープ ☐ 防水シート（20m×50m） ☐ はしご・脚立（150 cm） ☐ 延長コード・コードリール ☐ ヘルメット ☐ トランシーバー ☐ 時計 ☐ 埋却地用看板 ☐ ユニットハウス ☐ 仮設トイレ
		重機関係（農場・埋却地）
	汚染物品運搬車 ☐ ブルーシート（7.2m×7.2m×台数×1枚、3.6m×5.4m×台数×1枚） ☐ エンドレスゴムロープ（10 mm×60 cm）×台数×20本 ☐ 布テープ ☐ ビニロントラックロープ（9 mm×20m）×台数×1本	☐ フォークリフト ☐ ホイールローダー ☐ バックホウ ☐ スキッドステアローダ ☐ ダンプカー ☐ トラック搭載型クレーン ☐ 軽トラック ☐ 照明車 ☐ 鉄板

資材調達先リスト（調達実績先一覧）

調達先名称	手配実績	電話番号
医療用資材購入先		
調達実績先一覧は家保から入手すること		
動物用医薬品、消毒薬購入先		
ホームセンター		
燃料購入先		
重機輸送関連		

詳細マニュアル③ 消毒ポイントの運営

【構成員】消毒ポイント班（資材の補給）：家保、畜産試験場、農業改良普及C
消毒ポイント係（消毒ポイントの設置及び運営）：土木部、市町、委託業者

本県は豚熱ワクチン接種区域のため、豚熱が発生した場合には、制限区域を設定しない（豚熱留意事項 34）ため、制限区域に係る事項（移動制限、消毒ポイントの設置、発生状況・清浄性確認検査、例外協議）等は適用しない。ただし、消毒ポイントについては、必要に応じて設置する。

患畜（疑似患畜）と決定された後、市町と協力し、直ちに決定された消毒ポイントで車両の消毒業務及び監督を行う。必要に応じて、県対策本部の指示により、患畜（疑似患畜）と決定される前に業務を開始する。

特に、畜産関係車両や防疫作業車両については、農場出入りの度に運転手及び車両内部を含め厳重な消毒を徹底するとともに、必要に応じて一般車両の消毒も実施する。

消毒ポイントは、発生農場周辺（おおむね半径 1 km の範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界と主要道路等が交差する付近（又はアフリカ豚熱の野生イノシシへの感染が確認された場合は、必要に応じて、感染確認地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界その他の場所）に設置し、畜産関係車両等の消毒を行い、病原体の拡散防止を図る。また、公道において実施する場合、通行車両を停止させての消毒作業となるので、警察官の支援を得るなどして、車両の誘導等には充分留意する。

（1）業務の開始

疑い事例発生時の連絡体制

県対策本部総務班（農政課）は、土木監理課に消毒ポイント班の要員の調整を要請する。

県対策本部総務班（農政課）は、消毒ポイントの設置が想定される市町に対し、疑い事例発生時の連絡と、県の行う防疫対応への協力と資材運搬の準備を依頼する。

（2）県対策本部防疫対策班移動制限・消毒ポイント係（畜産課）の業務

- ① 防疫マップシステムで消毒ポイントをリストアップし、設置場所を決定する。
- ② 決定した消毒ポイントの施設管理者に連絡する。
- ③ 施設管理者の承諾が得られれば、決定した消毒ポイントの設置場所を現地消毒ポイント班長に連絡する。

（3）現地対策本部消毒ポイント班の業務

- ① 現地対策本部消毒ポイント班は、消毒ポイントの設置にあたって、道路使用許可は県警及び所轄警察署、道路占用許可は道路管理者等に申請する（時間の関係で連絡するが申請は後からになる）。また、建設業協会支部に消毒ポイント用レンタル機材の手配を依頼する。

- ② 現地対策本部消毒ポイント班は、資材配送計画を作成し、土木監理課へ消毒ポイント機材輸送のための家保参集時間、消毒ポイント集合時間を連絡する。また、当該市町に消毒ポイント集合時間を連絡するとともに、消毒ポイント用テント（コンテナハウスが設置されるまで利用）、机、椅子の確保及び運搬の依頼をする。
- ③ 現地対策本部消毒ポイント班は、県対策本部消毒ポイント班（土木監理課）から要員名簿を受け取る。
- ④ 各消毒ポイントを巡回しながら、次の対応をする。
 - ・燃料（ガソリン、軽油、灯油など）の補給の手配
 - ・水、消毒薬などの補給の手配
 - ・必要資材（トイレトーパー、文具など）の補給の手配
 - ・消毒ポイント運営に関する対応（故障、凍結、電気、天候など）
 - ・各消毒ポイントの運営状況（通行車両、人員など）の整理、取りまとめ、報告

（４）消毒ポイントの設置等（土木事務所担当者、市町担当者）

- ① 土木事務所担当者は、土木監理課からの連絡を受けて、指定の家保備蓄倉庫から資材を受け取り、市町担当者と協力して消毒ポイントの設置等を開始する。土木事務所担当者及び市町担当者は、決定した消毒ポイントにおいて、通行の妨げにならないよう、家保に保管している消毒ポイント資材（消毒ポイント資材リスト参照）、並びに市町が準備した消毒ポイント用テント（コンテナハウスが設置されるまで利用）、机、椅子を設置する。
- ② 動力噴霧器、発電機等の機材を所定の位置にセットし、貯水タンクに水を貯め規定量の消毒薬を投入する。給水設備がない場合は、給水車（運搬用貯水タンク並びにトラック等）で補充する。
また、燃料保管用の缶（ガソリン携行缶、灯油缶、軽油缶）はテント（コンテナハウス）外の安全な場所で管理する。ドラム式延長コードは巻いたまま使用しない。
- ③ 消毒ポイントには、立て看板による標示（予告告知板を含む）を行う。
排水（使用した消毒薬を含む）により、水道水源等に影響を与えないよう配慮する。
- ④ 消毒ポイントの設置完了を現地対策本部消毒ポイント班へ連絡する。
- ⑤ 現地対策本部消毒ポイント班からの指示により、消毒ポイントでの車両消毒業務を開始する。
- ⑥ また、手配したレンタル機材（動力噴霧器、コンテナハウス、簡易トイレ、投光機、運搬用貯水タンク、トラック等）が新たに消毒ポイントに設置され次第、優先的にレンタル機材を活用する。（市町が準備したテントは、状況により撤収する。）

（５）消毒ポイントの運営（県市町要員、民間要員等）

- ① 業務については別添「車両消毒実施概要」（p 75～79）に基づき実施する。（車両消毒、車両消毒実施確認書への記載、車両消毒済証明書の発行など）
- ② 運営に関する緊急連絡先は現地対策本部消毒ポイント班とする。
- ③ 飼料運搬車等畜産関係車両の運行状況から３交代制を基本とするが、発生状況により変更する場合もある。また、運営時間についても変更する場合がある。

- ④ なお、制限区域の解除後においても消毒ポイント機器の撤去までは消毒ポイント機器の保安要員として、現地対策本部消毒ポイント班から指示があるまで待機すること。

○ 発生日からの対応

Aクール：消毒ポイント準備～午前0時00分

Bクール：午前0時00分～午前8時00分

Cクール：午前8時00分～午後4時00分

Aクール：午後4時00分～午前0時00分

*以下8時間ごと3交代で対応

*運営を県市町職員から委託業者に移行する際には、現地対策本部消毒ポイント班長は、早めに土木監理課及び市町へポイント毎の予定時間を連絡する。

⑤ 消毒対象車両

ア 家畜の飼養場所へ出入りする車両

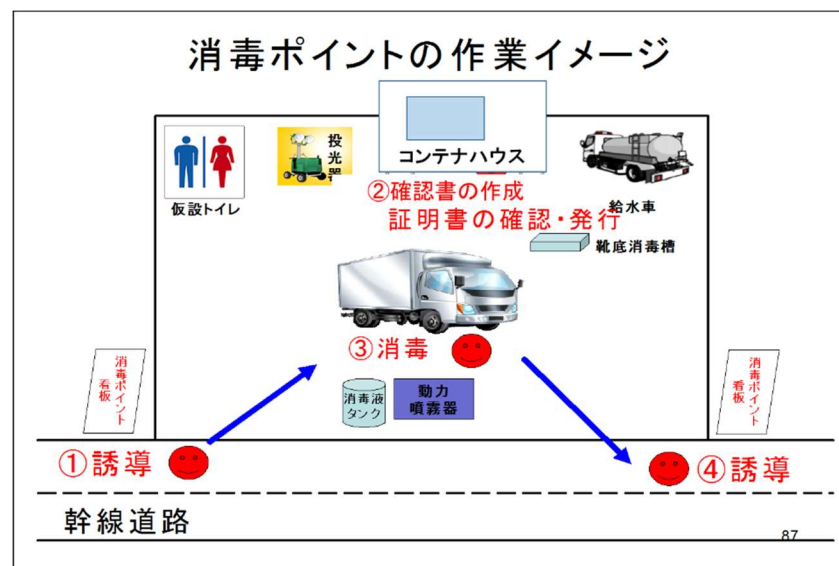
イ 家畜運搬車

ウ 飼料運搬車

エ 診療車

オ と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場へ出入りする車両

カ 一般車両（希望車両）



⑥ 消毒方法

- ・ボディと下回りを、上部から下部に向けて消毒薬で入念に消毒する。必要に応じてブラシを用いるとともに、可動部は動かして、消毒の死角ができないようにする。
- ・タイヤハウス、泥よけ、ホイール、タイヤは、入念に消毒する。その際、タイヤの溝や側面は、必要に応じてブラシを用いる。

- ・スプレー等を用いて、運転席の内部も消毒する。
- ・一般車両を消毒する場合は、上記の畜産関係車両に準じて行うが、1台ずつ停車して消毒することが困難な場合は、消毒マットを用いる。この場合、十分な消毒効果が保たれるよう消毒薬を定期的に追加する。
- ・一般車両でも、農場に出入りした車両は、畜産関係車両と同様に入念に消毒する。



消毒ポイント必要資材一覧(一箇所当たり)

人員:1か所:3名×3交代/日

機資材名	規格	数量	備考(用途など)
動力噴霧機(本体)、使用マニュアル	ガソリン・電動	1	車両消毒
動力噴霧機(ホース・鉄砲ノズル)		1	車両消毒
水タンク	200L	1	動噴の給水用
発電機(ヤマハ)、使用マニュアル	23KW、動噴等用	(1)	電源が取れない場合
インバーター式発電機、使用マニュアル	900W、投光器用	(1)	電源が取れない場合
投光器		1	夜間照明用
ドラム式延長コード(屋外型)	30m	1	電動動噴や投光器用
ガソリン携行缶(ガソリン入)	20L	(1)	ガソリン動噴、発電機用
手押し噴霧器	加圧式	1	車両内の消毒または非常用
消毒薬(逆性石鹼液500ml)		1	水タンクに添加(1000倍希釈) 30L/台×20台 /日=600ml/日
台車		1	
水道ホース		1	水道から水タンクへの給水等
バケツ	15L	1	踏込み消毒槽への水入れなど
ブルーシート	27×5.4	2	テント周囲の覆い
	27×3.6	2	
『消毒ポイント』看板		3~4	車両誘導用
コーン・コーン重し		3	車両誘導用
看板用重り	緑	3~4	看板固定重り用
ポリタンク	青色18~20L	3~4	看板、テント等重り用、水運搬用
ストーブ(石油)		1	防寒
灯油用ポリタンク	18L	1	給油ポンプを含む

収納ボックス、工具箱

筆記用具等一式		1	油性マジック(黒、赤)、シャーペン、消しゴム、ボールペン(黒)、カッター、ハサミ、セロテープ、養生テープ、布ガムテープ、ビニールテープ
工具類一式		1	針金、プライヤー、万能ラジオペンチ、モンキーレンチ、ドライバーセット等
消毒ポイント用書類一式	クリアファイル	1	台帳(別紙様式2)、証明書(別紙様式3)、白紙、ノート、クリアファイル等
雨合羽	LL1、L2	3	作業員用(雨天や水の飛び散り防止)
安全ベスト		3	作業員用
誘導灯		3	車両誘導用(単2電池2本使用)
マルチウエイト		2	テントの重し等
踏込み消毒槽・人工芝		1	運転手の靴消毒
洗車ブラシ		1	踏込み消毒槽と共に使用
防水LEDライト		1	夜間作業用懐中電灯
消毒スプレー容器	500ml	1	運転手の手指消毒(消毒用アルコールを入れて使用)
計量カップ・ポリ柄杓	500ml	1	消毒薬の計量用・混合用
時計		1	
PPロープ	100m	1	
ゴミ袋		1	45L 2枚
タオル		3	作業員用
軍手		6	作業員用
厚手手袋		3	作業員用
ゴーグル		3	作業員用
ニトリル手袋	M 1箱	1	作業員用
マスク	1箱	1	作業員用
アルカリ電池一式		1	単1 6本、単2 8本、単3 6本、単4 3本
ランタン		2	電池式(仮設トイレ、コンテナ等)
ヘッドライト		2	電池式
鉄砲のノズル部品		1	予備用

市町

テント		1	作業員の休憩、証明書の発行
机		2	テント内で証明書発行手続き
イス		5	作業員休憩用

車両消毒実施概要

（目的）

- 1 本県における豚熱、アフリカ豚熱のまん延防止を図るため、家畜伝染病予防上の移動制限、搬出制限区域において、農場へ出入りする車両の消毒を実施する。

（対象とする車両）

- 2 移動・搬出制限区域内への出入りを目的とする飼料運搬車両等の畜産関連車両で、移動・搬出制限区域内を移動するもの。

（実施者）

- 3 1班3名（県職員、市町職員等）で編成し、状況により業者に委託する場合がある。また、消毒ポイントの円滑な運用を図るため警察等の協力を得る。

（使用する消毒薬）

- 4 逆性石けん等の消毒薬とする。排水（使用した消毒薬を含む）により、水道水源等に影響を与えないよう配慮する。

（実施場所）

- 5 移動制限区域境界付近、移動制限区域内及び搬出制限区域付近の主要幹線道路沿線に消毒ポイントを設置する。
消毒ポイントの設置場所は、地権者の同意をはじめ、多量の消毒剤の使用による周辺環境に対する影響への配慮などを考慮する必要がある。

（消毒方法）

- 6 ボディと下回りを、上部から下部に向けて消毒薬で入念に消毒する。タイヤハウス、泥よけ、ホイール、タイヤは、入念に消毒する。必要に応じてブラシを用いる。可能であれば、スプレー等を用いて、運転席の内部も消毒する。一般車両を消毒する場合は、畜産関係車両に準じて行うが、農場に出入りした車両は、畜産関係車両と同様に入念に消毒する。

（証明書の発行）

- 7 各消毒ポイントにおいて消毒終了後、運転者は車両消毒実施確認書（別紙様式1）に必要事項を記入し、運転者の署名をする。消毒を実施した職員は、車両消毒済証明書（別紙様式2）に必要事項を記入し、「実施済み」に○を付ける。

（証明書の提示及び提出）

- 8 運転者は、渡された車両消毒済証明書（別紙様式2）を携行し、農場立入時には車両消毒済証明書を所有者に提示する。また、目的地（行き先）が複数カ所ある場合は、一つの行き先での作業が済んだ後、消毒ポイントにおいて消毒を実施した後でなければ、次の目的地（行き先）に移動してはならない。

（実施者の管理）

- 9 消毒ポイント作業従事者は、消毒ポイント作業日報（別紙様式3）に必要事項を記入する。

車両消毒実施確認書（消毒実施者控）

消毒ポイント名

令和 年 月 日（日が変われば新しい用紙に記入すること）

No	実施 日時	実施者 氏名	業者名	行き先	連絡先	ナンバープレート 番号	運転者の 署名又は 印
1	：						
2	：						
3	：						
4	：						
5	：						
6	：						
7	：						
8	：						
9	：						
10	：						
11	：						
12	：						
13	：						
14	：						
15	：						

車両消毒証明書

79

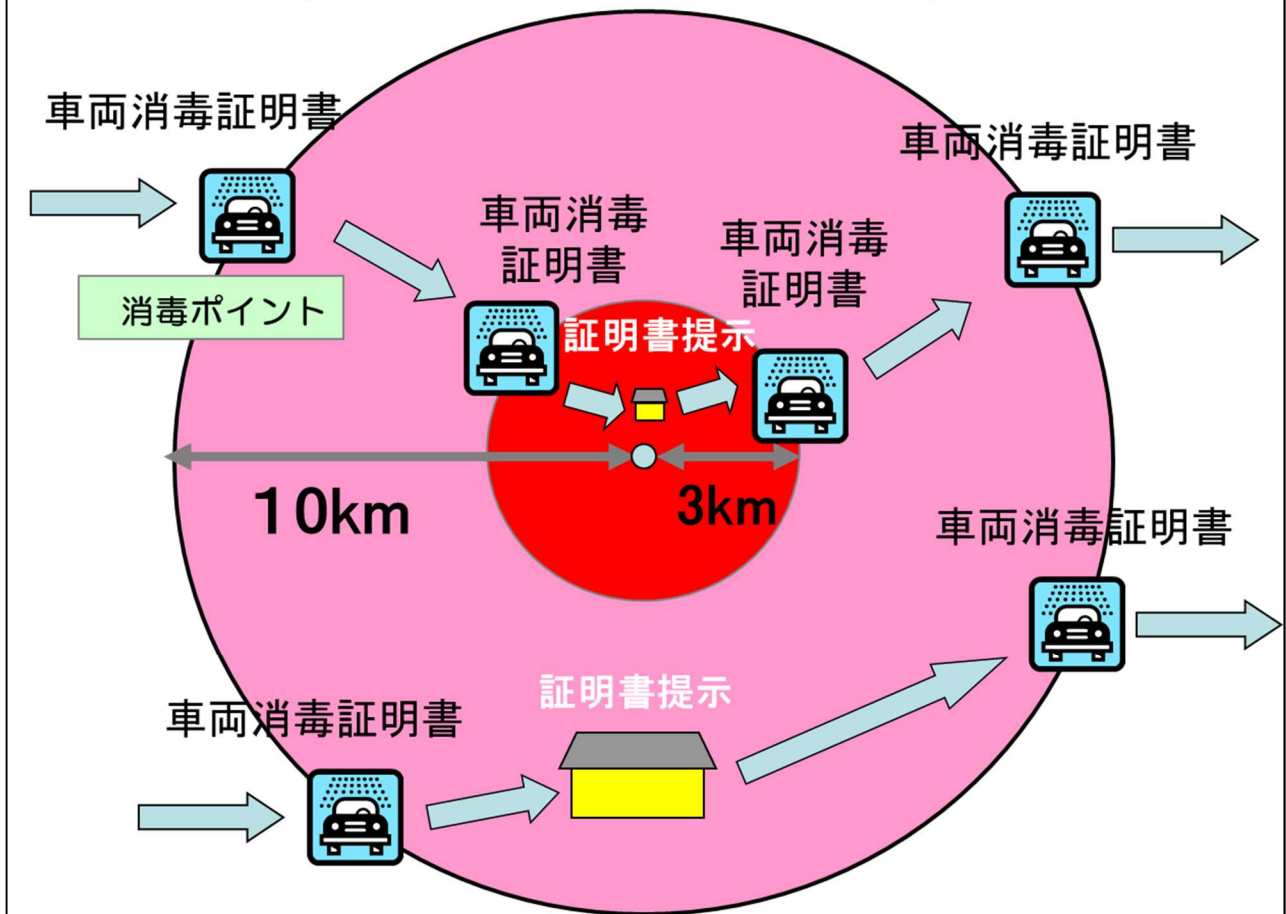
消毒ポイント作業日報

消毒ポイント名

令和 年 月 日（日が変われば新しい用紙に記入すること）

勤務時間	作業従事者氏名	所属・会社名等
(例)〇:〇〇~〇:〇〇 (クールごとに記載)	□□□ □□□	△△市役所
発注・納品状況(ガソリン、灯油、資材など)、特記・連絡事項等を記入して下さい		
発注・納品状況(ガソリン、灯油、資材など)、特記・連絡事項等を記入して下さい		
発注・納品状況(ガソリン、灯油、資材など)、特記・連絡事項等を記入して下さい		

消毒ポイント通過の考え方



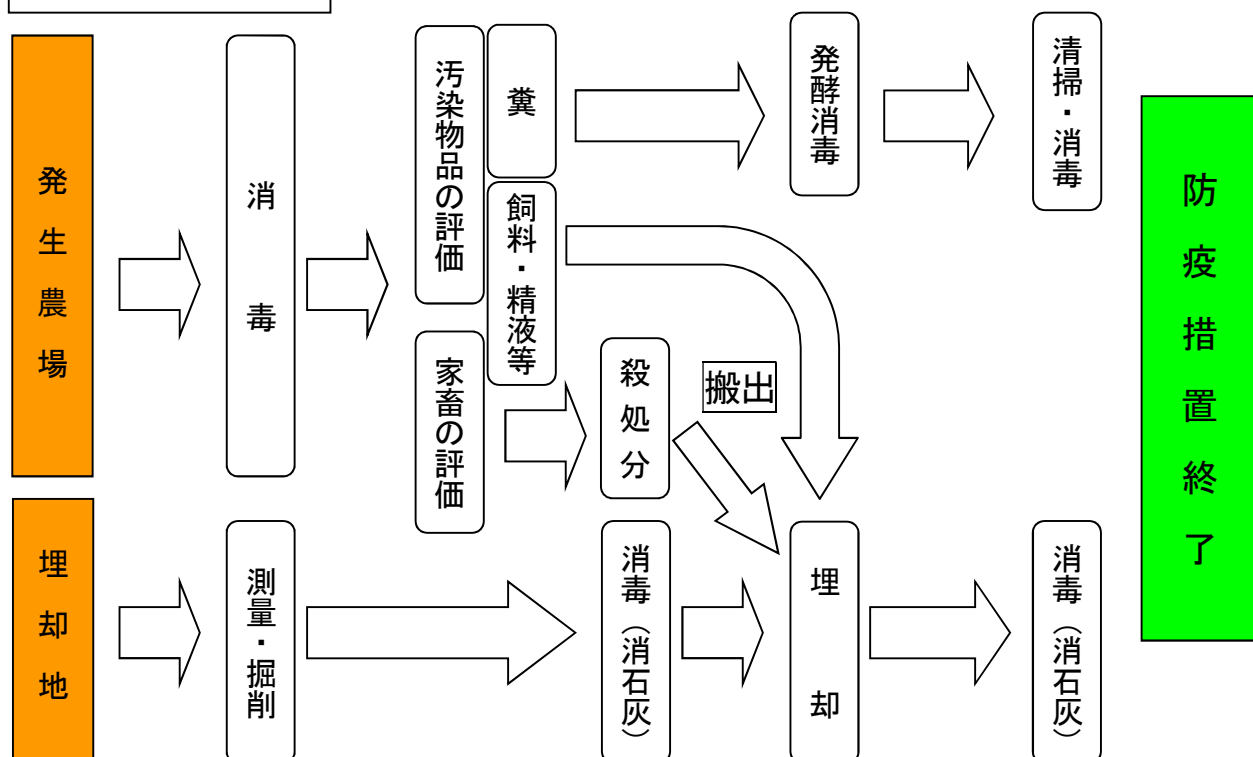
詳細マニュアル④ 発生農場における防疫措置

原則として、患畜（疑似患畜）判定後、24 時間以内に殺処分を、72 時間以内に患畜又は疑似患畜の死体の処理を完了しなければならない。

早期の防疫措置完了に向け、豚等の死体や飼料・糞等の汚染物品の処理方法をあらかじめ決定しておき、下記のイメージのとおり防疫作業を進める。

なお、防疫作業にあたっては、従事者の安全を最優先する。

防疫作業のイメージ



豚等の死体・汚染物品の処理方針

豚等の死体、飼料及び精液・受精卵等は埋却処分とする。

糞は農場から搬出せず、発酵消毒とする。

ただし、埋却溝が十分確保でき、早々に埋却が可能な場合はこの限りではない。

1 発生農場先遣調査（先遣調査係）

【構成員】畜産課、発生地家保、農業経営課、土地改良課、土地改良事務所

（1）役割

発生農場での殺処分・埋却・消毒などの防疫措置がスムーズかつ防疫作業従事者が安全に作業を進められるよう、病性鑑定班が実施する豚熱指針第4の5の（1）に基づく検査（遺伝子検出検査、エライザ検査）が陽性となった時点で農場に立ち入り、必要な事前調査を行う。（ただし、検査結果の判明が夜間の場合は、農場調査が困難であることから、農政水産部長と協議の上、出発時刻を決定する。）

農場に立ち入る際は、防護服の着用や退場時の消毒の徹底等により、農場からのウイルス拡散防止に十分留意する。

先遣調査係の構成は、家畜防疫員（畜産課及び発生地家保）、農業経営課、土地改良

課、土地改良事務所とする。農場に到着したら、農場周辺の状況及び農場内の様子を動画及び写真で記録するとともに、農場主への聞き取り等により、事前調査を実施する。また、農場内の農場主、従事者等への防護服等の着用や退場時の消毒の徹底等を指示する。

(2) 先遣調査の実施

- ①畜産課は、異常豚の発見の届出があった時点で、当該農場の位置図、防疫計画書及び豚舎配置図等を出力し、先遣調査に参加する関係課へ配布する。土地改良事務所へは土地改良課を通じて共有する。
- ②畜産課、農業経営課及び土地改良課の先遣調査係は、公用車により農場へ出発する。着衣会場候補地から農場までの道のりを走行し、バスの通行に支障がないかを確認するとともに、農場周辺でバスの停車が可能な場所（動員者の乗降ポイント）を探す。土地改良事務所職員は事務所から農場へ直行するものとし、現地で合流する。

必要資材	防疫計画書一式、防護服一式、スマートフォン又はデジカメ、ジッパー式ポリ袋(カメラの汚染防止用)、コンベックスメジャー、筆記用具 (上記の必要資材は、先遣調査係の人数分を畜産課で手配する。)、業務用PC
------	---

- ③農場入口から各豚舎までの動線を動画で撮影するとともに、豚舎周辺及び内部の様子を動画や写真で撮影する。
 - ④通行制限・遮断の判断や、立入制限場所の確認
 - ⑤防疫措置に係るゾーン分け（汚染・クリーン）、脱衣テントの設置場所の検討。
 - ⑥農場主へヒアリングを行い、農場の概況を把握する。確認できた内容は、防疫計画書に添付している農場見取り図に書き込みを行う。
- 豚舎関係：豚舎数、豚舎の構造（階数、豚房・通路の数、柱の位置、出入口の位置等）
 処分対象：豚舎毎の豚の種類及び飼養頭数、飼料タンクの数及び貯蔵量、糞及び精液・受精卵等の量、浄化处理施設
- 農場地形：通路の幅員、急傾斜の有無、炭酸ガス設置場所（平坦地）、作業動線、脱衣テント設置場所（平坦地）、投光器の設置場所（平坦地）、資材置場の候補地、水道・トイレ・コンセントの場所
- 重機関係：農場が所有する重機の種類及び台数（フォークリフト、スキッドステアローダ等）、普段農場で使用するトラックの大きさ（軽トラック、2トン、4トン等）、フォークリフト等の作業動線
- 埋却関係：埋却候補地の現況確認、農場周辺の所有地の確認
- ⑦作成した農場見取り図を写真に撮り、その他の動画等とともに県対策本部へ送信。
 - ⑧先遣調査が完了次第、速やかに県庁へ戻り、防疫作業工程表の作成に着手する。

(3) 防疫作業工程表の作成

- ①先遣調査係が収集した情報（豚の種類及び飼養頭数、汚染物品の量、埋却地の位置等）を整理し、殺処分完了まで及び防疫措置完了までの所要時間の目安を立てる。
- ②防疫措置に必要な資機材の情報を整理し、適した重機等の発注を依頼する。
- ③農場内における作業動線を検討し、人員の配置や搬出ルートを決定する。
- ④事務局会議において、関係各課へ情報を共有する。

※重機の使用については、運行経路及び作業の方法を示した作業計画を作成する。

2 立入制限措置（立入制限係）

【構成員】家保等、農場試験場、園芸総合C、府中果樹研究所、病虫害防除所
警察（殺処分開始から殺処分完了までの間配備）

初動対応は県職員が行い、準備が整い次第民間業者へ委託する。

報道関係者や一般車両等の通行によるまん延防止を図るため、発生農場及びウイルスに汚染された場所への進入道路で、コーン等を立て、立入制限係を配置し、立入を制限する。

農場の状況から必要と考えられる場合は、疑似患畜又は患畜と決定された後、防疫措置の開始から終了時まで（最大72時間）、警察や道路管理者の地方公共団体と協力して、発生農場及びウイルスに汚染された場所への進入道路で、ロープ等を張って、人、車両の往来を制限する。

立入制限係は、発生地家保若しくは（現地対策本部の設置以降は）現地対策本部に公用車に乗り合わせるなどして集合し、現地対策本部防疫班長から指示を受ける。

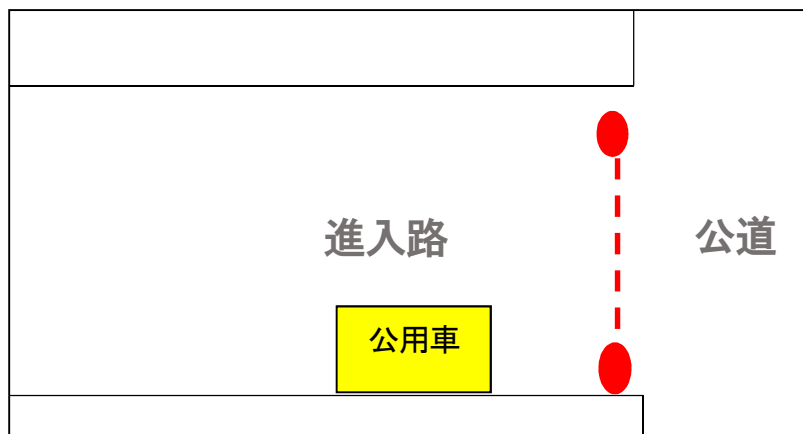
農場の進入路付近で公用車（ハザードランプを付けておく。）で待機する。農場内には立ち入らない。

農場内進入路は原則として一つとし、立入制限係は農場に出入りする車両の誘導を行う。（農場の出入口に近い場合は、消毒係の行う車両消毒に協力する。）

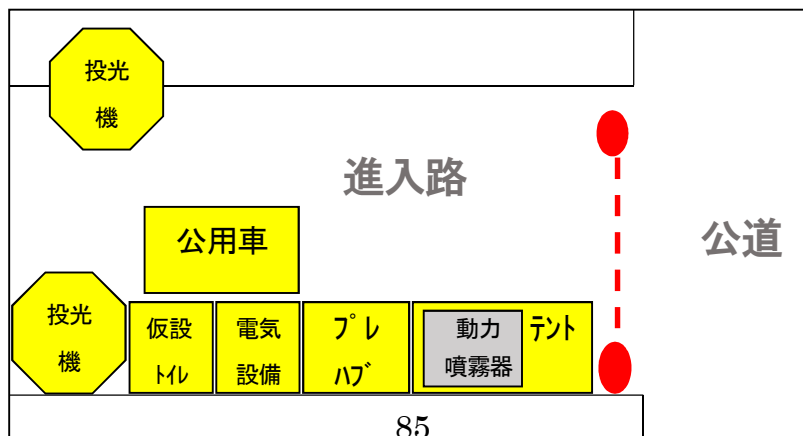
なお、現地対策本部現地企画班長（家保所長）は、防疫措置終了時刻が判明次第、警察本部警備課へ一報を入れ、警察官の配備終了時刻の調整を行うこと。

必要資材	公用車、誘導灯、コーン+コーンバー+工事灯、車両消毒用マット、トランシーバー、投光器、発電機、動力噴霧器、懐中電灯、時計
------	--

立入制限（患畜（疑似患畜）確定後の通行遮断より前は、通行の遮断行為はしないこと。）



消毒を行う場合（消毒係に協力）



○通行制限、遮断の手順

- ① 発生地家保は、疑い事例発生時に通行制限場所を、市町、警察署の3者で決定する。
- ② 発生地家保は、通行制限場所を確認した後、事前の立入制限を行う。(立入制限系の派遣を依頼する。)
- ③ 発生地家保は、患畜等の所在場所とその他の場所との通行を遮断する。
 - ・あらかじめ、発生地家保所長から県警及び管轄する警察署に通報する(口頭で可)。
 - ・県対策本部から警察本部へ支援を依頼する(事務局会議時に口頭で可)。
- ④ 患畜(疑似患畜)確定後、通行制限又は遮断を実施する。(最大72時間)(法15条)
 - ・適切な場所に必要事項を記載したものを掲示する。(令5条、規則15条)

記載例

家畜伝染病予防法第15条の規定により、家畜伝染病まん延防止のため、下記のとおり通行を制限(遮断)する。

- 1) 場所： (図の挿入)
- 2) 期間： 令和○年○月○日○時～令和○年○月○日○時
- 3) 制限の内容： 遮断地域内の住民以外の通行を遮断

香川県●●家畜保健衛生所

TEL: ××-××-××

(根拠)

●家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）

（通行の制限又は遮断）

第 15 条 都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、72 時間を超えない範囲内において期間を定め、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の所在の場所（これに隣接して当該伝染性疾患の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

●家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年 8 月 31 日政令第 235 号）

（家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断）

第 5 条 都道府県知事又は市町村長は、法第 15 条の規定により通行を制限し又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報するとともに、市町村長にあつては都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、当該場所に鉄道若しくは軌道が敷設されているとき、又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部であるときは、同項の通報前にこれらの施設を管理する者に協議しなければならない。

3 法第 15 条の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。

●家畜伝染病予防法施行規則

（通行の制限又は遮断）

第 15 条の 2 令第 3 条第 2 項及び第 5 条第 3 項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 通行の制限又は遮断を行う場所
- (2) 通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容
- (3) 通行の遮断にあつては、その期間

3 農場の消毒作業

1) 農場緊急消毒

【構成員】初動防疫係（家畜防疫員）、農業改良普及C

患畜又は疑似患畜であると判定された後（必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前）、家畜防疫員の指示の下、農業改良普及センターの職員は速やかに発生農場の外縁部及び豚舎周辺等へ消石灰を散布し、必要に応じて動力噴霧器を用いて豚舎外壁等へ消毒薬を散布するとともに、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。



2) まん延防止のための消毒

【構成員】発生農場防疫係（家畜防疫員）、動員者、消毒業者

発生農場内のウイルスの不活化、発生農場外へのウイルス拡散防止、作業者の感染防止のために消毒を実施する。

農場作業を実施するにあたって、クリーンゾーン、汚染ゾーンのゾーン分けを明確にするとともに、各ゾーンの区切りとなる場所での消毒が確実に実施できるように消毒機械（動力噴霧器、車両消毒マット、手動噴霧器等）、要員を配置する。

また、特に寒い時期は、動力噴霧器の凍結防止の措置を行う。

（1）汚染ゾーンに出入りする車両の消毒

クリーンゾーンと汚染ゾーンの境界（以下、消毒ゾーンという）において、汚染ゾーンに出入りする車両の消毒を行う。（農場が道路に隣接している場合には、立入制限係と協力して行う。）ボディと下回りを、上部から下部に向けて消毒薬（500～1,000 倍に希釈した逆性せっけん液）で入念に消毒する。タイヤハウス、泥よけ、ホイール、タイヤも入念に消毒し、必要に応じてブラシを用いる。アルコールスプレー等を用いて、運転席の内部も消毒する。

（2）埋却地に搬送する際の消毒

埋却地までトラックで運ぶ場合、フレコンバッグ、ブルーシート等及び車体は入念に消毒する。特に、輸送までの間に時間を要する場合は、農場内で保管する豚等の死体、汚染

物品の入ったフレコンバッグ等を入念に消毒する。

(3) 豚舎及び関連施設の消毒

- ① 豚等の死体、汚染物品の搬出が終了し、清掃が終了した豚舎内外に消毒薬を散布し、豚舎床面に消石灰を散布する。また、豚舎周辺にも消石灰を散布する。
- ② 飼料倉庫及び関連施設は、動力噴霧器を用いて逆性石けん液で実施する。
- ③ 道路、敷地全面及び埋却地については、消石灰を散布する。



(4) 防疫作業後（退場時）の消毒作業

- ① 豚等に接した又は接したおそれのある衣服や機材等は回収し、農場内で消毒を行ってからビニール袋等に入れ、外側を消毒し搬出する。
- ② 消毒ゾーンに設置した動力噴霧器で、防疫作業従事者及び使用した機材等を消毒する。
- ③ 農場作業従事者が使用した消毒済みの防護服等は、ビニール袋に詰めた後フレコンバッグに入れ、産廃業者に回収を依頼する。



動力噴霧器、踏込槽による消毒

(5) 消毒に用いる薬剤等

原則として、下記の消毒薬を使用し、用量用法を守ること。

消毒対象物	消毒薬	実施方法	備考
農場内建物（豚舎含む）外壁	逆性石けん液	噴霧	動力噴霧器
豚舎内部	逆性石けん液	噴霧	動力噴霧器
農場敷地内等	消石灰	散布	石灰散布機、人力
長靴	逆性石けん液	噴霧	動力噴霧器
防疫作業従事者	逆性石けん液	噴霧	動力噴霧器

(6) 排水（使用した消毒薬を含む）により、水道水源等に影響を与えないよう配慮する。

4 家畜及び汚染物品の評価業務

【構成員】家保等（家畜防疫員）、評価人（市町職員、団体職員）、動員者

殺処分される家畜に対しては補償があるので、家畜の評価が必要となる。豚の場合は、繁殖豚、子豚、肥育豚の月齢別の頭数を確認する。また、飼料、堆肥等も確認し、家畜及び汚染物品の評価を行う。

畜主には、家畜の導入伝票、出荷伝票、飼料の購入伝票、各種納付書、日報等、評価の参考となる資料をあらかじめ用意するよう指示し、可能な限り情報を事前に整理しておく。

評価額は、原則として、素畜の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費を加算して行い、これに当該豚等の体型、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

（１）殺処分対象家畜の確認、計測

- ① 殺処分の対象となる家畜の頭数、月齢、導入日などについて、導入伝票、育成日誌等により確認する。
- ② 殺処分開始前に、殺処分の対象となる代表的な個体について、体格や骨格が分かるように個体ごとに写真を撮影する。（群で飼育されている肥育豚等については、群を代表する個体を撮影する。）
- ③ 殺処分が開始されれば、処分された家畜の頭数を経時的に計測（進捗状況報告に必要となる）する。評価の対象は殺処分の対象となる家畜であるため、殺処分前に死亡したことが明らかな個体は区別して計測する。また、発生農場防疫係（家畜防疫員）に家畜の処分方法（１フレコンあたり何頭入れるか等）を確認する。
- ④ 殺処分が始まれば、評価係長は、１時間毎の殺処分等の進捗状況を取りまとめて、防疫調整係（家畜防疫員補助）へ報告する。

（２）汚染物品の確認、計測

患畜（疑似患畜）決定時に農場内に存在する下記の汚染物品について、確認、計測、写真撮影を行う。汚染物品の処分方法は、発生農場防疫係（農場内家畜防疫員）と協議する。

- ① 精液、受精卵等の生産物（ただし、病性等判定日から遡って豚熱の場合は、21日目【アフリカ豚熱においては15日目】の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く）：既に農場から持ち出され、他の農場等にある精液等も確認する。
- ② 飼料：飼料タンクに残っている飼料をフレコンバッグ等に出し回収し、フレコンバッグ等の数量を記録する。
農場主から飼料購入伝票及び給餌量の証拠書類が確実に入手できる場合は、飼料タンクの残量を写真撮影したうえで後ほど推定する。
なお、飼料タンクからの飼料回収作業は、殺処分終了までとし、残量を推定できるように写真撮影を行う。（飼料タンク内に残った分は、手当金の対象にならない）
- ③ 堆肥：製品として梱包した堆肥の量を記録する。

- ④ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品：評価対象物品は、評価記録簿に物品の名称、残存量ももれなく記録する。

(3) 記録業務

発症家畜の畜舎内における位置（場所）、頭数等の情報の記録及び発症家畜の写真撮影並びに防疫作業の写真・動画の撮影を行う。

- ① 疫学究明係への資料提供として、発生農場における疑似患畜の殺処分時までに、発症家畜の病変部位、発症家畜がいる場所等を鮮明に撮影する。
- ② 報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、プライバシーの保護やまん延防止及び防疫措置の支障とならないようにする。

なお、発生農場防疫係長は、事前に農場主に撮影及びプライバシーに配慮した形での報道機関への提供の承諾を得る。

5 殺処分

【構成員】発生農場防疫係（家畜防疫員）

防疫調整係（農業経営課、農業生産流通課、水産課）、動員者

炭酸ガス係：危機管理課、くらし安全安心課

疑似患畜の殺処分は、原則として疑似患畜と判定した後、24 時間以内に完了し、疑似患畜の死体は、原則として、疑似患畜と判定した後 72 時間以内に埋却する。

殺処分そのものの作業（電殺・薬殺）は家畜防疫員を中心に進め、人数が不足する場合は、県外の獣医師の派遣を依頼する。ガス殺の場合は、動員者に協力を依頼する。原則、子豚はガス殺、繁殖豚及び肥育豚は電殺＋薬殺を基本とし、農場の状況や作業チームの編成等の諸条件に応じて、家畜防疫員が決定する。

動員者は、発生農場防疫係（家畜防疫員）の指示に従い、5 グループ（追込み、炭酸ガス注入、搬出、フレコン詰め込み、資材補給）に分かれて殺処分に付随する業務を行う。

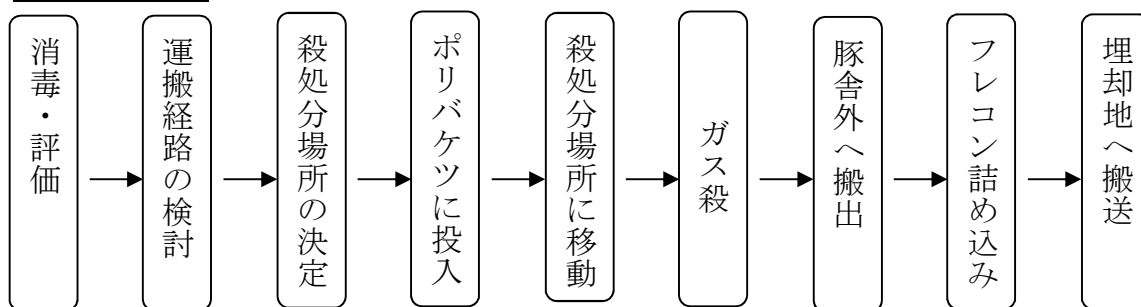
動員者への具体的な作業指示は、家畜防疫員の指揮の下、防疫調整係（家畜防疫員補助）が行い、動員者の配置に偏りが生じないように調整する。

殺処分の進捗は防疫作業全体の進行管理に影響することから、県対策本部及び現地对策本部と情報を共有することが重要である。防疫調整係（家畜防疫員補助）は、評価係から 1 時間毎に殺処分状況の報告を受け、その内容を現地对策本部の進捗管理報告係へ報告する。殺処分中の動員者に対しても作業の進捗状況を都度伝達し共有を図る。

また、殺処分後の死体の搬出作業は香川県産業廃棄物協会等に委託することから、搬出経路等を踏まえて死体の置き場を検討すること。

搬出資材の汚染防止のため、資材はブルーシート等の上に置き、土壌等の付着防止に留意すること。

ガス殺の場合



（１）動員者の役割

１）追込みグループ（ポリバケツに投入）

- ① 子豚を捕まえ、台車に乗せたポリバケツに投入する。
- ② 死亡豚は、生存豚の投入完了後に別途収集する。
- ③ 子豚の入ったポリバケツを炭酸ガス注入場所まで台車を用いて運ぶ。
- ④ 再度、豚房まで戻る。

2) 炭酸ガス注入グループ

- ① ポリバケツの蓋を開け、炭酸ガスを約 20 秒間注入する。ガスボンベ 1 本で、100 頭程度の殺処分が可能。

※状況に応じて、子豚を投入したフレコンバッグ又は、子豚を積込んだ深型ダンプの荷台をブルーシート等で覆ったものに、炭酸ガスを注入する。

- ② 使用済みのガスボンベは未使用ボンベと区別して保管する。(未使用ボンベは、噴出口にキャップが装着されていることでも区別できるが、十分な確認が必要。)
- ③ ガスボンベは、平坦地に立てて保管する。



ダンプ荷台に積み込み



ブルーシートで覆い炭酸ガスを注入

3) 搬出グループ (死体の入ったポリバケツを台車で搬出)

- ① 炭酸ガスを注入後、蓋をしたポリバケツを死体の集積場所まで運ぶ。
- ② 死体の集積場所でポリバケツの中身を取り出し、子豚の死体を集積する。
- ③ 再度、豚房まで戻る。

4) フレコン詰め込みグループ

- ① フレコンバッグに内袋を付けて、もしくは内袋があるものを使用する。
- ② 死体の集積場所で待機し、搬出グループが集積した死体を、フレコンバッグに詰め込む。
- ③ フレコンバッグの周囲を消毒する。
- ④ フレコンバッグをフォークリフト等により、運搬車両又は、フレコンバッグ置き場へ移動させる。

※フレコンバッグへの詰め込み数は、発生農場防疫係 (家畜防疫員) が決定する。

5) 資材補給グループ

防疫調整係 (家畜防疫員補助) からの指示を受け、農場内で使う資材 (炭酸ガスボンベ、台車、ポリバケツ、フレコンバッグ等) を消毒ゾーンから農場内へ運搬し、農場内で使用した資材を消毒ゾーンの消毒場所へ運搬する。

特に炭酸ガスボンベは、殺処分の進捗に応じて農場内に搬入する必要があるが、また空になったボンベは、農場外に搬出 (業者に返却) する必要があることから、ガスの残量には常に注意が必要である。炭酸ガスボンベの取扱いに係る指示は、防疫

調整係から出すため、動員者は指示に従い運搬等を行う。

なお、空ボンベを農場外へ搬出する際には、消毒が必要となるため、家畜防疫員の指示の下、動力噴霧器等により消毒を行う。

(2) 炭酸ガスの管理及び運搬指示に係る炭酸ガス係・防疫調整係の役割

1) 炭酸ガス係

① 現地対策本部資材調達係が発注した炭酸ガスボンベを、農場入り口付近で納入業者から受け取る。ガスボンベは平坦地に立てて保管し、ロープ等で転倒防止を図る。また、受け取りの際に、納品時間と納品本数をガスボンベ管理簿（場外）に記録する。

② 炭酸ガスの発注はガス協会に一括して行うため、協会の複数業者から納入される。そのため、場内外へ移動する場合は、業者毎に受入及び搬出本数の管理が必要となる。（使用後の空ボンベは業者毎に返却しなければならない。）

③ 場内で移動があった時間及び本数を、ガスボンベ管理簿（場内）に記載する。

※場内へのガスボンベの移動は、防疫調整係（家畜防疫員補助）及び動員者で行う。

④ 場内から戻った使用済みガスボンベ（消毒済み）に凹みなどの外傷がないかを確認し、時間と本数をガスボンベ管理簿（場内）へ記載する。

※使用前のガスボンベと使用後のガスボンベは分けて保管すること。

⑤ ガス業者へ使用済みガスボンベを返却する。

⑥ 返却又は他の農場へ移動させた時間と本数をガスボンベ管理簿（場外）に記載する。

炭酸ガス係の配置場所	主な用務	配置人数
農場入り口付近 ※汚染ゾーンへの配置となる場合あり	ガスボンベの出納管理	常時1人

2) 防疫調整係

① 動員者に対し、豚舎までの炭酸ガスボンベの移動を指示する。

※運搬及び保管にあたっては、ガスボンベ本体及びバルブ部分が損傷することがないように指示し、注視すること。破損等により、ガス漏れが確認された場合は、該当ボンベ周辺を立ち入り禁止とし、直ちに家畜防疫員に連絡すること。
※ガスボンベを車両で運搬する場合は、縦積み又は枕木等を使用して角度 20 度以上で斜め積みとし、極力、横積みを避けるよう指示すること。（横倒しにすると液化炭酸が減圧弁等流れ込み漏洩や故障の原因となる。）

② 同様に、使用後の空ボンベの回収を動員者に依頼する。消石灰等の付着により汚れが目立つ場合は、汚染ゾーン内で汚れを落とし、農場入り口付近の消毒ゾーンで消毒を行った後、クリーンゾーンに移動する。空ボンベの消毒作業は、家畜防疫員の指示の下、動員者が行う。

- ③ 消毒を行った空ボンベは、消毒証明書を作成する。（署名は家畜防疫員が行う。）

二酸化炭素ボンベ消毒証明書（様式）

消毒済み

引取り業者名 _____

_____(担当者署名)_____

_____(連 絡 先)_____

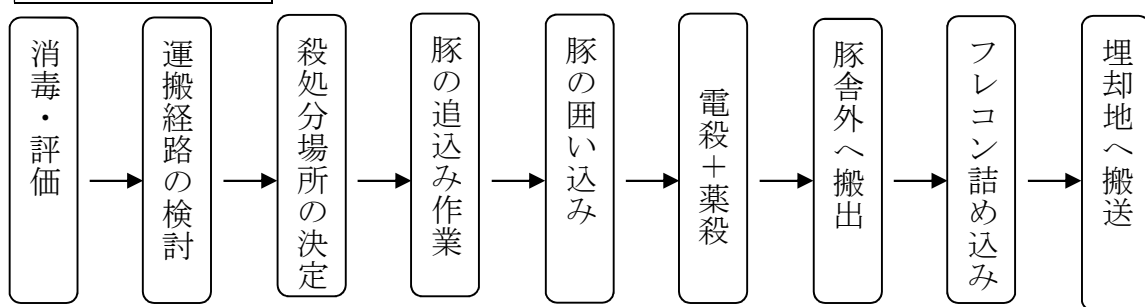
引取り本数 _____

引取り日時 令和 年 月 日 () :

消毒担当者署名 家畜防疫員〇〇 〇〇 _____

消毒日時 令和 年 月 日 () :

電殺＋薬殺の場合



(1) 動員者の役割

1) 追込みグループ

- ① 各豚房から豚舎内の通路へ豚を追い出す。コンパネを利用し、逃げ道を塞ぐ。
- ② コンパネや柵等を利用して、通路内に豚を集める。
- ③ 1頭ごとに殺処分場所に豚を追い込む。
- ④ コンパネや柵等を利用して、逃げないように囲い込む。



2) 電殺・薬殺グループ（獣医師）

① 電殺

必要に応じて、鎮静剤又は麻酔剤を投与後、専用の電殺機を用い、頭部への通電により気絶させ、無意識状態のうちに胸部（心臓）への通電を行う。作業者の感電に十分注意する。



② 薬殺

気絶して横臥した豚の心臓に薬剤を注入する。殺処分に使用したシリンジ、注射

針等の医療廃棄物は分別し、医療廃棄物として適切に処分する。

3) 搬出グループ

- ① 殺処分後の死体について、殺処分場所（豚舎）から搬出する。その際、豚の足にロープをかけ、けん引する。
- ② 埋却地までの搬送には重機を使用するため、豚舎付近で死体の詰め込みを行うスペース（死体の仮置き場）を確保し、死体を集積する。

4) フレコン詰め込みグループ

- ① フレコンバッグに内袋を付けて、もしくは内袋のあるものを使用する。
 - ② 死体の仮置き場で待機し、搬出グループが集積した死体を、フレコンバッグに詰め込む。
 - ③ フレコンバッグの周囲を消毒する。
 - ④ フレコンバッグをフォークリフト等により、運搬車両又は、フレコンバッグ置き場へ移動させる。
 - ⑤ 埋却地までの死体の搬送は、香川県産業廃棄物協会に委託するため、豚舎から搬出する死体の仮置き方法については十分に協議すること。
- ※フレコンバッグへの詰め込み数は、発生農場防疫係（家畜防疫員）が決定する。

5) 資材補給グループ

防疫調整係（家畜防疫員補助）からの指示を受け、農場内で使う資材を消毒ゾーンから農場内へ運搬し、農場内で使用した資材を消毒ゾーンの消毒場所へ運搬する。

6 死体の埋却地への搬出

【構成員】発生農場防疫係（家畜防疫員）

防疫調整係（農業経営課、農業生産流通課、水産課）

香川県産業廃棄物協会

殺処分完了後の作業は原則として民間業者へ委託するため、以下の作業は準備が整い次第、香川県産業廃棄物協会に委託する。香川県産業廃棄物協会との調整は、県対策本部産廃協会連携班が行い、作業に必要な人員や機材を算出した上で要請する。

殺処分された豚等が入ったフレコンバッグを消毒後、トラック等で埋却地まで搬出する。

ア フレコンバッグの周囲を動力噴霧器等で消毒する。

イ フォークリフト等でフレコンバッグをフレコン置き場へ移動させる。

ウ フレコンバッグをトラックに積み込み、消毒後、埋却地へ搬送する。

エ 埋却地が農場外の場合は、荷台にブルーシートを敷き、吸水資材や消石灰で漏出防止したうえで、消毒したフレコンバッグを積み込み、上部をブルーシートで覆い飛散防止を行い、消毒ゾーンでさらに動力噴霧器等によりや車両及び荷台全体を消毒する。

オ 防疫対策班は、搬送用トラック運転手及び公用車で伴走する動員者へ、動物衛生課との協議済みの搬送ルートを伝え、伴走する公用車とともに出発する。

7 汚染物品の処理

【構成員】 発生農場防疫係（家畜防疫員）

防疫調整係（農業経営課、農業生産流通課、水産課）

香川県産業廃棄物協会

殺処分及び死体の処理が終了後、防疫計画書に基づき業務を行う。原則として、豚等の死体、飼料及び精液・受精卵等は埋却し、排せつ物・敷料は発酵消毒を行う。

（１）汚染物品

発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として扱う。

- ① 【豚熱】精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

【アフリカ豚熱】精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って 15 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

- ② 排せつ物
- ③ 敷料
- ④ 飼料
- ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（２）汚染物品の処理

- ① 精液等の生産物は、評価係が数量を確認した後、埋却する。
- ② スラリー、尿及び汚水は、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを 0.5% 添加し、攪拌後 30 分以上放置する。
- ③ 豚舎若しくは堆肥化施設にある糞・敷料を発酵消毒するために集積する。必要に応じてホイールローダー等で集める。
原則として豚舎や堆肥化施設からの搬出は行わず、その場で発酵消毒を行うこととし、豚舎の構造等により移動が必要な場合には、堆肥化施設へ搬出し発酵消毒を行う。
- ④ 農場内に残っている飼料、飼料添加剤を回収する。回収方法は、評価係と協議すること。また、農場主等に飼料の所在場所を確認する。

（５）発酵消毒

動物衛生課と協議した方法に基づき、病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- ① 回収・集積した豚舎内若しくは堆肥化施設内の排せつ物等について、消石灰を表面に散布した後、ブルーシート等で被覆する。
- ② 定期的に温度を計測し、少なくとも 40 日間静置後、当該排せつ物等のウイルス分離検査を実施する。温度の上昇が確認された場合は、期間の短縮について、動物衛生課と協議が可能である。
- ③ ウイルス分離検査の陰性が確認された時点で、汚染物品ではないものとする。（発生豚舎分を除く。）
- ④ 発生豚舎の排せつ物等については、②の検査で陰性を確認した上で、排せつ

物を切り返し、堆肥化处理（発酵消毒）を行う。

- ⑤ 堆肥化の過程で、排せつ物の中心温度が 60℃前後まで上がったことを確認する。
- ⑥ 堆肥化が完了した時点で、汚染物品ではないものとする。

（6）防疫作業従事者が脱衣した防護服等の回収

消毒後の防護服等（防護服、長靴、キャップ、マスク、ゴーグル等）を回収し、フレコンバッグ等に入れ、産廃業者に回収を依頼する。

必要資材	密閉容器、ビニール袋、フレコンバッグ、ホイールローダー等の重機、角スコップ、一輪車、ほうき、へら等 消石灰、ブルーシート、フレコンバッグ、堆肥用温度計
------	--

【構成員】動員サポート班 農業生産流通課、水産課、農村整備課

動員サポート班は、着衣会場に常駐し、受付会場の運営、動員者輸送用バス（県庁⇔着衣会場・一次集合場所⇔着衣会場・農場⇔着衣会場）の運行管理、動員者の誘導（農場出入口⇔着衣会場）を行う。また、農場に出発するまでの時間を利用して、動員者への事前説明（防疫作業の進捗状況や当日の作業内容）を行うことで、動員者がスムーズに防疫作業に従事できるようサポートする。原則として発生農場内には立ち入らない。

（１）動員サポート班の担当業務と体制

１）編成の時期

初動防疫係が実施する臨床検査等の結果から豚熱・アフリカ豚熱が疑われる場合、県の豚熱に係る抗原検査の結果が陽性となった時点又は、動物衛生課との協議により、動物衛生研究部門への検体の送付を求められた時点とし、現地対策本部及び着衣会場の立ち上げ作業に参加する。

２）動員者参集までの業務

- ① 動員サポート班長は、現地対策本部現地企画班長（家保所長）又は防疫班長（家保家畜防疫主幹）から発生農場の概要、防疫作業の工程表、動員計画等の情報を受け取り、動員者の行動予定を把握する。
- ② 動員サポート班長は、県対策本部バス班からバスの運行に必要な情報（バス会社の名称、配車されるバスの台数及び乗車定員、県庁⇔着衣会場バス・一次集合場所⇔着衣会場バスの運行計画、農場⇔着衣会場バスの運行ルート及び降車場所等）を入手し、動員者の輸送計画を立てる。
- ③ 大型バスの配車に備えて、着衣会場の駐車場にスペースを確保する。駐車場には、資材搬入用の大型トラックが出入するほか、着衣会場の屋外に資材置き場やゴミの保管場所を設けることが考えられるため、それらの作業スペースを考慮した駐車場の配置とするよう、現地対策本部各班と調整する。
- ④ バスが配車されれば、ドライバーと連絡先を交換する。（特に農場⇔着衣会場バスのドライバーとは頻繁にやりとりが発生する可能性があるため、必ず確認しておく。）また、各バスの乗車定員をドライバーに確認する。（補助席を使用しない状態で最大で何人乗れるかを聞き取りする。乗車定員はバス会社によって異なるが、大型：５０人程度、中型：２７人程度、小型及びマイクロ：２３人程度、ジャンボタクシー：１３人程度が多い。）
- ⑤ 農場⇔着衣会場バスのドライバーを集め、打ち合わせを実施する。農場までの運行ルート、農場周辺での降車場所を共有する。この際ドライバーに、動員者の大まかなスケジュール（４時間毎の農場への入退場時間）を伝えておく。

- ⑥ 殺処分の動員者と着脱指導班（特に脱衣テント）の動員者のスケジュールが異なる場合には、着脱指導班専用のバスを1台設け、運行管理を行う。
- ⑦ 上記業務のほか必要に応じて、着衣会場の設営作業や、資材の受け入れ作業に加わる。

3) 動員者参集時の業務

① 動員者の受付業務

- ・動員者が着衣会場に到着したら、受付を行う。動員者名簿は県対策本部総務班又は現地対策本部防疫支援班長から入手したものを使用する。県職員以外の動員者がいる場合には、団体ごとに分けて受付を行う。
- ・動員者は受付を済ませた後、防護服の着衣を行う。着衣指導は着脱指導班と協力し、着衣補助を行う。
- ・動員者からの申し出により、体調不良等で帰宅する場合は、動員者本人に帰宅方法を決定してもらう。
- ・農場内に送り込む動員者の人数を確定させる。農場への入場人数は防疫作業に必要なため、現地対策本部現地企画班及び防疫班とも共有する。

② 動員者への作業内容等の説明

- ・動員者が防護服の着衣を終えた時点で、防疫作業上の注意点や作業内容の説明を実施する。殺処分の進捗状況は、現地対策本部進捗管理報告係から最新の情報を入手しておく。

(防疫作業中の注意事項)

- ・防疫作業の従事時間は1班あたり4時間であること。
- ・防疫作業中の休憩は1時間毎に10分程度確保すること。
- ・防疫作業中に体調不良や怪我が生じた場合は、発生農場防疫係（家畜防疫員）又は防疫調整係（家畜防疫員補助）に申し出ること。
- ・防疫作業の途中で農場から離脱する場合には、発生農場防疫係（家畜防疫員）又は防疫調整係（家畜防疫員補助）に申し出るとともに、同じ班の動員者にも声をかけること。
- ・防疫作業終了後、農場から退場する際には、班員同士で人数を確認し、農場内で取り残されることがないようにすること。

(農場の概要や防疫作業の進捗状況)

- ・豚舎数、豚の種類（繁殖豚・肥育豚・子豚）、飼養頭数など農場内のおおまかな様子
- ・殺処分の進捗状況
- ・豚舎毎の人数割り振り（1豚舎に○人、2豚舎に○人など）

③ 動員者の農場への送迎（バスの運行管理）

- ・動員者への作業内容等の説明が完了し、準備が整えば、動員者を農場行きのバスに誘導する。バスに乗り込む際に、農場へ入場する人数を確実にカウントする。（補助席を使用しない状態で定員一杯まで乗車してもらうと、人数確認が容易になる。）
- ・動員サポート班員のうち少なくとも1名はバスに同乗し、農場入り口まで動員者を誘導のうえ、農場入り口で待機する防疫調整係（家畜防疫員補助）に確実に引き渡す。（動員サポート班員は農場内に入らず、クリーンゾーンで引き渡しを行う。）
- ・4時間毎に動員者の入れ替えを行うため、これから防疫作業に従事する動員者の送り込みと防疫作業を終えた動員者の迎えを同じバスで行う。防疫作業を終えた動員者の防護服の脱衣が済み次第、順次バスに誘導する。バスに乗り込む際に、人数を確実にカウントし、入場した時の人数との一致を確認する。（不一致の場合は、着衣会場に待機する動員サポート班長に連絡し、体調不良等による離脱者の有無を確認するなどして、不一致の原因を特定する。）人数の確認ができれば、動員者とともに着衣会場に戻る。
- ・動員者は着衣会場に到着すれば、着脱指導班の指示により、防護服1枚目を脱衣し着替えを行う。

④ 動員者の帰宅

- ・動員者は県庁⇄着衣会場バスを利用する者と、一次集合場所⇄着衣会場バスを利用する者がいるため、動員者名簿により、県庁⇄着衣会場バスを利用する人数を確認する。
- ・行き帰りの移動手段の変更は原則として認めないが、やむを得ず変更する場合（特に県庁⇄着衣会場バスを使用しなくなる場合）には、必ず動員サポート班に申し出てもらう。乗車予定の人数が揃わない場合、バスの発車が遅れることになる旨を説明し、動員者の協力を求める。
- ・県庁行き、一次集合場所行きのバスの発車時刻をそれぞれ決定し、動員者へ周知する。行き先の異なるバスが発生するため、動員サポート班員は、それぞれのバス周辺で待機し、乗り間違いのないよう案内を行う。
- ・発車時刻が来れば乗車人数を確認し、乗車予定人数が揃っていればバスを発車させる。乗り遅れを防止するため、発車時刻の周知は十分に行うこと。

4) 動員者受付会場（着衣会場）の管理運營業務

- ・冬季は暖房器具が必要となるため、施設管理者又は市町に灯油ストーブの設置を依頼する。灯油の補充作業も併せて市町に依頼する。
- ・施設管理者と協議の上、動員者の更衣場所を確保する。冬季であっても殺処分中に汗をかくため、帰宅する前に着替えが必要となる。
- ・動員者受付会場（着衣会場）で発生するゴミの保管及び処理を行う。資材を梱包している段ボールやビニール類が大量に発生するほか、動員者が脱衣した防

護服を処分する必要がある。ゴミの回収は市町に依頼するか、県対策本部会計班に連絡し、処分業者に委託する。

5) 自衛隊動員者への対応

- ・自衛隊との連絡調整は原則、県対策本部自衛隊連携班を通じて行うが、現地に常駐する自衛隊の連絡員から、殺処分の進捗状況や資材の準備状況等について問い合わせを受けることがある。自衛隊連絡員への対応は、現地対策本部の各班長（進捗状況は現地企画班長、資材は資材班長）が行う。

【構成員】発生農場防疫係（家畜防疫員）、国の疫学調査チーム、病性鑑定班

患畜又は疑似患畜であると判定した時は、発生農場に関する疫学情報の収集、家畜、人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡家畜運搬車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等の疫学情報に関する組織的な調査を、動物衛生研究部門の関係機関と連携して実施する。（豚熱指針第 15、アフリカ豚熱指針第 16）

なお、殺処分前の検査として、飼養豚及び環境材料の採材を行い、病性鑑定班が検査を行う。

国の疫学調査チームは、上記の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

豚熱発生農場における疫学調査の事前準備

1 殺処分前検査

（1）飼養豚

- ①豚舎毎に、無作為に抽出した 10 頭ずつ採血。
- ②発生豚舎は、豚房（部屋）毎に 10 頭ずつ採血。発生豚舎の収容状況（豚房・部屋の数、配置、収容頭数）を確認する。
- ③病性鑑定で感染が確認された子豚の母豚（紐づけできない場合は産歴が近い母豚）及び雄豚も可能な限り採材する。
- ④検査項目：血液検査（白血球数）、エライザ検査、遺伝子検出検査
- ⑤採材が膨大な検体数になる場合には、現実的な数に収まるよう豚房あたりの採取頭数を 5 頭などに減らしてもよい。ただし、豚房や豚舎の省略はせず、全豚舎を対象に、畜舎内でばらけるように採材すること。

（2）環境材料

- ①農場をくまなく 50 検体を目安に採材する。
- ②豚房の床、長靴の底、換気扇、ネズミ等の糞、堆肥舎、排せつ物、飼料、食品残渣、一輪車等の資材、日頃使用している車両・トラック等のペダル・タイヤ等を対象にする。
- ③遺伝子検出検査は、5 頭ずつプール可。陽性がある場合は、最終的に陽性個体がわかるように検査を行う。陽性検体については、動物衛生研究部門において追加検査を実施する可能性があるため、検体（RNA 抽出産物）の保管について留意すること。

2 疫学調査メンバーを選出し動物衛生課に報告する。

3 疫学情報

(1) 農家台帳

豚の出荷・導入、飼料会社の把握のため、各種農家情報を整理した農家台帳があれば動物衛生課に送付する。

(2) 詳細な飼養状況

各豚舎の飼養頭数を整理した豚舎模式図を用意する。特に発生豚舎となる可能性がある離乳舎については、部屋が分かれていれば部屋ごとの収用頭数、導入時期、ワクチン接種豚がいれば接種時期を整理する。

(3) 発生畜舎死亡等整理表

発生豚舎の豚房毎の死亡頭数の推移、症状の有無、導入豚情報を「発生畜舎死亡等整理表」に整理する。死亡豚の推移は過去 28 日までさかのぼる（記録がある範囲で可）。

血液検査名簿	
--------	--

[illegible]

環境材料名簿

農場名:

採材日:

No.	場所	採材材料	備考	ペスチRT-PCR	
				プール	個別
1	農場入口 靴履き替え場	床			
2	農場入口	黒長靴	汚染区域内		
3	ストール舎1 1	壁側換気扇			
4	ストール舎1 入口	長靴	餌残し 移し用		
5	ストール舎1 入口	スコップ取っ手			
6	ストール舎1 1	床			
7	ストール舎1 1	B D間奥換気扇			
8	分娩舎2(旧分娩)	入口換気扇			
9	分娩舎2(旧分娩) 奥	ネズミ糞			
10	分娩舎2(旧分娩) 奥	梁の上	梁の上にネズミ 通り道か		
11	分娩舎2(旧分娩) 奥	エサ台車 取っ手			
12	分娩舎2(旧分娩) 奥	換気扇 奥			
13	分娩舎1(新分娩)	入口 外 床			
14	分娩舎1(新分娩)	77 84間 床			
15	ストール舎 分娩1間	通路 床			
16	分娩舎1(新分娩)	27 エサ入れ			
17	分娩舎1(新分娩)	エサ台車 取手&スコップ取手			
18	改装舎2	母豚移動用柵 床			
19	改装舎2	子豚移動台車の中			
20	フォークリフト	ペダル	豚移動に使用		
21	フォークリフト	フォーク部分	豚移動に使用		
22	G豚舎(ストール舎3) 脇	水道水	井戸水(消毒なし)		
23	G豚舎(ストール舎3) 入口	石灰掃除用 シャベル取手			
24	G豚舎(ストール舎3)	偽牝台			
25	G豚舎(ストール舎3)	床			
26	G豚舎(ストール舎3)	換気扇			
27	G豚舎(ストール舎3)	壁			
28	ストール舎2	外換気扇			
29	ストール舎2	入口床			
30	ストール舎2	T46 前 床			
31	ストール舎2 入口	エサタンク横	ストール舎2からの送風あたり		
32	隔離舎 入口	長靴			
33	隔離舎 入口	壁のネット			
34	サイレントローダー	サイレントローダー806 タイヤ	農場内のみ使用		
35	分娩舎2 入口	子豚移動用台座 床			
36	分娩舎2 入口そば	LPガス調節バルブ			
37	離乳舎1 1 入口前	床			
38	離乳舎1 1 奥	飼槽外			
39	離乳舎1 1 奥	床	充血 下痢		
40	離乳舎1 5	豚房柵			
41	離乳舎1 3	ボイラータンク			
42	離乳舎1 2 入口外	ネズミの糞			
43	離乳舎2	10豚房内壁			
44	離乳舎2	6豚房 豚 体表			
45	離乳舎2→改装舎1	中央床			
46	改装舎2	入口壁			
47	事務所	玄関あがったところの床			
48	農場外	青トラック 壁	出荷受け渡し用トラック		
49	農場外	青トラック タイヤの泥除け			
50	農場外	青トラック ステップ	運転席外側		

発生畜舎死亡等整理表

豚房番号		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号
死亡推移	5月19日										
	5月20日										
	5月21日										
	5月22日										
	5月23日										
	5月24日										
	5月25日										
	5月26日										
	5月27日										
	5月28日										
	5月29日										
	5月30日										
	5月31日										
	6月1日										
	6月2日										
	6月3日										
	6月4日										
	6月5日										
	6月6日										
	6月7日										
	6月8日										
	6月9日										
	6月10日										
	6月11日										
	6月12日										
	6月13日										
	6月14日										
	6月15日										
	合計										
処分時の状況											
出生日											
離乳舎への導入日											
離乳舎への導入時頭数											
ワクチン接種日											
ワクチン接種日接種日齢											
接種後経過日数											
処分前日齢											

【構成員】 発生状況・清浄性確認検査班（家畜防疫員、農業改良普及センター、市町）
【アフリカ豚熱の場合】

本県は豚熱ワクチン接種区域のため、豚熱が発生した場合には、制限区域を設定しない（豚熱留意事項 34）ため、制限区域に係る事項（移動制限、消毒ポイントの設置、発生状況・清浄性確認検査、例外協議）等は適用しない。ただし、消毒ポイントについては、必要に応じて設置する。

発生状況・清浄性確認検査

- 1) 発生状況・清浄性確認検査班長は、血液検査で白血球数の減少を確認後、農業改良普及センター及び市町へ、発生状況確認検査のために家畜防疫員の農場への送迎及び検査補助を依頼する。
- 2) 発生状況・清浄性確認検査班は、発生状況確認検査及び例外協議のための農場及び関連施設への立入準備をする（併せて、と畜場の再開のための検査、出荷のための検査の準備）
- 3) 発生状況・清浄性確認検査班は、県対策本部防疫対策班の調べる情報を基に、農場名簿を整理し、検査計画を作成する。
- 4) 家畜防疫対策班からの指示を受け、発生状況確認検査の対象農場及び例外協議の対象農場、と畜場に立入日時を連絡する。農業改良普及センター及び市町の発生状況・清浄性確認検査班に集合時間・場所、準備物（公用車・長靴等）を連絡する。
- 5) 集合後、グループに分かれ、農場立入を実施する。
- 6) 農場にて、聞き取り（様式：検査台帳）、臨床検査、採材を実施する。農業改良普及センター及び市町の要員は公用車の運転及び記録等の検査補助をする。
- 7) ひとつの農場で採材するごとに消毒ポイントで車両を消毒し、次の農場の立入をする。検体の搬送のタイミングは、病性鑑定室と相談する。

●必要資材

防疫資材（防護服等一式；人数分）、臨床検査資材一式（初動防疫時と同様、車両消毒用簡易噴霧器、デジタルカメラ、携帯電話、体温計等）。

車両は、市町、農業改良普及センター等に提供を求める。

○豚等での発生の場合

< 1 > 発生状況確認検査

患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、移動制限区域（半径 3 km）内の農場（豚等を 6 頭以上飼養する農場に限る）に立ち入り、下記の調査、検査、採材を実施する。

① 臨床検査

② 血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査

一定頭数について、遺伝子検出検査及び血清抗体検査を実施するための検体（血液及び死亡豚等の扁桃）を採材し、陽性が確認された場合は動物衛生課に報告し、動物衛生研究部門に送付する。

< 2 > 例外協議のための移動制限区域内の農場への立ち入り等

下記について、制限の対象外とするため、発生状況確認検査等及び動物衛生課との例外協議のための書類作成を実施する。

① 搬出制限区域内の豚等のと畜場（搬出制限区域外）への出荷

出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認する。

② 制限区域外の豚等のと畜場（移動制限区域内の事業を再開したと畜場）への出荷 他の農場を経由しないこと

③ 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

移動前に、家畜防疫員が臨床的に異状のないことを確認

対象：制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、飼料、排泄物等

④ 制限区域外の豚等の死体の処分のための移動（移動制限区域内の焼却施設等）

⑤ 移動制限区域外の家畜等の通過

また、搬出制限区域内の農場の制限区域外の移動は、と畜場以外の目的地へは移動できない。

< 3 > 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、発生農場の防疫措置完了後17日後に、発生状況確認検査と同様の検査を行う。

○野生イノシシでの発生の場合

< 1 > 豚等における検査

移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、遺伝子検出検査を実施する。なお、これらの措置は、必要に応じて、病性決定前に実施することができる。

凡例

○：制限なしで移動可能
△：条件付きで移動可能
×：移動不可

移動・搬出制限の対象外の概要 【アフリカ豚熱】

移動元	移動先	移動制限の原則	対象外	
			と畜場への出荷 (直接搬入する場合に限る)	豚等の死体、排泄物等、敷料又は飼料の処理のための移動
移動制限区域	移動制限区域	×	△(1) (再開したと畜場)	△(4)
	搬出制限区域	×	×	△(4)
	制限区域外	×	×	△(4)
搬出制限区域	移動制限区域	×	△(2) (再開したと畜場)	△(4)
	搬出制限区域	○	○	○
	制限区域外	×	△(2)	×
制限区域外	移動制限区域	×	△(3) (再開したと畜場)	△(5) (豚等の死体のみ)
	搬出制限区域	○	○	○
	制限区域外	○	○	○
制限区域外→制限区域外の家畜等の通過		×	△(6) (生きた豚等)	△(6)

() は、「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」第9の5の(1)～(6)に対応

移動制限の対象外の概要 【野生イノシシでアフリカ豚熱の感染が確認された場合】

移動元	移動先	移動制限の原則	対象外		
			と畜場への出荷 (直接搬入する場合に限る)	生体の子豚、種豚等 精液及び受精卵等	豚等の死体・排泄物等、 敷料・飼料及び家畜飼養 器具の移動
移動制限区域	移動制限区域	×	△(1)	△(2)(3)	△(4)
	制限区域外	×	△(1)	△(2)(3)	△(4)
制限区域外	移動制限区域	×	△(1)	△(2)(3)	△(4)
	制限区域外	○	○	○	○

() は、「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」第21の8の(1)～(4)に対応

様式

発生状況確認検査、清浄性確認検査 検査台帳

農場名

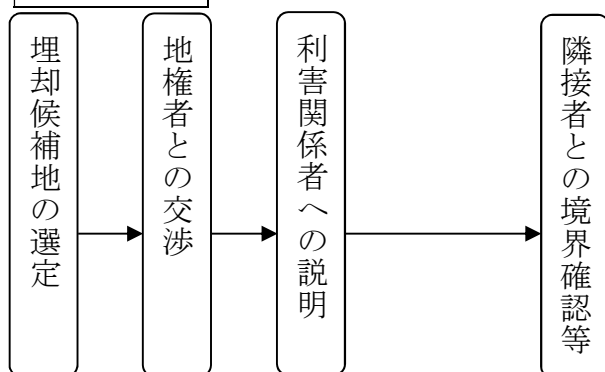
日付

番号	畜舎名	個体識別番号等	月令・症状等	検体数			備考
				血清	抗凝固剤加血液	組織材料	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

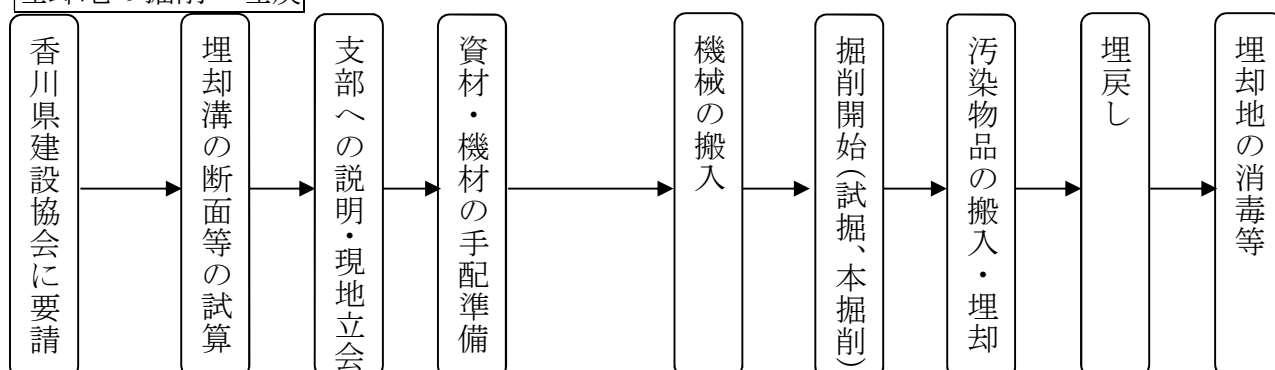
【構成員】家保等（家畜防疫員）、土地改良事務所、香川県建設業協会、
香川県産業廃棄物協会

豚等の死体、飼料及び精液・受精卵等は埋却による処分を原則とする。疑似患者と決定された後、直ちに現地対策本部防疫班埋却地交渉係が中心となり、防疫支援班の埋却班、工事施工業者等と連携を図り、迅速に埋却地の検討（試掘調査）及び運搬ルートを検討を行う。原則として農場内又はその近くにおいて埋却する。

埋却地の選定



埋却地の掘削・埋戻



1) 埋却地の選定について

埋却地の選定に当たっては、先遣調査の情報に基づき、発生農場又はその周辺とする。埋却地周辺の公共用水域及び飲用井戸の水質への影響も考慮する必要があるため、県対策本部水質検査班、市町、所有者、工事関係者及び関係機関と事前に十分協議する。

埋却地の条件としては、法施行規則第30条別表第3に掲げる事項を含め、列挙すると以下のとおりである。

- ① 人家、飲料水（井戸）、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所。
- ② 水源等の影響がないこと。
- ③ 最低4 m程度の掘削が可能であること。
- ④ 埋却後3年以上発掘される可能性がないこと。
- ⑤ 資機材の搬入が容易であること。

⑥ 場所によっては、飛散防止用の囲いを設置する。

2) 埋却溝の断面の決定

先遣調査係が収集した情報（飼養頭数、豚の発育ステージ、汚染物品の量、埋却地の面積等）に基づき、埋却溝の断面・延長を算定する。

埋却処分は、豚等の死体及び飼料とし、糞及び敷料は発酵消毒とする。

また、試掘の結果、掘削深が浅くなった場合、埋却可能量等の見直しを行い、施行計画に反映する。

3) 埋却溝掘削時間の算定

埋却溝掘削に係る概略工事時間を試算する。

埋却溝掘削(27.5 m³/hr)＋消石灰散布(1hr)＋ブルーシート設置(1hr)＋(仮設道等)

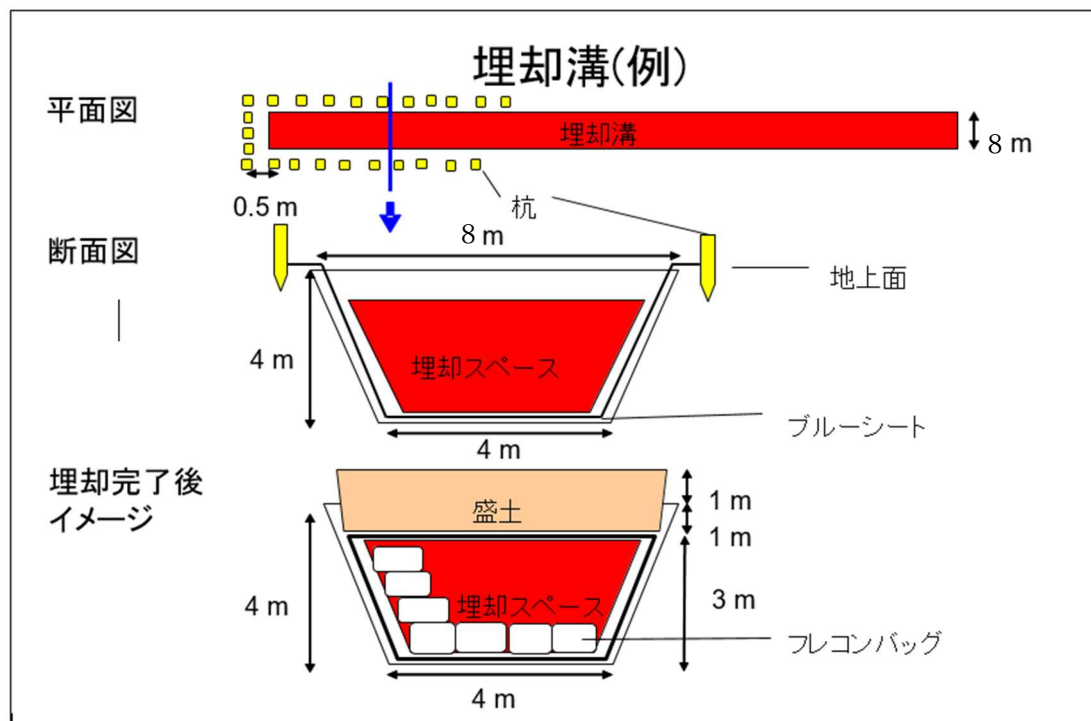
4) 県対策本部が決定した防疫計画書に基づき、埋却に必要なレンタル機器及び資材を現地対策本部資材班資材調達係が建設業協会等へ発注する。

5) 病原体の拡散防止措置（必要に応じて）

埋却溝の外周部をブルーシートで遮蔽する。

6) 埋却の手順

① 汚染物品の埋却準備



② 消石灰の散布

ア 底面を中心に掘削面全体に消石灰を散布する。

イ バックホウ（掘削機）のバケットに消石灰（フレコンバッグ）を吊し、底面にカッター等で穴を開け散布する。袋物しかない場合は、バケットに投入

しバケットで散布する。

ウ 散布作業にあたっては、隣接する農地等への飛散にも注意すること。

③ ブルーシートの設置

ア 掘削断面にブルーシート（10m×10m）を設置する。

イ シートはロープを結び、打った杭（約2m間隔）に結束し止めておく。（ある程度たるみを持たせておかないと汚染物品投入時シートが破れるので注意）

ウ 埋却溝が長くなる場合、シートは2mの重ねをとって設置すること。

エ 掘削深が深く、断面勾配が十分にとれない場合が多く危険なので、埋却溝の中での作業は原則行わない。

④ 汚染物品の埋却

ア 埋却溝に人が入って作業する際は、必ず法面崩壊監視要員をおく。

イ バックホウ等でフレコンバッグを投入する。埋却溝の内外でフックの掛け外しは工事請負業者が行う（玉掛け免許が必要）。埋却業務担当が積み込み位置や数量を確認しながら行う。（フレコンバッグの積み方：1段目は4列、2段目は5列とする。）

ウ 覆土2m以上の厚さになるよう、投入したフレコンバッグの水平面と地表面の差を計測し調整する。

エ 再度消石灰を5cm厚で散布し、覆土する。

覆土は、重機で転圧しない。

オ 3回目の消石灰を散布し作業終了。

カ 看板設置

- ・家畜の種類と病名
- ・埋却年月日と発掘禁止期間（3年）
- ・その他必要な事項

【参考】底幅4m、深さ4m、長さ10mの埋却溝で目安となる埋却頭数
肥育豚（死体の平均で75kg程度を想定）：約140頭

（出典：令和2年2月26日付け消安第5374号農林水産省消費・安全局長通知
家畜伝染病予防法に基づく、焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項）

【参考】埋却可能頭数の計算例（肥育豚）

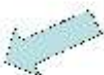
- ・埋却溝の底面積 $4\text{ m} \times 8\text{ m} \times 2\text{ 本} = 64\text{ m}^2$ （周囲1.1mは法面）
 - ・肥育豚1頭当たり必要な底面の面積 $0.222\text{ m}^2/\text{頭}$
 - ・当該埋却地に埋却可能な頭数 $64\text{ m}^2 \div 0.222\text{ m}^2/\text{頭} \div 288\text{ 頭}$
 - ・1頭当たり必要な埋却地 $(12.2\text{ m} \times 21.4\text{ m}) \div 288\text{ 頭} \div 0.9\text{ m}^2$
- （出典：令和2年7月1日発行 飼養衛生管理基準ガイドブック）



埋却溝の掘削



シート設置

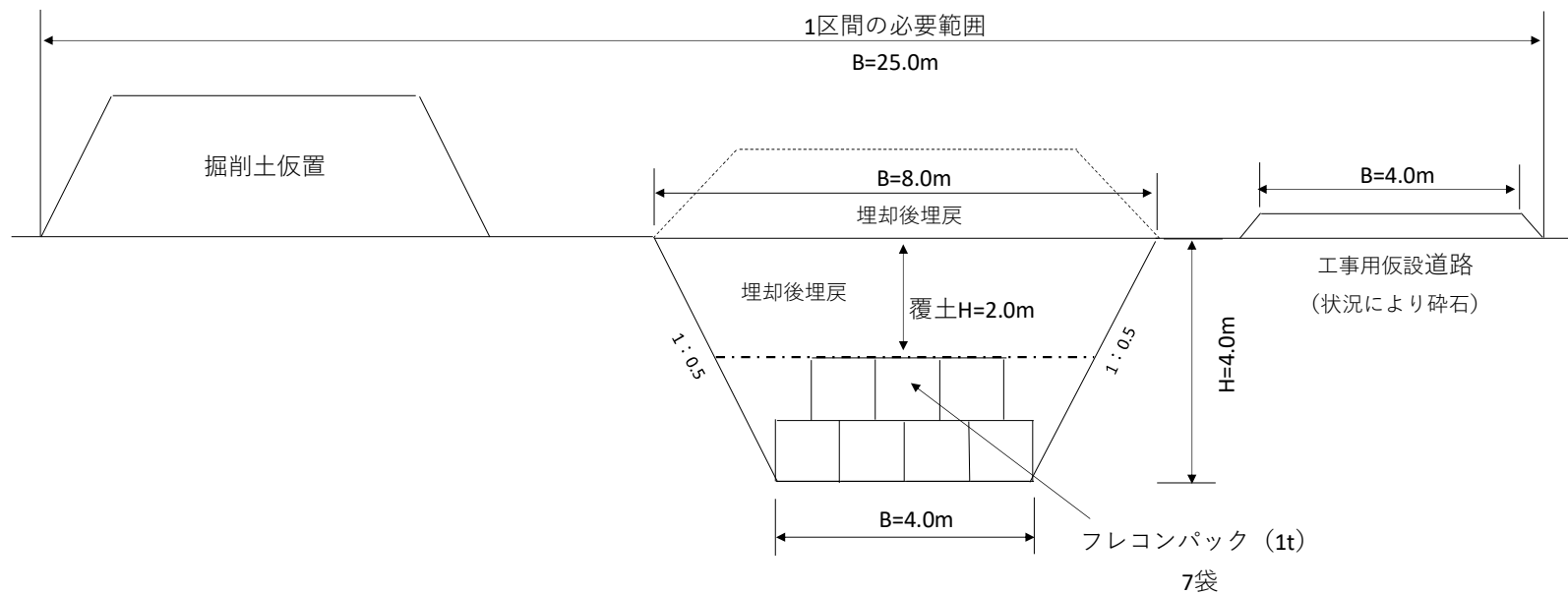


フレコンバッグの投入



埋め戻した後、消石灰を散布し、立て看板を設置

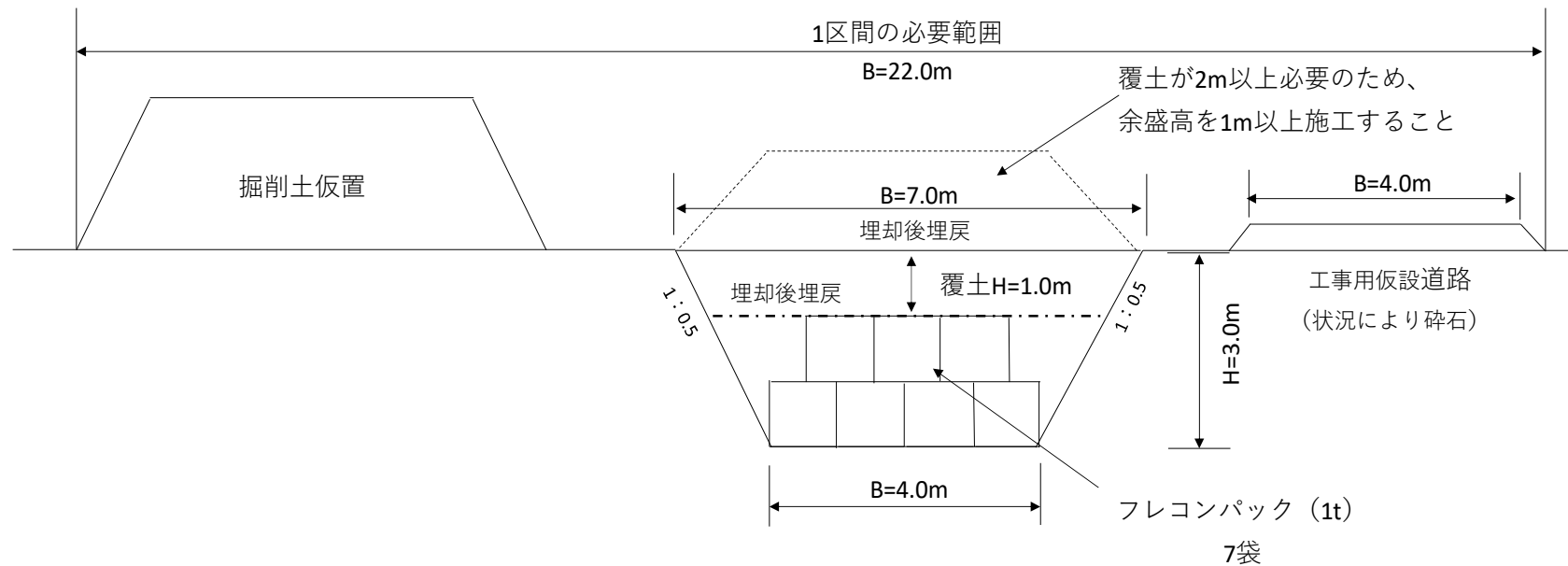
①H=4.0m B=4.0m のときの標準断面



断面延長 (m)	必要面積 (m ²) (断面延長×25m)	掘削量 (m ³)	埋却可能袋数 (1tフレコンパック) (1mあたり7袋)	処分頭数 (1袋あたり2頭)
5	125	168	35	70
10	250	288	70	140
15	375	408	105	210
20	500	528	140	280
25	625	648	175	350
30	750	768	210	420
35	875	888	245	490

断面延長 (m)	必要面積 (m ²) (断面延長×25m)	掘削量 (m ³)	埋却可能袋数 (1tフレコンパック) (1mあたり7袋)	処分頭数 (1袋あたり2頭)
40	1000	1008	280	560
45	1125	1128	315	630
50	1250	1248	350	700
55	1375	1368	385	770
60	1500	1488	420	840
65	1625	1608	455	910
70	1750	1728	490	980

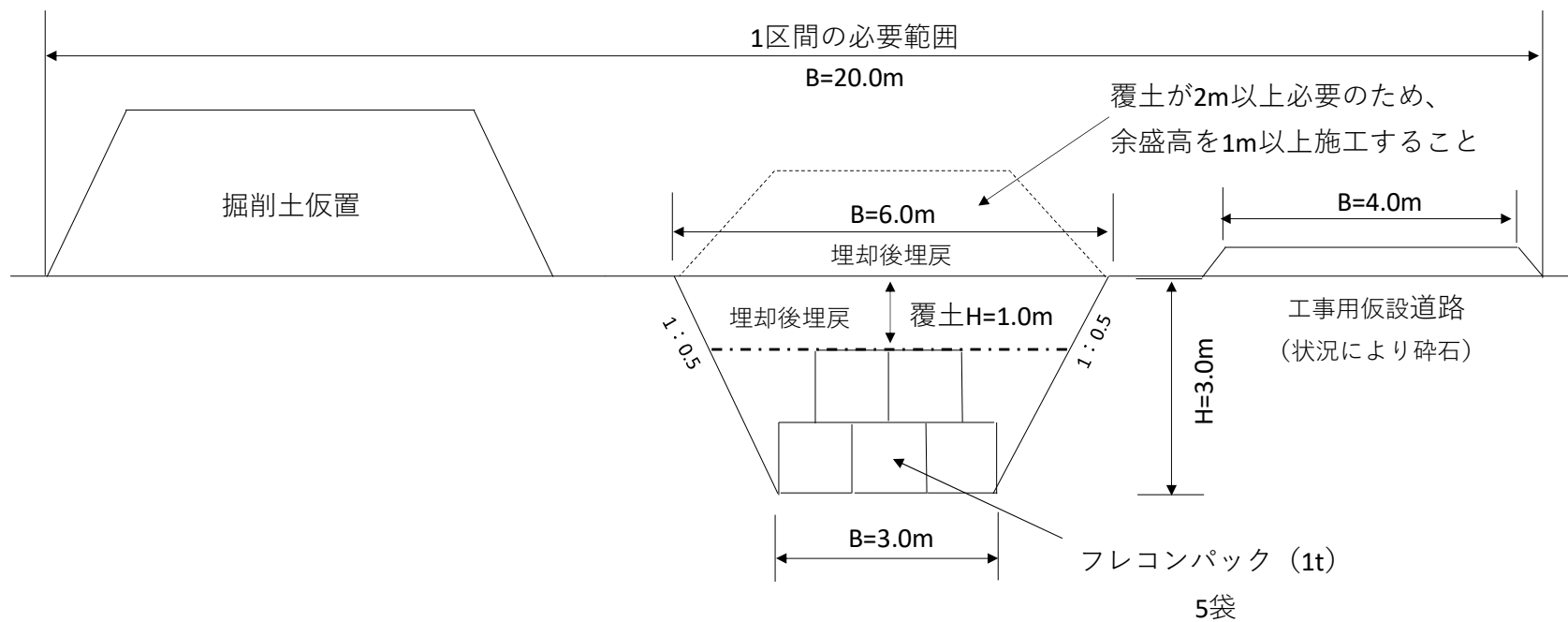
②H=3.0m B=4.0m のときの標準断面



断面延長 (m)	必要面積 (m ²) (断面延長×22m)	掘削量 (m ³)	埋却可能袋数 (1tフレコンパック) (1mあたり7袋)	処分頭数 (1袋あたり2頭)
5	110	107	35	70
10	220	190	70	140
15	330	272	105	210
20	440	355	140	280
25	550	437	175	350
30	660	520	210	420

断面延長 (m)	必要面積 (m ²) (断面延長×22m)	掘削量 (m ³)	埋却可能袋数 (1tフレコンパック) (1mあたり4袋)	処分頭数 (1袋あたり2頭)
35	770	602	245	490
40	880	685	280	560
45	990	767	315	630
50	1100	850	350	700
55	1210	932	385	770
60	1320	1015	420	840

③H=3.0m B=3.0m のときの標準断面

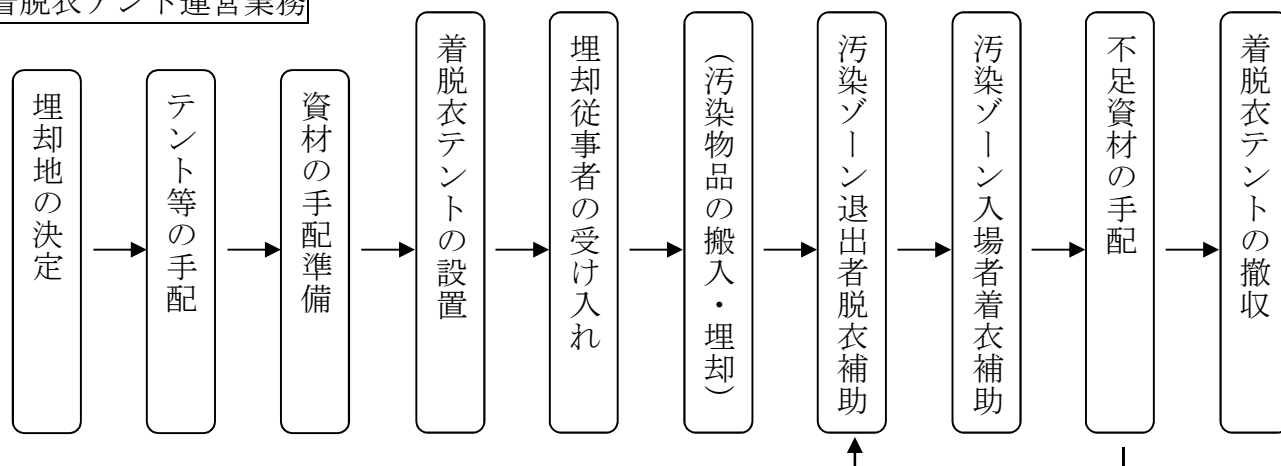


断面延長 (m)	必要面積 (m ²) (断面延長×20m)	掘削量 (m ³)	埋却可能袋数 (1tフレコンパック) (1mあたり5袋)	処分頭数 (1袋あたり2頭)
5	100	88	25	50
10	200	155	50	100
15	300	223	75	150
20	400	290	100	200
25	500	358	125	250
30	600	425	150	300

断面延長 (m)	必要面積 (m ²) (断面延長×20m)	掘削量 (m ³)	埋却可能袋数 (1tフレコンパック) (1mあたり5袋)	処分頭数 (1袋あたり2頭)
35	700	493	175	350
40	800	560	200	400
45	900	628	225	450
50	1000	695	250	500
55	1100	763	275	550
60	1200	830	300	600

埋却地を農場外に設置する場合の対応

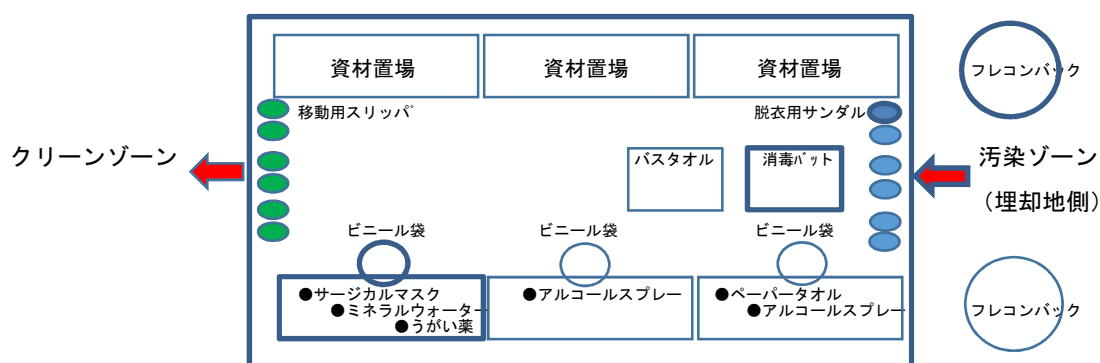
着脱衣テント運営業務



(1) 着脱衣テントの運営

- 1) 農場外に埋却地が決定したときは、市町にテント1、長机6、椅子8の準備、埋却地までの配送を依頼する。
- 2) 着脱衣テント内で使用する必要資材を資材班に依頼する。
- 3) 市町、資材班からテント等が届いたら、クリーンゾーンと汚染ゾーンの境に着脱衣テントを設置し、使用する資材もセットする。
- 4) 要員交代や休憩のために汚染ゾーンから入退出する従事者の全身消毒及び着脱衣を補助する。
- 5) 資材が不足しそうなときは、資材班に依頼する。
- 6) 埋却措置完了後は、着脱衣テントを撤去し、テント等は市町に、その他資材は資材班に回収依頼をする。
- 7) 使用済み長靴、防護服等の汚染物品は消毒後にフレコンバックに入れて、産廃業者に回収を依頼する。

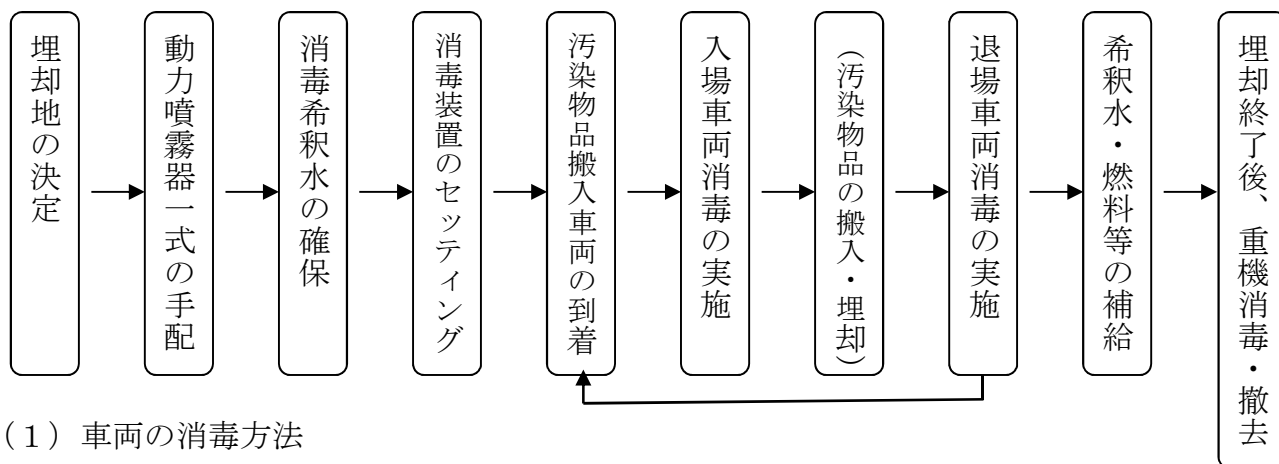
(2) 着脱衣テントのイメージ



必要資材一覧（着脱衣テント運営業務）				
	資 材 名	単位	数量	備考
1	アルコールカット綿	枚		
2	アルコール消毒液（ウェルパス）	本		
3	アルコール消毒薬（ハンドスプレー）	本		
4	アルコール消毒液（500mL）	本		
5	バスタオル（脱衣サンダル消毒拭取り）	枚		
6	サージカルマスク	枚		
7	薄手手袋	双		
8	ペーパータオル	枚		
9	ティッシュペーパー	箱		
10	ゴミ袋（大）	枚		
11	ビニール袋（大）	枚		
12	ビニール袋（中）	枚		
13	ビニール袋（小）	枚		
14	紙コップ	個		
15	ミネラルウォーター（給水）	本		
16	ミネラルウォーター（うがい）	本		
17	メガネ曇り止め	個		
18	脱衣用サンダル	足		
19	移動用スリッパ	足		
20	うがい薬（イソジン50mL）	本		
21	防護服	枚		
22	帽子（ディスポ）	個		
23	N95マスク	枚		
24	中厚手手袋（M）	双		
25	中厚手手袋（L）	双		
26	薄手手袋	双		
27	ゴーグル	個		
28	長靴	足		
29	養生用テープ	個		
30	布テープ	個		
31	消毒薬（逆性石鹼）	本		
32	ヘルメット	個		
33	トイレットペーパー	個		
34	バケツ（小）うがい配水用	個		
35	ブルーシート（5.4m×5.4m）	枚		
36	マジック（黒）	個		
37	マジック（青）	個		
38	コピー用紙	枚		
39	掛け時計	個		
40	懐中電灯	個		

車両消毒業務

埋却地の汚染ゾーン出入口において、汚染物品運搬車両の消毒を実施する。また、すべての埋却作業終了後や途中で重機など汚染ゾーンから退場するときも消毒を実施する。



(1) 車両の消毒方法

- 1) 埋却地が決定した後、車両消毒場所を家畜防疫員と協議して決定する。車両消毒に必要な機器一式（動力噴霧器、ホースリール、ガソリン携行缶、ガソリン、工具、水タンク、消毒薬、計量カップ、簡易トイレ、トイレットペーパー等）を資材班に依頼する。
- 2) 消毒希釈水を確保する。確保が困難な場合は、給水車による給水を資材班に依頼する。
- 3) 機器一式が到着次第、設置及び試運転を実施する。（逆性石けん希釈倍率 500～1,000 倍）。
- 4) 汚染物品搬入車両が到着したら、毎回、埋却地入口で車両消毒を実施する。
- 5) 汚染物品の搬入・埋却が終了したら、毎回、埋却地出口で車両消毒を実施する。
- 6) 消毒用希釈水の残量は常に把握し、必要であれば補給する。
- 7) ガソリン、消毒薬の残量は常に把握し、早い時期に資材班に依頼をする。
- 8) すべての埋却作業が終了した時、または埋却途中で、埋却地（汚染ゾーン）から退場しようとする車両、重機は消毒して退出する。
- 9) 埋却作業がすべて終了し、重機や最後の従事者が退出し終えた時は、消毒機器一式を撤去する。回収に当たっては、資材班に依頼する。

埋却物品カウント業務

埋却作業の進捗状況の管理のため、埋却溝に投入した汚染物品の数量を確認・記帳し、1 時間ごとに現地対策本部現地企画班進捗管理報告係へ報告する。

【構成員】 発生農場防疫係（家畜防疫員）

防疫調整係（農業経営課、農業生産流通課、水産課）

香川県産業廃棄物協会、香川県ペストコントロール協会等

1 農場清掃・消毒

- (1) 飼養場所の排水溝を閉鎖(確認)する。(適切な消毒措置を講じるまでの間)
- (2) 石灰乳の作成や消毒薬の希釈等に使用する水の確保を行う。
- (3) 豚等の殺処分後、豚舎に残った糞、敷料等を重機やスコップ、ほうきなどで集め、豚舎内で集積するか搬出する。また、豚舎内のほこりやクモの巣等もほうきやブロアで落とした後、掃き集める。
- (4) 豚舎に残された種々の汚染物品（使用した資機材も含む）については、家畜防疫員の指示により消毒し搬出する。
- (5) 豚舎内の天井、壁面、床面の順に隅々まで動力噴霧器を用いて消毒薬で洗浄・消毒を実施する。また、床面は消石灰の散布(20kg入り1袋当たり20～40㎡)又は石灰乳の塗布により消毒する。さらに、豚舎外壁、屋根も同様に消毒する。
- (6) 堆肥舎・倉庫・その他汚染されたおそれのある構造物も(3)～(5)に準じて実施する。なお、配電盤などの消毒薬の散布が困難なものは、消毒薬を浸ませた布等で拭く。
- (7) 農場内で飼養管理作業に用いた車両・器具類は、清掃後消毒する。
- (8) 農場内で防疫作業に用いた重機等は、入念に清掃・消毒し、家畜防疫員の許可を得てから退場する。
- (9) 農場敷地は消石灰の散布(20kg入り1袋当たり20～40㎡)により消毒する。
- (10) 農場出入口では、入退場する車両、人を消毒する。
なお、(9)(10)については防疫措置の早い段階で開始し、(9)は必要により随時追加実施する。
- (11) 農場消毒は、殺処分、死体及び汚染物品の処理の完了後に、繰り返し実施するものとする(少なくとも1週間間隔で3回以上)。

2 豚舎の清掃・消毒の様子



豚舎内の糞の除去

埋却地の管理は、周辺農地や地域住民の生活環境に影響がないように、適正に行うことが求められており、埋却地の所有者・利用者と県・市町が連携しながら、対策を講じるものとする。

1 埋却地の管理責任

家畜伝染病予防法第21条では、まん延防止という公益上の必要から、埋却は家畜の所有者が行うものとされているため、原則として埋却した家畜の所有者が管理を行う。

2 環境対策

埋却後、埋却地からの異臭、地下水への影響、陥没など環境への悪化が懸念されるため、定期的な埋却地の現地調査や公共用水域・地下水への影響を把握するための水質調査など、継続的な監視を行う。

このうち現地調査については、管轄の家保が埋却地の管理が適正に行われているかどうかを確認するために、埋却地から臭気やガス・液体の噴出の有無の確認を行う。

また、公共用水域・地下水への影響を把握するための水質調査は、埋却地を中心に、地形や地下水の流れ、飲用井戸の利用状況などを考慮し、調査地点(公共用水域(ため池、河川)、地下水(井戸))を選定する。検査項目はT-N(全窒素)、T-P(全リン)とする。

なお、影響が確認された場合には、県と市町が協議し、適切な措置を講じる。

3 発掘禁止期間内の管理

家畜伝染病予防法では、埋却地は3年間の発掘禁止となっている。この間、埋却地の管理主体が保全管理を適正に行っていく。

ガスや液体の噴出発生が常に確認できるよう、埋却溝上部以外の周辺地(埋却盛土法面含む)の草刈等を必ず行うこと。また、地理的に必要であれば、管理主体は埋却地周辺をフェンス等で囲い込むなどして、関係者以外立ち入り禁止とする。

ガスや液体の噴出など異常な状態を確認した時は、直ちに管轄の家保に連絡し、指示に従う。

防疫対応は、と畜場のプラットフォームと出荷元農場の2か所同時並行で実施することになるため、と畜場における防疫は、食肉衛生検査所と現地対策本部が緊密に連絡を取りながら作業を分担して実施する。

なお、出荷元農場が県外の場合は、直ちに農林水産省動物衛生課及び出荷元農場が所在する県の畜産主務課へ、その旨を連絡する。

と畜場で異常豚が確認された時点で、と畜場への指示（豚のと畜の中止、畜産関係者車両出入禁止、と畜場の出入口の閉鎖、産業廃棄物缶の移動禁止等）は家保と食肉衛生検査所との事前協議に基づき、食肉衛生検査所が直ちに行う。

初動防疫係は食肉衛生検査所の協力の下、当該豚に関するあらゆる情報（出荷元、出荷頭数、処理状況、運搬車両、畜産関係者（獣医師等の移動歴等）を収集し、現地対策本部に伝えるとともにその指示に従う。

万一、と畜場で豚搬入後にアフリカ豚熱が確認された場合は、当該と畜場を中心とした半径1 km以内の区域を移動制限区域として設定するとともに、出荷元の農場を中心として半径3 km以内の区域を移動制限区域、10 km以内の移動制限区域に外接する区域を搬出制限区域として設定する。

本県は豚熱ワクチン接種区域のため、豚熱が発生した場合には、制限区域を設定しない（豚熱留意事項 34）ため、制限区域に係る事項（移動制限、消毒ポイントの設置、発生状況・清浄性確認検査、例外協議）等は適用しない。ただし、消毒ポイントについては、必要に応じて設置する。

第6章 野生イノシシで感染が確認された場合の防疫対応

第1 県の抗原検査陽性から国による病性決定までの対応

1 病性鑑定室の対応

(1) 検査結果の報告

野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱検査の結果が陽性となり、感染の疑いが生じた場合は、直ちに畜産課（既に農場における発生に伴う場合は、防疫対策班と読み替える。以下同じ。）にその結果を報告する。

(2) 検体の送付

1) 畜産課からの指示を受け、直ちに豚熱又はアフリカ豚熱の診断に必要な検体を動物衛生研究部門に送付するための梱包等を行う。

2) 検体の輸送

輸送担当職員は、梱包した病性鑑定材料を冷蔵で動物衛生研究部門へ直接持参する。病性鑑定依頼書（様式3）は電子メールにより提出する。

*本県は、令和5年1月より豚熱陽性県となり、豚熱の診断のための検体の送付は実施せず、(1)の報告をもって陽性と判定する。

2 畜産課の対応（豚熱指針第16・アフ豚指針第17参照）

病性鑑定室から野生イノシシにおいて感染の疑いが生じた旨の報告を受け、農政水産部長に報告後、直ちに以下の防疫対応を開始する。

(1) 動物衛生課への報告

防疫対策班は1の(1)の検査結果等を動物衛生課に報告するとともに、必要な検体の動物衛生研究部門への送付について、協議する。

(2) ウイルス拡散防止対策

市町、猟友会等の協力を得て、当該野生イノシシ（以下、「感染疑い野生イノシシ」という。）を確認した地点の消毒を実施する。

(3) 【アフリカ豚熱の場合】家保、畜産試験場に連絡

発生状況、検体送付の指示を受けた旨を連絡し、陽性判定時に備えた準備を指示する。

(4) 動物衛生課への報告・協議

1) 動物衛生課に報道機関への公表について協議する。

2) 陽性判定時に備えた準備として、以下のア～エについて措置を講じ、その内容について遅くとも動物衛生研究部門が行う遺伝子検出検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

ア 感染疑い野生イノシシが確認された地点を中心に半径10kmの区域に所在する農場の戸数及び頭数の確認

国マップシステムにより感染疑い野生イノシシが確認された地点を中心に半径

10km の区域を設定し、区域内の農場及び畜産関係施設を抽出し、動物衛生課に報告するとともに、家保、畜試へ情報共有する。

イ 【アフリカ豚熱の場合】 周辺農場で発生する場合に備え、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む）

家保があらかじめ作成している既存の防疫計画書の確認を依頼する。

ウ 【アフリカ豚熱の場合】 必要に応じて、消毒ポイントの設置場所の選定 家保との協議により決定する。

エ 【アフリカ豚熱の場合】 感染疑い野生イノシシが確認された地点を中心とした半径 10km 以内の区域の農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導農場を管轄する家保に指示する。

（５）関係機関への連絡

- 1) 関係各課及び関係団体に感染疑い野生イノシシの確認地点等を連絡する。
- 2) 四国３県及び岡山県に感染疑い野生イノシシを確認した旨とその概要や消毒ポイント、制限区域等の情報について提供する。
- 3) 感染疑い野生イノシシ確保地点を管轄する市町及び半径 10km 以内の区域を管轄する市町に発生状況を連絡するとともに、防疫対応への協力を要請する。

（６）国の検査結果陽性に備えた対応

- 1) 県対策連絡会議の開催準備
- 2) 報道機関への情報提供の準備
- 3) 関係機関等への連絡の準備
- 4) 県内養豚場への周知・注意喚起の準備
- 5) 外部協力団体への防疫措置協力依頼の準備（必要に応じて）

（７）通行の制限又は遮断の準備

畜産課は、必要に応じて、関係機関等と準備を行う。

３ 家畜保健衛生所の対応

【アフリカ豚熱の場合】 制限区域を設定する場合は、以下の対応を行う。

（１）畜産課からの指示を受け、感染疑い野生イノシシが確認された地点を中心に半径 10 km の区域内の農場及びと畜場等関連施設、豚等の所有者、畜産関係者への連絡と移動自粛等の要請（様式 7）を行う。

- 1) 野生イノシシでの疑い事例発生と、移動自粛の要請
- 2) 現在の飼養頭数、月齢、畜舎数の確認
- 3) 出荷していると畜場への豚等の出荷状況の確認（予定を含む）
- 4) 制限の対象外とするために必要な資料の作成準備
- 5) 飼料会社、死亡畜回収業者等に集配送の自粛を要請

（２）消毒ポイントの設置準備

必要に応じて、市町と協力して消毒ポイントの設置、運営、機材の手配の調整を行う。

- 1) 決定した消毒ポイントの施設管理者に連絡
- 2) 建設業協会現地支部に大型機材の手配を依頼
- 3) 関係市町に、要員要請、資材提供依頼
- 4) 畜産課の指示により、消毒ポイント運営開始
- 5) 消毒ポイントの設置にあたって、道路使用許可は所轄警察署、道路占用許可は道路管理者等に申請する（申請書は家畜保健衛生所長名で申請）。

(3) ウイルスの浸潤状況調査の準備

- 1) 管内の移動制限区域内の農場名簿を整理し、巡回計画を作成する。
- 2) ウイルス浸潤状況確認のための検査の準備を行う。
- 3) (2) の検査は必要に応じて、病性の決定前に実施することができる。

4 市町の対応

- 1) 通行の制限又は遮断
- 2) 地域住民、自治会への情報提供等
- 3) 消毒ポイント運営への協力
- 4) 風評被害の防止
- 5) 住民への協力依頼

ワクチン接種区域において豚熱が発生した場合には、制限区域を設定しない（豚熱留意事項 34）ため、制限区域に係る事項（移動制限、消毒ポイントの設置、発生状況・清浄性確認検査、例外協議）等は適用しない。ただし、消毒ポイントについては、必要に応じて設置する。

第2 陽性決定後の対応

1 畜産課の対応（豚熱指針第18・アフリカ豚熱指針第19参照）

農林水産省において病性を判定し、動物衛生課より野生イノシシにおいて豚熱又はアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合、以下について直ちに実施する。

（1）家保に豚熱指針又はアフリカ豚熱指針等に基づく防疫対応を指示

（2）関係者への報告、連絡等

1）農政水産部長へ報告した後、県対策連絡会議の構成課に連絡する。

2）畜産試験場等へ陽性の連絡を行う。

3）陽性の旨及び当該野生イノシシを確認した地点について、ア、イに連絡する。また、ウに対し、連絡を行うよう、家保に指示する。

ア 近隣県

イ 市町、獣医師会、生産者団体その他関係団体

ウ 当該確認地点から半径10 km以内の農場及び県が必要と認める者

（3）豚等の所有者及び飼養衛生管理者への情報提供を家保へ指示

（4）【アフリカ豚熱の場合】移動制限区域の設定（法第32条）

動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生イノシシが確認された地点を中心とした半径10 km以内の区域について、生きた豚等、その死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれのある物品の移動制限区域として設定する。ただし、判定前であっても、豚熱又はアフリカ豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する（アフリカ豚熱指針第21）。

（5）【アフリカ豚熱の場合】移動制限区域内の豚等の所有者への対応

移動制限区域の設定を行った場合、区域内の家畜の所有者への情報提供等について、家保へ指示する。

（6）【アフリカ豚熱の場合】消毒ポイントの運営開始及び畜産関係車両等を運行する業者への通知

必要に応じて、市町、管轄警察署、民間団体の協力を得て、消毒ポイントの設置を家保に指示するとともに、関係業者への通知を行う。

（7）【アフリカ豚熱の場合】家畜集合施設の開催等の制限

動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する場合、家保へ指示する。（アフリカ豚熱指針第22の1（1））

1）と畜場における豚等のと畜

2）家畜市場等の豚等を集合させる催物

3）豚等の放牧

(8) 野生イノシシへの対応（感染確認検査・捕獲の強化等）

野生イノシシの採材を行うとともに、「第3野生イノシシへの対応」について、野生イノシシ班に協力要請を行う。

- ① 野生イノシシで豚熱・アフリカ豚熱が確認された場合の移動制限区域における野生イノシシのウイルス浸潤状況確認検査時、畜産課が行う死体及び捕獲イノシシからの検体の採材について、猟友会等の関係者への協力依頼。（豚熱留意事項100・アフ豚留意事項72）
- ② 野生イノシシで豚熱又はアフリカ豚熱の感染が確認された場合、ウイルスの拡散防止のため、死亡した野生イノシシは市町へ、捕獲された野生イノシシは猟友会等の関係者へ、それぞれ速やかな焼却又は埋却時の適切な処理を依頼。（豚熱指針第23の2・豚熱留意事項103・アフ豚指針第24の2、アフ豚留意事項75）

(9) 県対策連絡会議の開催

(10) 野生イノシシにおける感染の確認について公表

公表は、農林水産省と県が同時に行う。なお、公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。

(11) 県の活動状況、風評被害防止対策等の広報活動等

(12) 各種告示

- 1) 家畜等の移動の制限の告示（法第32条及び細則第7条）
- 2) 家畜集合施設の開催等の制限の告示（法第33条及び細則第7条）
- 3) 放牧等の制限の告示（法第34条及び細則第7条）

(13) 【アフリカ豚熱の場合】通行の制限又は遮断（法第10条第3項及び第25条の2第3項）

- 1) 確認地点の周辺環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、県警、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、①又は②の期間を定め、確保地点周辺への不要・不急の立入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。（アフ豚指針第20）
 - ① 当該地点を中心とした半径3km以内の区域の豚等を飼養する農場に対し、発生予防対策のために1)の措置を講じる場合：法第10条第3項に基づき72時間を超えない期間
 - ② ①の区域において豚等を飼養する農場は無いが、病原体の拡散防止のために1)の措置を講じる場合：第25条の2第3項に基づき、病原体の浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間
- 2) 野生イノシシにおける感染状況等から、通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。

- 3) 令第3条又は7条に規定する通行の制限又は遮断の手続き等については、事前に関係市町の住民に対し、その概要及び必要性を説明するよう努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

2 家畜保健衛生所、畜産試験場の対応

(1) 農場への連絡等

1) 県内の豚等の所有者への情報提供

県内全ての豚等の所有者に、陽性であると判定された旨及び当該野生イノシシを確認した地点について、情報提供を行う。

情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が豚熱・アフリカ豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

なお、陰性であると判定された旨の連絡を受けた場合も、その旨を連絡する。

2) 豚等の所有者への指導等

県内の全ての豚等の所有者を対象に、下記について指導及び要請する。

- ① 毎日の健康観察の徹底
 - ② イノシシ等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底
 - ③ 【アフリカ豚熱の場合】法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数を移動制限が解除されるまで報告すること
 - ④ 異状を確認した場合は、直ちにその旨を報告すること
- 3) 【アフリカ豚熱の場合】移動制限の対象外としての例外協議のための資料等を作成し、畜産課に送付するとともに、協議の結果等を農家等に通知する。
- 4) 【アフリカ豚熱の場合】移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する場合の連絡を行う。(アフリカ豚指針第 22 の 1 (1))
- ① と畜場における豚等のと畜
 - ② 家畜市場等の豚等を集合させる催物
 - ③ 豚等の放牧
- 5) 【アフリカ豚熱の場合】移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の家畜集合施設に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずる。(アフリカ豚指針第 22 の 1 (2))

(2) 【アフリカ豚熱の場合】消毒ポイントの開設

(3) 【アフリカ豚熱の場合】農場のウイルス浸潤状況の確認

- 1) 移動制限区域内の農場にウイルス浸潤状況の確認のため、立入検査を行い、必要に応じて検体の採材、遺伝子検出検査等を実施する。(アフリカ豚指針第 24 の 1)
- 2) 制限の対象外とするため、以下の出荷や移動のための検査、確認等を実施する。(アフリカ豚指針第 21 の 8)
 - ① と畜場に出荷する場合
 - ② 他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合
 - ③ 他農場へ精液及び受精卵を移動する場合
 - ④ 豚等の死体、排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合
- 3) 移動制限区域内のと畜場の再開のための確認を行う。(アフリカ豚指針第 22 の 2)
- 4) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認(アフリカ豚指針第 24 の 3)

3 市町の対応

【アフリカ豚熱の場合】

市町は、必要に応じて以下を行う。

- 1) 通行の制限又は遮断
- 2) 地域住民、自治会への情報提供等
- 3) 消毒ポイント運営への協力
- 4) 風評被害の防止
- 5) 住民への協力依頼
- 6) 「第3野生イノシシへの対応」への協力

本県は豚熱ワクチン接種区域のため、豚熱が発生した場合には、制限区域を設定しない（豚熱留意事項 34）ため、制限区域に係る事項（移動制限、消毒ポイントの設置、発生状況・清浄性確認検査、例外協議）等は適用しない。ただし、消毒ポイントについては、必要に応じて設置する。

第3 野生イノシシへの対応

【豚熱の場合】

畜産課は、野生イノシシにおいて豚熱が陽性である旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講じる。

（1）検査及び捕獲の強化等（豚熱指針第23の1の（1））

当該野生イノシシが確認された地点を中心とした半径10 km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生イノシシについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、抗原検査及び抗体検査を実施する。検査に当たっては、少なくとも28日間、原則として遺伝子検出検査を実施する。特に、半径3 km以内の区域については採材を積極的に実施する。また、必要に応じ、血清抗体検査を実施する。

猟友会等の関係者に対して、半径10 km以内の区域において、死亡した野生イノシシを発見した場合又は野生イノシシを捕獲した場合には、畜産課へ連絡すること及びこれらの野生イノシシからの検体の採材に協力するよう依頼する。

（2）周辺の野生イノシシにおけるウイルス拡散防止措置等

（1）により陽性と判定された野生イノシシが確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、野生イノシシの取り扱いについて、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月 環境省・農林水産省）」を参考にし、死亡した野生イノシシは市町へ、捕獲された野生イノシシは猟友会等の関係者へ、それぞれ速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう依頼する。

（豚熱指針第23の2、留意事項103）

（3）経口ワクチンの散布

野生イノシシに豚熱ウイルスが相当程度浸潤している可能性が高いと認める場合には、市町、猟友会等の関係団体と連携し、経口ワクチンの散布を行う。(豚熱指針第 24)

【アフリカ豚熱の場合】

畜産課は、野生イノシシにおいてアフリカ豚熱が陽性である旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講じる。

(1) 検査及び捕獲の強化等 (アフリカ豚熱指針第 24 の 1 の (1))

当該野生イノシシが確認された地点及び感染源となり得ると考えられた地点を中心とした半径 10 km 以内の区域において、死亡したイノシシ及び捕獲された野生イノシシについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として遺伝子検出検査を実施する。検査に当たっては、少なくとも 22 日間、原則として遺伝子検出検査を実施し、必要に応じ、動物衛生研究部門に検体を送付し、血清抗体検査を実施する。

特に、半径 3 km 以内の区域については死亡した野生イノシシを積極的に搜索し、遺伝子検出検査を実施する。また、それに外接する地域においては、野生イノシシの捕獲を進め、感受性動物の個体数の削減を図る。

猟友会等の関係者に対して、半径 10 km 以内の区域において、死亡した野生イノシシを発見した場合又は野生イノシシを捕獲した場合には、畜産課へ連絡すること及びこれらの野生イノシシからの検体の採材に協力するよう依頼する。

(2) 周辺の野生イノシシにおけるウイルス拡散防止措置等

(1) により陽性と判定された野生イノシシが確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、野生イノシシの取り扱いについて、「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き (令和元年 12 月 環境省・農林水産省)」を参考にし、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。(アフリカ豚指針第 24 の 2、留意事項 75)

第7章 県民の不安解消及び風評被害対策

1 情報提供

県対策本部は、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに防疫措置状況及びQ & A等の豚熱又はアフリカ豚熱に関する情報を掲載するとともに、報道機関等を通じて広く県民に情報を積極的に提供し、豚熱又はアフリカ豚熱に関する県民の不安解消に努め、豚肉の安全性を広報する。

2 相談窓口の設置

県対策本部は、県庁及び出先機関等に相談窓口を設置するとともに、相談電話番号等を県のホームページに掲載するなどして、広く県民の相談に応じ、不安解消に努める。

- (1) 家畜に関すること：防疫対策班（畜産課）
- (2) 消費者からの相談窓口：県民生活班（くらし安全安心課）
- (3) 県民からの健康に関する相談窓口：健康相談班（保健福祉総務課）
- (4) ペットの病気と食品に関する相談窓口：食の安全班（生活衛生課）
- (5) 野生イノシシに関する相談窓口：野生イノシシ班（みどり保全課）
- (6) 畜産農家の経営に関する相談窓口：経営対策班（農業経営課）
- (7) 関連業者の経営・融資に関する相談窓口：経営対策班（経営支援課）

3 消費者及び食肉取引業者等への対応

県対策本部は、発生確認後は直ちに、県内関係団体・市町、都道府県及び全国量販店・商業関係・外食産業団体等に対し、豚肉の安全性の広報及びその利用促進を要請する。

第8章 制限の解除及び防疫対応の終了

1 制限の解除

県対策本部は、豚熱指針・アフリカ豚熱指針に基づき、発生状況や清浄性の確認状況等を勘案して動物衛生課と協議の上、移動制限を解除する。

2 防疫対応の終了

県対策本部は、制限を解除した時、豚熱又はアフリカ豚熱の発生に係る防疫対応が終了したことを公表する。

異常豚の届出を受けた際の報告

香川県

家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分
- 2 届出者
氏 名： （職 業： ）
住 所： （電話番号： ）
- 3 異常豚の所在
住 所： （電話番号： ）
所有者氏名：
- 4 届出事項
（畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に聴き取ること。）
飼養頭数：
うち異常頭数：
- 5 おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：
- 6 既に講じた措置：
- 7 その他関連事項（疫学情報等）：
当該農場の豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている
他の農場：
最近の豚等の導入・出荷状況：
- 8 届出者への指示事項：
豚熱又はアフリカ豚熱が疑われるため、届出者に次の事項を指導した。
（１）家畜保健衛生所職員が到着（予定時刻： ）するまで離れて待機すること。
（２）農場所有者に対し、次の事項を実施するよう指導すること。
（獣医師、家畜市場、と畜場から通報があった場合は、豚熱留意事項 38・アフ豚留
意事項 15 参照）

様式 2 (豚熱指針別記様式 6・アフリカ豚熱指針別記様式 2)

異常豚が所在する農場等に関する疫学情報 (現地調査票)

香川県 家畜保健衛生所
担当 :

- 1 現地調査 日時 : 年 月 日 時 分
- 2 豚等の所有者 住所 :
畜舎の住所(家畜所有者の住所と異なる場合) :
氏名 :
- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名 :
- 4 家畜種及び飼養形態 :
- 5 飼養頭数 :
- 6 病畜頭数 :
- 7 症状、病変及び病歴 (経時的に詳細に記載) :
- 8 病性鑑定材料 (部位、検体数及び保管方法) :
- 9 当面の措置状況 (検体送付後の措置等) :
- 10 過去 28[22]*日間に当該農場に出入りした豚等の履歴 :
- 11 過去 28[22]日間に当該農場に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
(1) 人 (獣医師、人工授精師) :

(2) 車両 (家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両) :
- 12 堆肥の出荷先 :
- 13 精液及び受精卵の出荷先 :
- 14 その他参考となる事項 (周辺農場の戸数 (3km、10km)、周辺農場の豚等の様子等) :
[*] : 豚熱の場合、「28」とし、アフリカ豚熱の場合、「22」とする。

病 性 鑑 定 依 頼 書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長 殿

香川県農政水産部畜産課長

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）
- 2 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
- 3 鑑定目的
豚熱（又はアフリカ豚熱）の診断
- 4 発生状況
別添のとおり（様式2）を添付
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

様式 4 - 1

○人・車両の出入り状況（過去 28[22] 日間）

聞き取り相手：

訪問者（車両）	日時	詳細

※詳細には農場への訪問目的、農場内の動線、訪問者が前後に立ち寄った場所など記載。

聞き取りは複数の農場従事者から聞き取りをすること。

調査対象

- （１）人（農場作業員、獣医師、人工授精師等複数の家畜の農場の衛生管理区域内で作業を行う者）
- （２）車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両）

○所有者、従業員、農場指導者の他の農場への訪問の有無（過去 28[22] 日間）

聞き取り相手：

訪問農場	日時	詳細

※詳細には農場への訪問目的、農場内の動線など記載。

○入退出時の当該農場での消毒等の状況

--

※：[]は、アフリカ豚熱の場合に「28」を「22」に読み替えるものとする。

様式 4 - 2

○家畜・生産物等の出荷（導入）状況(過去 28[22]日間)＜出荷履歴＞

月日	出荷先	出荷日(月)齢	畜舎	出荷先の所在市町等

＜導入履歴＞

月日	導入先	導入日（月） 齢	受入畜舎	導入先の所在市町等

＜排せつ物搬出履歴＞

月日	搬出先	搬出量	備考

＜家畜の死体搬出履歴＞

月日	搬出先	搬出量	備考

＜精液受精卵の出荷履歴＞

月日	出荷先	出荷量	備考

＜その他（ ）＞

月日	搬出先	搬出量	備考

※：[]は、アフリカ豚熱の場合に「28」を「22」に読み替えるものとする

様式 4－3

○給与飼料の情報(過去 28[22]日間)

《配合飼料》

入荷月日	品 名	入荷先	備 考

《その他飼料等》

入荷月日	品 名	入荷先	備 考

※：[]は、アフリカ豚熱の場合に「28」を「22」に読み替えるものとする

農場従事者等名簿記入用紙

■農場責任者

氏 名		生年 月 日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
自宅住所				電話:
勤務先住所				電話:
勤務先名			業務内容:	
家族人数 (同居者)	()人		最終勤務(従事)日: 月 日	

■農場所有者(同上の場合は同上と記入)

氏 名		生年 月 日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
自宅住所				電話:
勤務先住所				電話:
勤務先名			業務内容:	
家族人数 (同居者)	()人		最終勤務(従事)日: 月 日	

■農場所有者家族(同居している方のみ)

氏 名		続柄		生年 月 日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
勤務先住所						電話:
勤務先名				業務内容:		
氏 名		続柄		生年 月 日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
勤務先住所						電話:
勤務先名				業務内容:		
氏 名		続柄		生年 月 日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
勤務先住所						電話:
勤務先名				業務内容:		

■農場従業員

氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
自宅住所				電話:
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
自宅住所				電話:
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
自宅住所				電話:
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
自宅住所				電話:
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
自宅住所				電話:
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
自宅住所				電話:
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
自宅住所				電話:
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳) 男・女
自宅住所				電話:
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日

様式 5（豚熱指針別記様式 9・アフリカ豚熱指針別記様式 5）

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、豚熱（アフリカ豚熱）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

豚等の所在する場所

豚等の種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

（備 考）

- 1 この指示については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された豚等については、家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、豚熱（アフリカ豚熱）の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

疫学関連家畜候補農場調査

※：[]は、アフリカ豚熱の場合に「28」を「22」に読み替えるものとする

疫学関連家畜候補農場等 調査票

調査年月日 年 月 日 時

聴取相手氏名

家畜防疫員名

1 農場に関する情報

1) 農場名及び所在地

2) 家畜の所有者氏名

3) 畜種・頭数等 豚：母豚（ ）頭、雄（ ）頭、哺乳豚（ ）頭
子豚（ ）頭、肉豚（ ）頭、総数（ ）頭

4) 畜舎数（ ）棟

5) 従業員氏名及び勤務期間、海外渡航歴の有無

2 発生農場との疫学関連の確認

(1) 家畜関係について（いずれかに○）

病性判定日 月 日	遡って 10[7]* 日目 月 日	遡って 28[22] 日目 月 日
事由	疑似患畜	疫学関連家畜
直接の飼養管理を実施した		
患畜等と接触した		
患畜から採取した精液・受精卵 を用いて AI 又は ET を実施		
家畜防疫員の判断による		

※：[]は、アフリカ豚熱の場合に、直前の数字を[]内の数字に読み替えるものとする。

(2) 人、物、車両が発生農場立入（遡って 28[22] 日目以降）後 7 日以内に立入あり

※立入した日

立入範囲等

出入り時の消毒状況

3 臨床症状（発熱、豚熱又はアフリカ豚熱を疑う症状等の有無）

4 検査材料採取（説明を行うこと）

①判定日までは、当該家畜の移動を禁止する。

②判定日までは、毎日当該家畜の臨床症状の観察を行い、異状の有無・状況等を、家畜保健衛生所に報告する。

検査材料： スwab 血液

検体数：

農場見取り図

※畜舎、衛生管理区域等の必要な構造を図示し、疫学関連調査の対象となった人、車両の動線を記入すること。

※：[]は、アフリカ豚熱の場合に「28」を「22」に読み替えるものとする

様式7

○豚等の飼養者名簿

<～3km 移動制限区域内>

番号	畜種	農場名	農場住所	電話番号	豚舎数	飼養頭数			備考
						繁殖豚	子豚	肥育豚	
1									出荷と畜場
2									
計									

※計は、発生農場、関連農場（疑似患畜）の頭数を除く

<3～10km 搬出制限区域内>

番号	畜種	農場名	農場住所	電話番号	豚舎数	飼養頭数			備考
						繁殖豚	子豚	肥育豚	
1									出荷と畜場
2									
計									

様式 8

移動制限除外証明書

番 号
年 月 日

〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等については、次の豚熱（アフリカ豚熱）の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 32 条第 1 項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された豚熱（アフリカ豚熱）

記

1. 禁止又は制限の対象外となる豚等：精液及び受精卵等 / 死体 / 排せつ物/
敷料、飼料及び家畜飼養器具
その他（ ）

2. 豚等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：

3. 豚等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

（留意事項）

対象家畜を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

防疫従事者健康管理基準

防疫作業従事者動員対象者は、健康診断結果により時間外勤務の制限などの業務に制限のかかっていない者を対象とすること。

(香川県職員安全衛生管理規定 D 判定)

従事者健康管理上の就業判断基準

項目	健康状態	就業判断
年齢	60歳以上	原則として、 作業不可
体温	37.5℃以上	作業不可
血圧	重症高血圧 収縮期 ≥ 180 または 拡張期 ≥ 110	作業不可
現病歴・合併症	心疾患、脳血管疾患、免疫不全、腎疾患	作業不可
その他	妊娠またはその可能性	「はい」は、 軽作業 又は 作業不可

防護服の着脱について（ウイルス拡散を防ぐために）

農場内には、感染源となる病原体ウイルスが存在します。あなた自身が農場外にウイルスを持ち出す媒介者とならないよう、下記事項に留意の上バイオセキュリティの徹底をお願いします。

【服装】

○準備する物

- ①着衣会場までの通勤服：着替えやすく、洗濯可能な服及び靴（②と兼用可）
 - ②防護服の下に着用する作業用衣類：T シャツ、作業ズボン等、靴下
 - ③必要に応じてタオル2～3枚：シャワー用等、首等に事前に巻いておくと臭いが付きにくい。
 - ④帰りの通勤服：着替えやすく、洗濯可能な服及び靴（①と兼用可、②と兼用不可）
- ・冬場は防寒対策が必要です。厚手の下着、靴下等を着用してください。（長靴のみなので、足先が冷たくなります。）
 - ・作業で汗をかく可能性がありますので、作業中の衣類は、吸水性がよく、動きやすい服を御準備ください。

【作業の流れ】

受付⇒着衣（荷物を預ける）⇒農場へ移動⇒防疫作業⇒外側防護服脱衣⇒着衣会場へ移動
⇒防護服脱衣・着替え⇒ 帰宅

* ：農場、他：着衣会場

1 ウイルス拡散防止のための注意事項

防護服は、手順に従い正しく着脱する。

- ・着衣では、露出部分がなく密封する。
- ・作業中は、作業に支障のない限り、マスクやゴーグルを外さない。
作業の安全性を優先し、やむを得ず外す場合は、肌の露出を最小限にするよう努め、作業後、消毒綿等で露出していた部分を消毒すること。
- ・脱衣では、外側部分に触れない。（ウイルスに汚染されている可能性が高いので）

2 準備

- ①着衣前にトイレはすませておく。
- ②指輪、時計など（手袋を破く可能性のあるもの）は外す。
（携帯電話、カメラの持込み禁止）
- ③髪の長い人は、結んでおく。
- ④水分をとる。
（作業に入ると飲食をすることは出来ず、
長時間の作業への脱水予防のため）
- ⑤必要物品を取り、数量・サイズを確認する。
- ⑥防護服1枚の前後と
ビニール袋に所属・氏名を書く。



3 防護服の着衣

- ①1枚目の防護服（氏名を書いていない方）を着用し、
フードを内側に折り畳む
- ②2枚目の防護服（氏名を書いた方）を着用する



1枚目



2枚目

- ③長靴を履く（※長靴を再利用する場合は、農場内で装着）

- ・1枚目の裾は長靴の中、2枚目の裾は長靴の外。



- ・膝を屈伸できるよう少し余裕を持たせた位置で、防護服（2枚目）の裾と長靴をガムテープで巻く
- ・ガムテープは、前からスタートし2周巻く。
- ・巻き終わりは、折り返し。



④帽子をかぶる

- ・眼鏡をつけている方は、帽子をかぶる前に、眼鏡の両面に曇り止めを塗る。
- ・マスクを首にかけてから、額が十分隠れるように、髪をすべて帽子の中に入れて帽子をかぶる。



⑤マスクをつけ、位置を調整する。

- ・マスクを押さえ、上側のゴムバンドを頭頂部近くにかける
- ・下側のゴムバンドを首の後ろにかける
- ・鼻あてをあわせる

両手でマスク全体をおおい、息を強く出し、マスクの周囲から空気が漏れていないか確認して下さい。



⑥防護服のフードをかぶり首もとを締める。



⑦ゴーグルを装着する

- ・片手でレンズをおさえてゴムバンドを掛ける
- ・露出部分がないかお互いに（又は鏡で）確認

着衣指導係はゴーグルに曇り止めを塗るように指示する。



⑧薄手のゴム手袋を着用する



2 枚目防護服

1 枚目防護服

薄手手袋

ガムテープで
仮止め

⑨厚手のゴム手袋を着用する

- ・厚手のゴム手袋と防護服をお互いにガムテープで2周巻く



⑩首元に隙間があればお互いにガムテープでふさぐ



⑪移動用バス（または公用車）で農場へ出発

4 防護服の脱衣

①手袋をエタノール等で消毒してから、自分でゴーグルを外し、ゴミ袋（黒）に入れる。

- 前面を押さえながら、ゴムバンドを持ち、後ろから前に外す。



②着脱指導係が厚手手袋のガムテープを外す。はずしたテープはゴミ袋（黒）へ入れる。

③着脱指導係が首元と長靴のガムテープを外し、厚手手袋を脱がす。
薄手手袋をエタノール等で消毒する。



④着脱指導係が防護服（外側）を脱がす。



⑤防護服と一緒に長靴を脱ぎ、脱衣用サンダルに履き替える。

内側の防護服に汚れが浸みるなど、汚れている場合は、内側の防護服も脱ぐ。



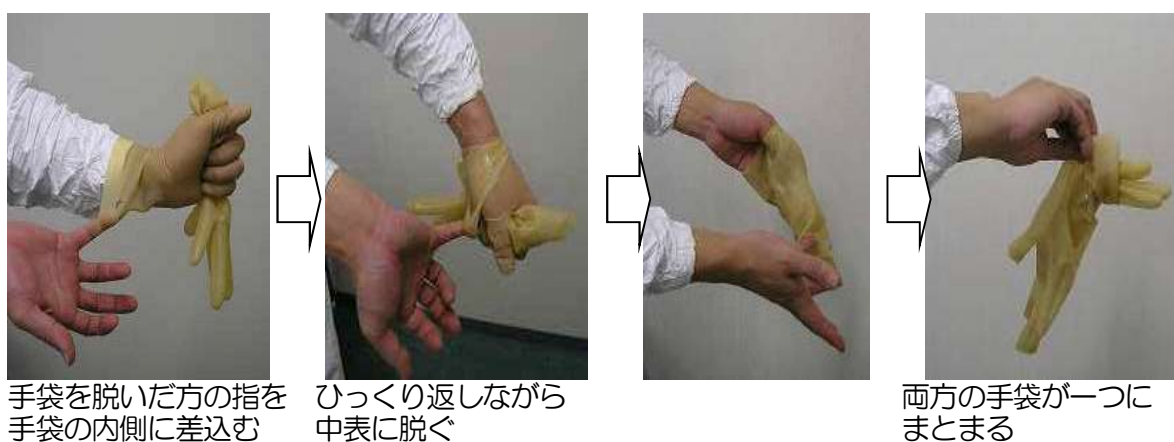
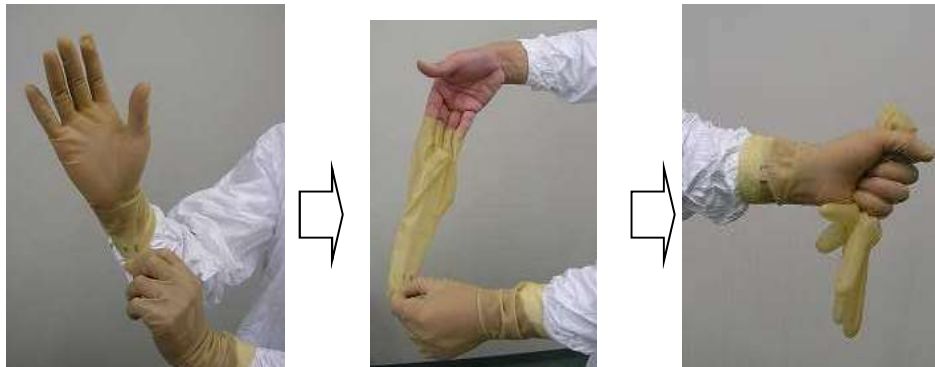
⑥マスクと帽子を一緒に取り、ゴミ袋（黒）に入れる。

- ・首の後ろのゴムバンドと帽子を一緒に持ち、後ろから前にマスクと帽子を一緒に脱ぐ。



⑦薄手手袋を外し、ゴミ袋（黒）に捨てる。

手袋をした指で、反対側の手袋の手首近くの縁をつまむ
手袋が中表になるようにひっくり返しなが
脱いだ手袋は、手袋をしている方の手に持つ



⑧手指をアルコール等で消毒する。

⑨露出していた顔や首を消毒綿で拭く。

⑩うがい薬でうがいをする。

⑪移動用サンダルに履き替える。

内側の防護服も脱衣した場合は防護服 1 枚を着衣する。



⑫バスまで移動し、手指消毒、サンダルの靴底消毒実施後、バスに乗車する。

⑬移動用バス等で着衣会場へ移動。

⑭着衣会場についたら、受付で荷物を受け取り、作業後の確認を受ける。

- ・防護服を脱衣し、シャワー施設がある場合はシャワー後、無い場合は洗顔後、衣服を着替える。
- ・脱衣した衣類は、ビニール袋に入れ、外装消毒及び手指消毒し持帰る。
- ・シャワーの際には、髪・鼻・耳の中まで入念に洗浄する。

- ・シャワーの無い場合は、頭と首にタオルを巻いて帰宅する。

⑮解散後は直ちに帰宅し、シャワーを浴び、鼻・耳の中まで入念に洗浄する。

⑯自宅では、通勤用衣類、靴、ビニール袋、持ち帰った衣類を洗濯する。

防疫作業時の注意事項等

1 防疫作業に従事する際の留意事項

防疫作業従事者から、外部にウイルスが拡散することのないよう、防疫作業に当たっては十分な措置を講じますが、皆さんも各種の指示には必ず従ってください。

(1) 防疫作業の制限

- 1) 作業前後の健康調査は行いませんので、**配布資料1**を参考に、御自身の体調により、作業従事の可否を御自身で御判断ください。
- 2) 家で、豚・イノシシを飼養している方、同居者が豚・イノシシと接触する機会がある方は、農場内の防疫作業はできませんので、名簿提出時に御注意ください。

(2) ウイルス拡散防止対策

- 1) 作業に係る衣類の着脱方法は、現地での指示に従い的確な対応をお願いします。**配布資料2**を事前に御確認ください。
- 2) 着衣会場等から帰宅するときは靴底の消毒を徹底するとともに、速やかに帰宅し、帰宅後は、入浴及び洗髪を行うとともに、通勤服及び靴、持ち帰った衣類を洗濯してください。

(3) 携行品など

発生農場には、腕時計、携帯電話、カメラ等の私物は持ち込み禁止とします。着衣会場に持ち込む荷物も、最小限にするようお願いします。現地は禁煙です。

(4) 作業時間について

原則として、農場内作業は**4時間**です。

(5) 労働安全対策

重機、車両の作業中は、その作業範囲にむやみに近づかない、必要な人はヘルメットを着用するなど、安全確保に十分注意をお願いします。また、成豚を扱う際には、注意事項を確認の上、驚かせない、むやみに近づかないなど、注意をお願いします。

配布資料4参照

(6) 防疫作業従事後の留意事項について

発生農場の防疫作業に従事した方は、原則として、従事した日から少なくとも7日間は、畜産農家、動物園、ペットショップ等に立入らず、感受性動物との接触を極力避けてください。さらに、同居者にも同様に依頼をお願いします。やむを得ず接触する場合は、事前に家畜保健衛生所に連絡し、指示を受けてください。

2 健康管理

防疫作業による健康への悪影響を回避するため、作業前及び作業中に体調が優れない場合は、スタッフ又は現場リーダーに申し出てください。

防疫作業に従事する皆さんへ

当日、体調が不良な方は原則的に防疫作業に従事できませんので、スタッフ又は現場リーダーに申し出てください。

また、防疫作業に使用する消毒剤の中には、水に溶けると強アルカリ性を示し、皮膚や粘膜等に障害を起こすものもあります。消毒剤を取り扱う作業には、肌や眼に触れないように、防護服等を適切に装着してください。

薬品の使用や作業にあたって異常を感じた場合は、すぐに現場リーダーに申し出てください。

(1) 作業中の留意事項

- 1) 飲料水を用意しています。脱水症状を起こさないよう、十分水分をとってください。

★★熱中症対策については「熱中症対策について」を参照★★

- 2) 気分や体調が悪くなった、またケガをした場合は、無理をせず、すぐに現場リーダーに申し出てください。

- 3) 作業中、動物に踏まれる、蹴られるなどでケガをした場合は、速やかに医療機関を受診してください。

★★医療機関の受診にあたっては、「医療機関受診時の留意事項」を参照★★

(2) 作業終了後の留意事項

発生農場では殺処分の現場を目撃したり、死体を取り扱ったりなど、非日常の体験をすることになります。作業終了後、気分が優れない、動物の声が聞こえて仕事にならない・眠れない等の場合は、必ず下記まで御連絡ください。健康管理室の職員が相談対応します。

健康管理室：ダイヤルイン 087-832-3052

カウンセリング室 087-832-3054

熱中症対策について

熱中症予防について

次のような持病等を持っている方は、熱中症を起こしやすいので、特に注意をして、体調不良時には早めに申し出てください。

○糖尿病 ○高血圧・心臓病 ○精神・神経疾患 ○発熱 ○下痢 ○肥満

作業前日や当日の注意

熱中症の予防には、日常の健康管理が大事です。

○前日は**十分な睡眠**をとみましょう。

○前日は禁酒、**二日酔いは厳禁**！

○**朝食**は必ず食べてください。

○作業の強度に応じて、適宜**休憩**をとってください。

○作業前後及び作業中には、定期的に**水分・塩分の補給**をしましょう。

0.1～0.2%食塩水やスポーツドリンクを飲みましょう！

熱中症が疑われる場合の対応

○めまい・失神 ○筋肉痛・筋肉の硬直
○大量の汗 ○頭痛・気分不良・吐き気・嘔吐・倦怠感
○意識障害・ケイレン・手足の運動障害 ○高体温

意識はあるか？

【あり】

①涼しい場所へ避難

②脱衣と冷却



水分摂取が自分でできるか？

【できる】



③水分・塩分の補給

症状が改善しない

【意識なし】
【返答がおかしい】

119番通報（救急隊の要請）



①涼しい場所へ避難

②脱衣と冷却



医療機関
受診

医療機関受診時の留意事項

医療機関は不特定の患者が出入りしており、感染防止拡大への慎重な対応が必要な場所です。防疫作業中の体調不良者や受傷等により医療機関を受診する場合、以下のような感染拡大防止対策をお願いします。

現場における対応

★★現場でできる応急処置★★

○熱中症 ・ ・ ・ ・ 「熱中症対策について」を参考

○消毒剤による障害

《眼に入った場合》

①直ちに眼科に連絡し、受診する ②応急措置として、きれいな水で15分以上洗う

《皮膚に付着した場合》

①汚染された衣服を脱ぐ ②皮膚を流水のもとで石鹸を使ってよく洗う

③皮膚刺激がある場合や気分が悪い場合は、医療機関を受診する

《吸入した場合》

①新鮮な空気のある場所へ移動 ②呼吸しやすい姿勢で休憩

③気分が悪い場合は、医療機関を受診する

《誤って飲み込んだ場合》

水で口の中をすすぎ、医療機関を受診する

○多量の出血 ・ ・ ・ ・ 圧迫等による止血の処置

豚熱・アフリカ豚熱は基本的に人に感染しないことから、以下の対応は、人への感染防止というよりは**ウイルスのまん延防止の目的で必要とされる**ものです。

★★患者を清潔な状態にする★★

①自力で着脱等が可能な場合

防護服全体の消毒 → 脱衣テントの指示に従い脱衣 → 手洗い・うがい・洗顔 → 手洗い

②自力で着脱等が困難な場合

周囲の方が可能な範囲で、上記手順に従い、着脱等を行い、汚染されていると思われる部分や顔、手などを人間用の消毒剤により拭き取りを行う。

＊＊防護服の脱衣が困難な場合は、ハサミで防護服を切断して脱がせる。

救急隊及び医療機関への情報提供

○患者の症状、発症時の周囲の状況等の情報提供

○患者の汚染状況等の情報提供

①手順どおりで着脱等が実施されている場合

→ 通常の診療で対応が可能。特別な感染対策は必要ないことを伝えてください。

②手順どおりで着脱等が実施されていない場合

→ 診療時はガウン・マスク・グローブを使用し、使用後は感染性廃棄物として廃棄するように伝えてください。

家畜を安全に取り扱うためには、家畜の身体的特徴や、習性を理解する必要があります。自らが怪我をしないように、家畜も落ち着いて行動できるように、事前に確認してください。

豚の取扱いについて

1. 豚を保定・移動する場合の留意点

○豚舎の構造によって、誘導や保定の方法も変わるので、現場の各係長等と事前に打ち合わせして、作業のスピードよりも安全性を重視して行うこと。

○豚の主な武器、特徴は以下のとおり

- ①鋭い歯を持っており、子豚でも油断すると怪我をする場合がある。
- ②鼻や肩、首の筋肉は極めて強く、重いパネルを持ち上げたり、人に突進して突き倒すこともある。
- ③流線型の体型を利用して、一寸した隙間でも無理やり潜り抜け攻撃してくることもある。
- ④視力が弱いため、臆病である。

また、豚は牛や羊と違って群れの中に留まろうとする習性は無いため、鳴き叫んでいる仲間の豚を助けようと突進したり、いきなり攻撃してくることがあるので、注意する。

2. 豚の誘導方法

○あらかじめ仕切り板や柵を使って、豚を移動したい場所まで誘導できるよう通路を仕切る。

○豚の誘導には、障害板などが使われる。平らな板で作業者の足を覆う大きさがあれば十分である。この板を豚の前や頭の横に置くことで、視力の弱い豚は、急に壁ができたと思い、向きを変えるため、誘導しやすい。しかし、障害板を通してその先が見えると、そこを通り抜けたり、下の隙間を通ろうとするため、隙間のない固くて頑丈なものが必要である。



豚の誘導方法（大阪府HPより）

また、豚の肩や臀部、顔の側面を棒や手で軽くたたけば、望む方向に向きが変わり前進させることができる。

アニマルウェルフェアの考え方に則した対応

家畜を殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない方法を用いて意識喪失の状態にしてから、適切な方法で行います。殺処分を実施する際に、家畜に不要なストレスを与えないためにも、家畜の基本的な行動様式、習性等を理解する必要があります。

（参考文献）

- ・「家畜の取扱いについて」三重県 HP より
- ・「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の殺処分に関する指針」（令和元年6月）公益社団法人畜産技術協会
- ・「家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編）」（平成28年3月改定版）一般社団法人日本家畜人工授精師協会
- ・「お気酷獣医クスリの処方箋」島本正平著
- ・「家畜による事故の防止の取組み」農林水産省生産局技術普及課・畜産振興課作成パンフレット

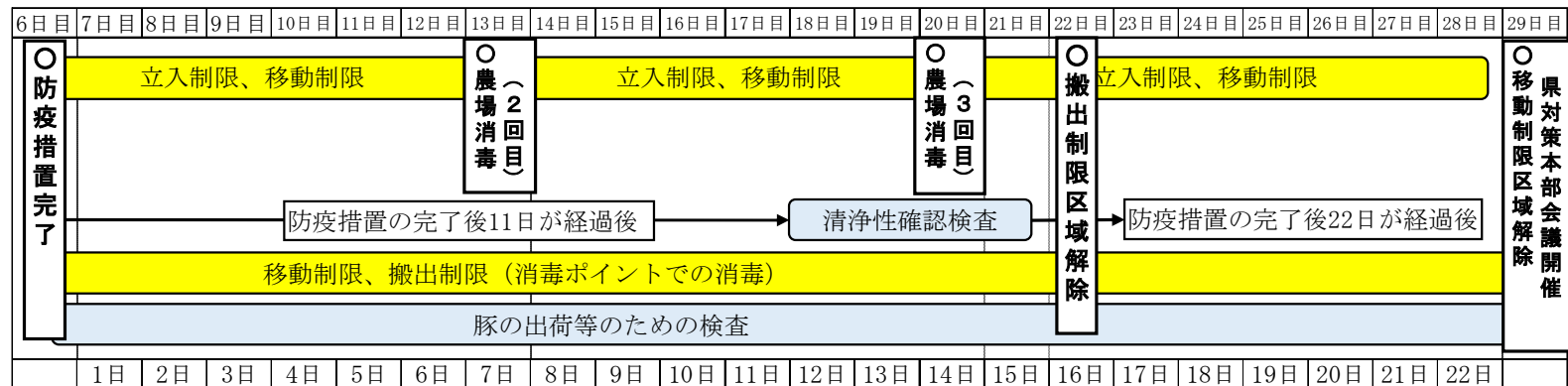
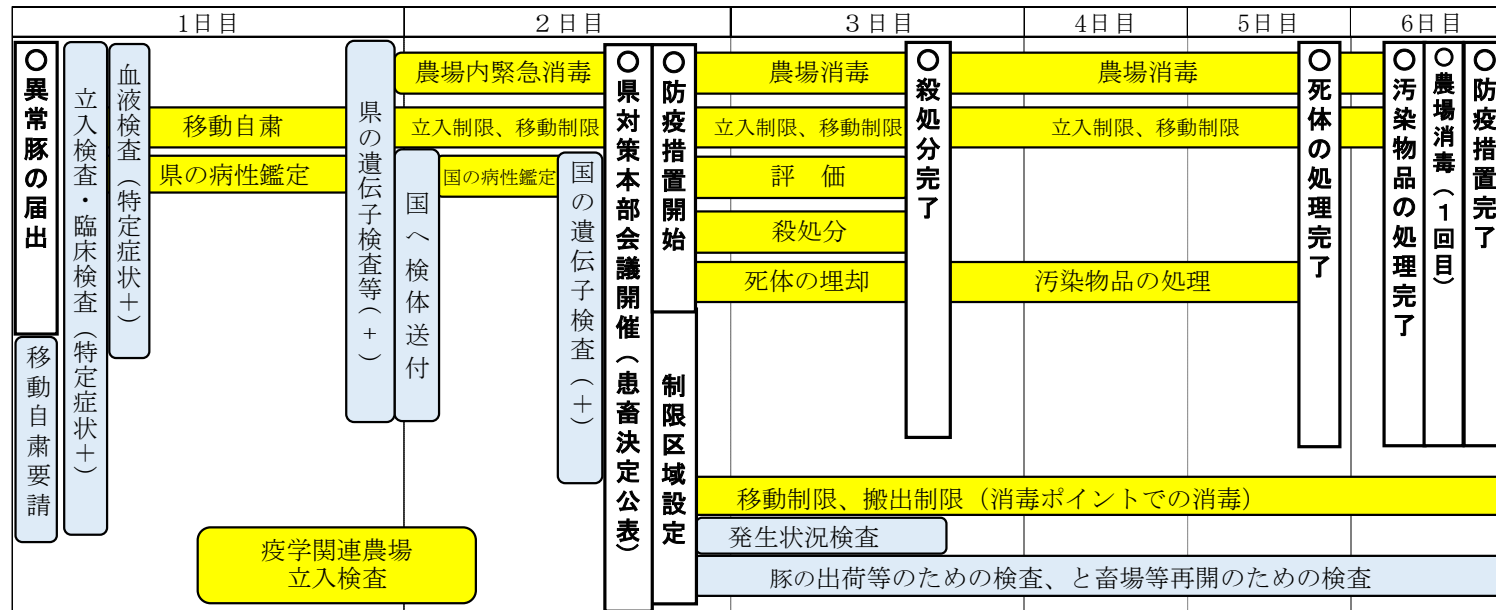
豚熱防疫対応の時間経過

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
○異常豚の届出 血液検査（特定症状＋） 立入検査・臨床検査（特定症状＋） 移動自粛要請	農場内緊急消毒 立入制限 県の遺伝子検査等（＋） 国へ検体送付 国の病性鑑定 国の遺伝子検査（＋）	○防疫措置開始 ○県対策本部会議開催（患者決定公表） 農場消毒 立入制限 評価 殺処分 死体の埋却 ○殺処分完了	農場消毒 立入制限 死体の埋却 汚染物品の処理	○死体の処理完了	○防疫措置完了 ○農場消毒（1回目） ○汚染物品の処理完了
消毒ポイントでの消毒					

6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目	15日目	16日目	17日目	18日目	19日目	20日目	21日目	22日目	23日目	24日目	25日目	26日目	27日目	28日目	29日目	30日目	31日目	32日目	33日目	34日目	35日目
○防疫措置完了	立入制限						○農場消毒（2回目）	立入制限						○農場消毒（3回目）	立入制限										○県対策本部会議開催				
															防疫措置の完了後28日が経過後→														
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	

防疫措置の完了後28日が経過後→

アフリカ豚熱防疫対応の時間経過



香川県豚熱・アフリカ豚熱対策本部設置要綱

(設置)

第1条 豚熱(Classical Swine Fever)及びアフリカ豚熱(African Swine Fever)に対する総合的な対策を講じるため、香川県豚熱・アフリカ豚熱対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(業務)

第2条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 豚熱及びアフリカ豚熱の防疫対策に関する業務
- (2) 各種情報の収集及び提供に関する業務
- (3) その他必要な業務

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、香川県内における豚熱及びアフリカ豚熱の発生時その他必要に応じて、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要と認める場合には、関係者を本部の会議に参加させて意見を求め、又は状況等を聴取することができるものとする。

(幹事会)

第5条 本部の業務の円滑な実施を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は農政水産部長を、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要と認める場合には、関係者を幹事会の会議に参加させることができる。

(庶務)

第6条 本部及び幹事会の庶務は、農政水産部畜産課で行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(別表１)

本部長

役 職 名
審議監
政策部長
総務部長
危機管理総局長
環境森林部長
健康福祉部長
商工労働部長
交流推進部長
農政水産部長
土木部長
教育委員会 教育長
警察本部長
知事公室長

(別表２)

幹事

役 職 名
環境森林部次長
農政水産部次長
政策課長
予算課長
総務学事課長
税務課長
人事課長
職員課長
広聴広報課長
危機管理課長
くらし安全安心課長
環境政策課長
環境管理課長
みどり保全課長
循環型社会推進課長
保健福祉総務課長
生活衛生課長
子ども政策課長
産業政策課長
経営支援課長
交流推進課長
農政課長
農業経営課長
畜産課長
土地改良課長
土木監理課長
教育委員会総務課長
教育委員会 高校教育課長
教育委員会 保健体育課長
警察本部 警備課長

香川県豚熱・アフリカ豚熱対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 豚熱(Classical Swine Fever)及びアフリカ豚熱(African Swine Fever)に対する総合的な対策を講じるため、香川県豚熱・アフリカ豚熱対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(業務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 豚熱及びアフリカ豚熱に関する各種情報の収集及び提供に関する業務
- (2) 豚熱及びアフリカ豚熱の対策に関する業務
- (3) その他必要な業務

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる各課の担当者をもって組織する。

2 連絡会議に会長を置き、会長は畜産課長をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、国内における豚熱及びアフリカ豚熱の発生に対処するため、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合には、市町、生産者団体、消費者団体等の関係者を連絡会議に出席させることができるものとする。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、農政水産部畜産課で行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

連絡会議の構成課(28)

課 名	備 考
政策課	
予算課	
総務学事課	
税務課	
人事課	
職員課	
広聴広報課	
危機管理課	
くらし安全安心課	
環境政策課	
環境管理課	
みどり保全課	
循環型社会推進課	
保健福祉総務課	
生活衛生課	
子ども政策課	
産業政策課	
経営支援課	
交流推進課	
農政課	
農業経営課	
畜産課	
土地改良課	
土木監理課	
教育委員会総務課	
教育委員会 高校教育課	
教育委員会 保健体育課	
警察本部 警備課	